

と云、其南の尤高き山を黒髪山と云、黒上山とも書り、古歌多し、名所なり、男體といふ云々、新後拾遺集に頼政、身の上にかゝらむ事ぞ遠からぬ黒かみやまにふれるしら雪、〔頭註、類字集〕卷七に、黒玉之玄髮山乎朝越而山下露爾沾來鴨、十一に、烏玉黒髮山山草爾小雨零敷益々所思（下野とす）くろうし（黒牛）（久漏牛）など書り、本居氏、今は黒江とて、若山の方より、熊野に物する大路にて、黒江、干瀉、名高、とつきくにあひつらなりて、三里いづれも町つくりて、物うる家しゆく立つとき、にぎはしき里どもなり、皆入海のほとりにて、けしきよし、黒江などは、山にもかたかけたるところなり、此わたり、昔は名草郡なりしを、今は海士郡と云り、此紀國の或書に、此黒江の磯へに、昔いと大きにていろ黒き石の、牛のかたちしたるが有て、潮みつればかくれ、干ぬれば顯れけるを、いつの頃よりか、やうく土に埋れゆきて見えなくなりぬるを、一とせ里人どもあまたちて、ほりあらはさむとせしかど、大きにして、つひにえほり出さでやみぬるを、今はそのあたりまで里つゞきて、かの石は、民の家の地の下に有よししるしたりと云り、○〔海〕卷七に、黒牛乃海紅丹穗經百磯城乃大宮人四朝入爲良霜、○〔瀉〕卷九に、黒牛方鹽干乃浦乎紅玉裾須蘇延往者誰妻、又古家丹妹等吾見黒玉之久漏牛方乎見佐府下

くろほのねろ（久路保乃瀨呂）上野國にあり、郡未詳ならず、國人に問べし、十四に、賀美都家野久路保乃瀨呂乃久受葉我多可奈師家兒良爾伊夜射可里久母

○け部
けひのうみ（飼飯海）荒木田氏説に、度會正柯が、淡路に飼飯野といふ地ありといへり、其所の海を云るなるべし、猶委く國人に問べし、越前國の飼飯としては、さらによしなし、さて飼字は、契

沖が、筍の誤なるべしといひ、誰も然思ふことなり、越前なるをも、筍飯と書紀にも書れたればなり、しかれども、此集に二處まで、地名に飼飯とかき、又卷四に、得飼飯而雖宿、とも見えたればことごとく誤字とはいひがたし、されば古、筍飼通し用ひしかともいふべけれども、さにもあらじ、いづれも飼飯と連ぬ書るのみにて、一字放ちてケの假字に用ひたる例もなきによりて、つらく考ふるに、畜類を飼料の飯米を古飼飯とぞいひけむ、カヒの切キなるを、ケに轉してケヒと云るなるべし、畜を氣毛能といふも、飼物の義なるを思合すべし、さてしか爾來連ぬ書し字なるから、地名にも何にも、そのままに連用たるならむとこそ思はるれ、卷三に、飼飯海乃庭好有之知藤乃亂出所見海人釣船

けひのうら（飼飯乃浦）越前國敦賀郡筍飯浦を云るか、又は件の淡路の飼飯海にもあるべし、今定めてはいひがたし、十二に、飼飯乃浦爾依流白浪敷布二妹之容儀者所念香毛

○こ部
こが（許賀）（許我）など書り、下總國葛飾郡古河の渡なり、古本松島日記に、むさし野のひがしの古河のわたりといふにいたる、日光名勝記にも、古河城見えたり、岡部氏説に、久良反許なれば、久良我と許我は同じことにて、かさね云るかといへるは悪し、久良は可とこそ約れ、十四に、安波受之氏由加婆乎思家牟麻久良我能許賀已具布爾爾伎美毛安波奴可毛、○〔渡〕十四に、麻久良我乃許我能和多利乃可良加治乃於登太可思母奈奈徹兒由惠爾

こかたのうみ（子難解）（粉瀘乃海）など書り、越前國にあるなるべし、前中後未詳ならず、契沖云、清原元輔家集に、中つかさがあるところにかかりたりしに、貝を籠に入れて侍りしに、浪間分見るかひ

しなし伊勢の海のいづれ粉瀨の名残なるらむ、これによれば、伊勢にもこかたといふ處のあるにこそ、〔頭註〕名寄云、對馬の府中の良の方に、紫〔十二に、吾妹兒乎外耳哉將見越瀨乃子難瀨乃島樽名國、十六に、紫乃粉瀨乃海爾潛鳥珠潛出者吾玉爾將爲〕

こし〔越〕(故之)(古之)(古思)(故事)(故志)など書り、越前越中越後をすべて云り、十七に、於保吉民能云々之奈射加流故之乎遠佐米爾云々、又、大王乃云々美雪落越登名爾於弊流云々、十八に、之奈射可流故之能吉美能等可久之許會楊奈疑可豆良枳多努之久安蘇婆米、又、於保伎見能云々美由伎布流古之爾久太利來、云々、十九に、安志比奇能云々、科坂在故志爾之須米婆云々、又、之奈謝可流越爾五箇年住々而立別麻久惜初夜可毛、○〔國〕十九に、妹乎不見越國徹爾經年婆吾情度乃奈具流日毛無、○〔海〕卷三に、越海之角鹿乃濱從云々、又、越海乃手結之浦矣客爲而見者乏見日本思櫃、十二に、吾妹兒乎外耳哉將見越瀨乃子難瀨乃島樽名國、十七に、可加良牟等可禰底思理世婆古之能宇美乃安里蘇乃奈美母見世麻之物能乎、又故之能宇美能信濃乃波麻乎由伎久良志奈我伎波流比毛和須禮底於毛倍也、○〔路〕卷九に、三越道之雪零山乎將越日者留有吾乎懸而小竹葉背、十五に、加思故美等能良受安里思乃美故之路能多武氣爾多知何毛我名能里都、○〔大山〕十二に、三雪零越乃大人行過而何日可我里乎將見、神名帳に、越前國丹生郡大山御坂神社あり、和名抄に、越中國婦負郡大山、(於保也萬)と見えたり、此はいづれをいへるにか、○〔邊〕十八に、可多於毛比遠宇萬爾布都麻爾於保世母天故事部爾夜良波比登加多波牟可母、○〔三越〕〔美故之〕(三は御なり、越を美て云るなり、御熊野などいふ御に同じ)上の路の下に歌を出す

思能奈可久奴知許登其等云々

こしま〔兒島〕 吉備の兒島なり、き部きびのこしまの條に既に云り、卷六に、日本道乃吉備乃兒島乎過而行山筑紫乃小島所念香裳

こしま〔子島〕 紀伊國名草郡、和歌山城府より、今道三里ばかり北に見島といふあり、今人家千五百戸許ありて、往來の船の泊る處なり、と其國人云り、是なるべし、卷一(或本)に、吾欲子島羽見遠底深伎阿胡根能浦乃珠會不拾

こしま〔小島〕 紀伊國牟婁郡那智山の下なる、粉白浦といふ所より、十町ばかり西南に玉の浦あり、さてその南の海中に、散々に岩あれば、其を小島といへるなるべし、其をおきて他に島はなしとぞ、卷七に、自荒磯毛益而思哉玉之浦離小島夢石見

こしま〔小島〕 此は件の紀伊國にある小島の中をいへるか、又はかの吉備の兒島にてもあらむか、今決めがたし、今按に、發句に雲隱といひ、又小島神之恐者といへる、ともに平穩ならず思はるゝに付て、竊に考るに、小は光字の畫の滅たるにて、島は鳴字を誤れるならむか、さて雲隱光鳴神之恐者にて、もと雷にたとへたる歌なりけむを、はやくより今の如く誤傳へて、此集にも寄海歌の中に收たるにや、〔頭註〕古今集によめる橋の小島が〔卷七に、雲隱小島神之恐者目間心間哉〕

こしま〔兒島〕 何地にある島とも定めがたし、難波より見放る海中の島を、ひろく云るにもあるべし、此歌を、類字集に、備前兒島郡と定めたるは謂なし、〔頭註〕拾遺集に、浪間よりみゆるこし〔卷八に、波上從所見兒島之雲隱穴氣衝之相別去者〕

こすけろのうら〔古須氣呂乃宇良〕 武藏國と下總國とのあはひなる、葛飾郡に小菅といふ所ありて、

今は里中なれど、此邊、古隅田川といひしあたりにて、古くは河にも浦をいへれば、こゝをいひしならむと云り、十四に、古須氣呂乃宇良布久可是能安騰須酒香可奈之家兒呂乎於毛比須吾左牟

こせ (巨勢)(越)(許世)(許湍)(高湍)など書り、大和國高市郡にて、藤原にありて、古瀬村と云り、

十二に、高湍爾有能登瀬乃河之後將合妹者吾者今爾不有十方、○(山) 卷一に、巨勢山乃列々椿

都良々々爾見乍思奈許湍乃春野乎、卷七に、吾勢子乎乞許世山登人者雖云君毛不來益山之名爾有

之、卷十に、吾瀬子乎莫越山能喚子鳥君喚變瀬夜之不深刀爾、○(野) 卷一に、巨勢山乃列々椿

都良々々爾見乍思奈許湍乃春野乎、又、(或本) 河上乃列々椿都良々々爾雖見安可受巨勢能春野者、

○(路) 卷一に、八隅知之云々不知國依巨勢道從云々、卷三に、小浪磯越道有能登湍河音之清左

多藝瀨每爾、十三に、直不來自此巨勢道柄石椅踏名積序吾來戀天窺見、又、直不往此從巨勢道

柄石瀨踏求會我來戀而爲便奈見

こそ (許會) 未詳ならず、十四に、於保夫爾乎倍由毛登毛由毛多可米提之許會能左刀妣等阿良波左

米可母

こなのしらね (故奈乃思良禰) 未詳ならず、雅澄竊按に、故奈乃思良禰は、若は奈は志字の寫誤な

どにて、越之白峯にはあらずや、後撰集に、年深くふりつむ雨を見るときぞ越の白峯に住心ちする、

千載集に、みよし野の花のさかりをけふみればこしの白根に春風ぞ吹、續古今集に、爰に又ひかり

を分てやどすかなこしの白根や雪のふるさと、などある是なり、古今集にも、君が往越の白山しら

ねどもとあり、白山は白峯に同じ、さてかの越の白山は、東國より見えみ見えみ遙々に眺望らる

る故に云るなるべし、阿抱思太毛安波乃傲思太毛は、逢時も不逢時もといふにて、その逢は見ゆ

ること、不逢は見えざることを云るを思ふべし、しかれども、こは余が、せめて推量に考たる説な

り、なほ識者につきて、たづね明らかむべし、十四に、等保斯等布故奈乃思良禰爾阿抱思太毛安波乃

傲思太毛奈爾已會與佐禮

こぬみのはま (許奴美乃濱) 神名帳に、常陸國鹿島郡大洗磯前神社あり、其處にある海濱の名なる

べしと云り、續後撰集に、いほさきのこぬみのはまのうつせ貝、とよめるは、元來磯崎を、いほさ

きと唱へたがへたるものなり、此外にも、いほ崎とよめる歌あり、さてそのいほさきといふにより

て、駿河の名處とするは、いみじきおしあてなり、新續今古集に、定家、駒なづむ岩城の山を越か

ねて人もこぬみの濱にかもねむ、十二に、磐城山直越來益磯崎許奴美乃濱爾吾立將待

こば (古婆) 和名抄に、武藏國橋樹郡橋樹、(多知波奈)とあり、其地にあるなるべし、十四に、多

知波奈乃古婆乃波奈里我於毛布奈牟己許呂宇都久志伊氏安禮波伊可奈

こばま (粉濱) 撰津國住吉郡にあり、卷六に、住吉乃粉濱之四時美開藻不見隱耳哉戀渡南

こはたのやま (強田山) 山城國宇治郡山科にありて、今は木幡山とかけり、神名帳に、山城國宇治

郡許波多神社三坐、(並大、月次新嘗、)山科神社二坐、(並大、月次新嘗、)通證云、山背國風土記曰、

宇治郡木幡社、名三天忍穗耳尊、十一に、山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得

こふのはら (子負原)(故布乃波良)など書り、筑前國怡土郡深江村の西方にありて、今は己夫と夫

を濁りて呼といへり、古は布を清て唱へしことさらなり、筑紫風土記に、逸都郡子饗原有二石兩顆

云々、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國一軍之際、懷娠漸動、時取二兩石挿著裙腰、遂襲新

羅云々、筑前風土紀に、怡土郡兒饗野、(在二郡西)此野之西有白石二顆、曩者氣長足姬尊、欲征伐

二之卷考處名集葉萬

新羅、到於此村、御身在妊、忽當誕生、登時取此二顆石、挿於御腰、祈曰云々、還來即產也、所謂譽田天皇是也、時人號其石曰皇子產石、今訛謂兒鑿石、とあり、〔頭註、筑前名寄云、怡土郡子皇、彼石二共、近代ぬす人とりて、今は此原になし、〕卷五に、筑前國怡土郡深江村子負原、臨海丘上有三石云々、乃作歌曰、可既麻久波云々字奈可美乃故布乃波良爾云々

こま (狗) (高麗) など書り、蕃國にて、いはゆる三韓の高麗なり、卷二に、挂文云々狗劔和射見我原乃云々、十二に、高麗劔己之景迹故外耳見乍哉君乎戀渡奈牟、十一に、狗劔紐片紋床落邇留明夜志將來得云取置待、又、垣蘆鳴人雖云狗劔紐解開公無、又、狗劔紐解開夕戸不知命有戀、有、十二に、高麗錦紐之結毛解不放齋而待杼驗無可聞、十六に、緑子之云々狗劔紐丹縫著云々

こまやま (狗山) 和名抄に、山城國相樂郡大狗下狗、(之毛都故未)と見えたり、山城名勝志に、大狗山今上狗村歟、在平尾南木津渡北山際、下狗郷木津川西、祝園村西飯岡南有下狗村、上狗隔川、と見えたり、書紀に、欽明天皇二十一年、詔曰、有司宜於山背國相樂郡起館、淨治、厚相資養云々、遂引入山背高城館、私記に、案假名本作高麗斐乃多知、とあり、これも此地に起られたる館なり、夫木集に、春ふかなりゆくまゝに狗山に立のみわたる花の白雲、異本應仁記に、文明二年、大内介は、上山城狗と云所を、城廓に拵へて云々、など見えたり、名の由縁は高麗にて、高麗使人をすましめ、遂に高城館を作り、高麗使を饗給ひしこと書紀に見えて、上にかつが引る如し、しかるに三代實錄、貞觀三年八月十九日、伴宿禰善男等奏言に、狹手彦、宣化天皇世、奉使任那、征新羅、復任那、兼助百濟、欽明天皇時、百濟以高麗之寇遣使乞救、狹手彦復爲大將軍、伐高麗、其王踰牆而遁、乘勝入宮盡得珍寶貨賂以獻之、珠敷天皇世、還來獻高麗之囚、今山城國狗人是也、と見えたるによれば、高麗の囚人を居しめし地なるをもて云るなるべし、狗野と云も、此地の野なり、續紀に、天平神護元年八月庚申朔、從三位和氣王坐謀反誅云々、流伊豆國、到山背國相樂郡、絞之埋狗野、と見え、永享年中寺社文書に、山城國狗野庄云々、公任、山近み朝立雲と見えつるは狗野の里の煙なりけり、此歌は、春日よりかへり侍りけるに、山づらに煙の立けるを問ば、狗野の里といひければよめるとあり、元良親王家集に、狗野の院にて、秋つとめておきたりけるに、涙しのぶるひとりこといひけるとあるは、靈異記中卷に、去天平年中、山背國相樂郡高麗寺僧榮常、常誦法花經、云々、とある高麗寺にや、卷六に、狗山爾鳴霍公鳥泉河渡乎遠見此間爾不通

こましま (狗島) 肥前國松浦郡にあり、十五に、肥前國松浦郡狗島亭船泊之夜
こもちやま (兒毛知夜麻) 未詳ならず、十四に、兒毛知夜麻和可加敏流氏能毛美都麻氏宿毛等波毛布汝波安村可毛布

萬葉集名處考卷之三

○さ部

さうま (相馬) 和名抄に、下總國相馬(佐宇萬)郡とあり、卷廿二に、相馬郡
さがらやま (相樂山) 和名抄に、山城國相樂郡相樂、(佐加良加)古事記成務天皇條に、圓野比賣、到
山代國之相樂時、取懸樹枝而欲死、故號其地謂懸木、今云相樂、と見えたり、卷三三に、白
細之云々山代之相樂山乃云々

さかのへ (坂上) 大和國添上郡にあり、卷三三に、大伴坂上郎女、卷四に、坂上大嬢(左の傳文
に)母居坂上里、仍曰坂上大嬢(なほ卷々に多く出れども、用なければ略きつ)

さかたのはし (坂田乃橋) 大和國高市郡、小墾田の金剛寺を、坂田尼寺といへり、南淵山、細川山
より水落合て、坂田寺のかたへも流るといへば、そこに渡せる橋をいふならむよし契沖いへり、坂
田寺は、書紀推古天皇卷に、十四年五月、勅鞍作鳥曰云々、即賜大仁位、因以給近江國坂田郡
水田二十町焉、鳥以此田爲天皇作金剛寺、是今謂南淵坂田尼寺、とあるこれなり、千載集
に、朽果てあやふく見えしをはたのいた田の橋も今渡すなり、とあるをはじめて、すべてをはた
たのいたの橋とよめる歌多きは、皆誤をうけつぎたるなり、十一に、小墾田之坂田乃橋之壞者
從桁將去莫戀吾妹、(坂字、舊木板に誤れり、今改つ)

さかて (坂手) 大和國城下郡に、今坂手村ありと云り、其地なるべし、書紀景行天皇卷に、坂手池
をつくらせ給ふよし見えたり、十四に、早開云々鳥網張坂手乎過云々

さがむ (相模) 國名なり、和名抄には、相模(佐加三)とあれど、其は後に、轉訛れる唱にて、古は
佐我武と呼しなり、古事記に、相武國と書を思合て、模字もムの假字なるを知べし、東遊歌に、
左加安無乃於禰、とあるも、相模の峯といふことなり、○〔嶺〕十四に、相模禰乃乎美禰見所久思
和須禮久流伊毛我名欲妣氏吾乎禰之奈久奈、今相模國に大山とて、雨降神社のある山を、相模嶺と
云なるべしと云り、○〔路〕十四に、相模治乃余呂伎能波麻乃麻奈胡奈須兒良久可奈之久於毛波流
留可毛

ささき (咲)(生)(佐紀)(開)など書り、和名抄に、大和國添下郡佐紀とあり、神名帳に、大和國添下
郡佐紀神社、諸陵式に、狹城盾列池、後陵、狹城盾列池上陵、古事記垂仁天皇條に、此后者葬狹木之
寺開陵也、書紀同天皇卷に、三十五年、作倭狹城池、續紀に、大和國添下郡佐貴郷高野山陵、な
どあり、今の超昇寺村、常福寺村山陵村などのあたり、佐紀郷の地なるべしと本居氏云り、○〔宮〕
卷一に、長皇子與志貴皇子於佐紀宮俱宴、○〔山〕卷十に、春日在三笠乃山爾月母出奴可母佐紀山
爾開有櫻之花乃可見、○〔野〕爾十に、姫部思咲野爾生白管自不知事以所言之吾背、又、事更爾
衣者不摺住人部爲咲野之芽子爾丹穗日而將居、(頭註、風雅、春山のさき野の薄かき)○〔澤〕卷四に、
娘子部四咲澤一生流花勝見都毛不知戀裳摺可聞、卷七に、姫押生澤邊之眞田葛原何時鴨絡而我
衣將服、十二に、垣津旗開澤生菅根之絶跡也君之所見頃者、○〔沼〕十一に、垣津旗開沼之
菅乎笠爾縫將著日乎將爾年會經去來

さきたがは又さきたのかはとも (辟田河)(左伎多河)など書り、越中國にあるなるべし、郡未詳な

らず、十九に荒玉能云々、墮多藝知流辟田乃河瀬爾年魚兒狹走云々、又、紅衣爾保波之辟田河絶已等奈久吾等看牟、又、毎年爾鮎之走婆左伎多河鷓八頭可頭氣氏河瀬多頭爾牟

さきたま (前玉) (佐吉多萬) など書り、

和名抄に、武藏國埼玉 (佐伊太末) 郡とあり、(伎を伊とい

へるは、後の音便なり) 卷九に、前玉之小崎乃沼爾鴨會霧已尾爾零置流霜乎掃等爾有新、○〔津〕十四に、佐吉多萬能津爾乎流布爾乃可是乎伊多美都奈河多由登毛許登奈多延會爾

さぎさか (鷺坂) 山城國久世郡にあり、卷九に、山代久世乃鷺坂自神代春者張乍秋者散來、○〔山〕

卷九に、白鳥鷺坂山松影宿而往奈夜毛深往乎、又、細比爾乃鷺坂山白管自吾爾居保波尼妹爾示

さくらだ (櫻田) 和名抄に、尾張國愛智郡作良と見ゆ、其地の田なり、催馬樂に、さくら人其船ち

ぢめとあるも、その作良人なるべし、卷三に、櫻田部鶴鳴渡年魚市方鹽干二家良進鶴鳴渡

さなみ (樂浪) (神樂浪) (神樂波) (左散難彌) (佐左浪) など書り、古事記仲哀天皇條に、

爾追迫敗出ニ沙々那美、悉斬ニ其軍云々、應神天皇條大御歌に、志那陀由布佐々那美遲袁云々、書紀

神功皇后卷に、及ニ于狹々浪粟林云々、欽明天皇卷に、發自難波津、控引船所狹々波山云々、

天武天皇卷に、會ニ於彼 (此云左々) 浪而探捕左右大臣云々、など見えたり、本居氏云、志賀は古

より廣き名にて、郡名にもなれるを、なほ古は沙々那美は、志賀よりも廣き名にやありけむ、萬葉

の歌どもに、樂浪の志賀と多くよみて、志賀の樂浪とよめるはなし、又樂浪之平山ともあれば、比

良のあたりまでかけたる名にぞありけむ、(已上) 今按に、後に志賀郡なる一處の名となれるなるべ

し、今昔物語十一に、志賀郡篠波山と見えたり、さて又篠波の長柄の山などもあるを見れば、彼頃

まで、地名なることをわきまへたりしを、後々は細浪のことと思ひ誤りたる趣、往々に見えたり、

さて集中佐々に、神樂聲とも、神樂とも、樂とも書、又和名抄に、但馬國氣多郡樂前(佐々乃久萬)

とも見ゆ、本居氏又云、此は古事記石屋戸段に、手艸結天香山之小竹葉而、於天之石屋戸一伏ニ

汗氣而、踏登杼呂許志、とある故事によれり、神樂には小竹葉を用ひ、其を打振音の佐阿阿と鳴

に就て、人等も同じく音を和せて、佐阿阿と云ける故なるべし、猿樂の謠物に、さづくの聲ぞ

樂むと云も、松風の颯々と云音より、是に云かけたるなり、又竹葉の名を佐々と負るも、此音より

ぞ出つらむ、細小の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小字は、幹の小きを云るにて別なり、神

樂歌古本に、本方安以佐々々々末方安以佐々々々と云ことあり、こは佐々佐々と唱たるか、又は佐

阿阿を、如此書るか、何にまれ、かの小竹葉の音に和せたる聲より出ることなるべし、卷一に、

玉手次云々石走淡海國乃樂浪乃大津宮爾云々、又、浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津、

又、左散難彌乃志我能大和太與杼六友昔人二亦母相目八方、卷二に、神樂波之志賀左射禮敷布

爾常丹跡君之所念有計類、又、樂浪之志我津子等何罷道之川瀬道見者不恰毛、卷七に、佐左浪乃

連庫山爾雲居者雨會零智否反來吾背、又、神樂浪之思我津乃泉郎者吾無二潛者莫爲浪雖不立、十

三に、王云々樂浪乃志我能韓琦云々、卷九に、樂波之平山風之海吹者釣爲海人之袂變所見、○

〔國〕卷一に、樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛、○〔舊都〕卷一に、古、人爾和禮有

哉樂浪乃故京乎見者悲寸、卷三に、如是故爾不見跡云物乎樂浪乃舊都乎令見乍本名、○〔大山〕

卷二に、神樂浪乃大山守者爲誰可山爾標結君毛不在國

さらのをぬ (左佐羅能小野) (神樂良能小野) など書り、

此は卷七に、天在日賣菅原とある類にて、

天上にある野を云るとしられたり、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにはあらず、大和國の地

天上にある野を云るとしられたり、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにはあらず、大和國の地

天上にある野を云るとしられたり、契沖が、左々良能小野は、天上にあるにはあらず、大和國の地

名なるべし、月を佐々良衣壯士と云から、天にある月といふ心にて、いひかけたると云るは、いみじき非なり、さらば久堅之とか、三空往とか、外に云やうあるべし、且稷壯士といはずして、唯左々良とのみいひて、月のことゝは、いかでかきこゆべからむ、左の卷、三なる左佐羅能小野は、天川原によみ合せたれば、天上のなること、何をか疑はむ、卷三に、名湯竹乃云々、天有左佐羅能小野之云々、十六に、天爾有哉神樂良能小野爾茅草茹草茹婆可爾鶉乎立毛

さしま (猿島) 和名抄に、下總國猿島 (佐之萬) 郡、とあり、卷廿に、猿島郡、さしなみのくに (刺並之國) 古に伊豫之二名島と云るは、阿波讃岐伊豫土佐の四國を總たる名なり、二名島は、二並島といふことなるべし、しかいふ所以は、本居氏古事記傳に委しければ、今こゝに略きつ、さてその二並島を、刺並國とも云りしなるべし、左の歌は、石上乙麻呂卿の、土佐へ配れ給をいへればなり、卷六に、王命恐見、刺並之國爾出座云々

さだのうち (左太能浦) (貞浦) (貞能浦) など書り、土佐國幡多郡伊佐村に、蹠蹠御崎あり、即金剛神寺の山岬なり、後世に至りて、足摺山と呼り、彼寺に藏る、應保年中より文明年中までの古文書どもに、皆蹠蹠とあり、足摺といふは、近世に蹠の字に就て出來たる唱なり、此岬の海に浦といふべき所ありて、實に奥浪邊浪のはげしくよせかへる地なれば、彼處にや、十一に、奥波邊浪之來緣左太能浦之此左太過而後將戀可聞、十二に、奥浪邊浪之來依貞浦乃此左太過而後將戀鴨、又、貞能爾依流白浪無間思乎如何妹爾難相

さだのをか (佐太乃岡) (佐田乃岡) など書り、大和國高市郡檜隈郷にあり、卷二に、朝日且流佐太乃岡邊爾群居乍吾等哭涙息時毛無、又、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、又、所由無

さつま (薩摩) 國名なり、卷三に、隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨

さてのさき (佐堤乃崎) 八雲御抄に、伊勢國の名處としるし賜へるは、いかゞあらむ、本居氏云、神名帳に、伊勢國朝明郡志氏神社あり、今もして崎といへり、佐堤の佐は、信か詩の誤にて、志氏の崎なるべし、卷四に、網兒之山五百重隱有佐堤乃崎左手蠅師子夢二四所見

さど (佐渡) 國名なり、十三に、佐渡

さなつらのをか (左奈都良能乎可) 未詳ならず、左は、檜隈を左檜隈といふ如く、そへたる言にて、陸奥國名取郷あれば、其地にて、左名取なるべきかとも思へど、いかゞあらむ、略解に、神名帳に、常陸國那賀郡酒列磯崎神社あれば、左奈都良といふ所を、かく書しならむと云れど、酒列は、サカナミカサカツラにて、左奈都良を、しか書べき謂なし、十四に、左奈都良能乎可爾安波麻伎可奈之伎我古麻波多具等毛和波素登毛波自

さぬ (佐農) (狹野) など書り、紀伊國牟婁郡にあり、書紀神武天皇卷に、遂越狹野到熊野神邑、と見えて、神邑は、神之崎、佐野は狹野の渡の地なり、〔頭註〕類字集に大〔渡〕卷三に、苦毛零來雨可神之崎狹野乃渡爾家毛不有國、渡はその地に河ありて、その渡津をいふべし、すべて渡は、海河につきて、いふことにて、邊を和多利と云ことは、此集の頃にはなかりしなり、邊を和多利と云るは、字鏡に、驢鼻兩旁、波奈乃和多利、とあるなどや、はじめならむ、伊勢物語に、五條わたりと云るも、五條邊なり、○〔岡〕卷三に、秋風乃寒朝開乎佐農能岡將超公爾衣借益矣、〔頭註〕新篠葉刈しきひとりかもれむ

さぬ (左野) (佐野) など書り、上野國今の佐野村なり、今もその村に舟橋を渡せし川ありて、舟橋を繋ぎし木なりとて、近き世までもありしとぞ、詞花集に、夕霧に佐野の舟橋音すなり、手馴の駒のかへり來るか、又千載集に、住なれし佐野の中川瀬絶してながれかはるは涙なりけり、とよめるも、其處の川なるべし、後撰集に、東路のさのふなはしかけてのみ思ひわたるを知人のなき、十四に、可美都氣野左野乃九久多知乎里波夜志安禮波麻多牟惠許登之許受登母、又、可美都氣野乃布奈波之登利波奈之於也波左久禮騰和波左可禮賀倍。

さぬだ (佐野田) 佐野田を、サヌダとよめるに從るときは、件の佐野村の田をいふべし、サヤタと訓るによるときは、地たがへり、猶下にいふ、十四に、可美都氣野佐野田能奈倍能武良奈倍爾許登波佐太米都伊麻波伊可爾世母。

さぬやま (左努夜麻) 件の佐野村にある山をいふか、又和名抄に、常陸國筑波郡にも、久慈郡にも佐野郷あれば、其中の山を云るにもあるべし、十四に、佐努夜麻爾宇都也乎能登乃等抱可騰母爾毛等可兒呂賀於毛爾美要都留。

さぬきのくに (讃岐國) 國名なり、卷二に、玉藻吉讃岐國者云々。

さぬかた (狭野方) (沙額田) (左野方) など書り、近江國坂田郡筑摩郷の中にあるべし、卷十に、狭野方波實爾雖不成花耳開而所見社戀之名草爾、又、狭野方波實爾成西乎今更春雨零而花將咲八方、十三に、師名立都久麻左野方云々、○〔野〕 卷十に、沙額田乃野邊乃秋芽子時有者今盛有折而將挿頭。

さば (佐婆) 和名抄に、周防國佐波 (波音馬) 郡 (國府)、書紀仲哀天皇卷に、參二、迎于周芳沙磨之

浦とあり、十五に、佐婆海中

さひか (左日鹿) (狹日鹿) など書り、紀伊國海部郡に雜賀庄とて廣き地あり、野は即其處なり、浦は、若浦の西方に雜賀崎と云所あれば、そのわたりなるべしといへり、○〔野〕 卷六に、安見知之云々左日鹿野由背上爾所見云々、○〔浦〕 卷七に、木國之狹日鹿乃浦爾出見者海人之燈火浪間從所見さへきやま (佐伯山) 契沖、安藝國佐伯群あり、そこなどにある山にやと云り、又或説に、伯は附字の草書を誤れるにて、佐附山なるべきかと云り、さらば地名に非ず、たゞ五月頃の山を云るなり、卷七に、佐伯山于花以之哀我子駕取而者花散軀。

さへき (佐伯) 和抄に、安藝國佐伯 (佐部木) 郡、とあり、卷五に、安藝國佐伯郡

さほ (佐保) (佐寶) (狹穗) (佐穗) など書り、大和國添上郡にあり、卷三に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣、卷四に、佐穗度吾家之上二鳴鳥之音夏可思吉愛妻之兒、卷六に、吾背子我著衣薄佐保風者疾莫吹及家左右、○〔路〕 卷八に、吾背兒我見良牟佐保道乃青柳乎手折而谷裳見綵欲得、卷廿に、由布義理爾知村里乃奈吉志佐保治乎婆安良之也之且牟美流與之丑奈美、○〔山〕 卷三に、梯角乃云々都禮毛奈吉佐保乃山邊爾云々、又、佐保山爾多奈引霞每見妹乎思出不泣日者無、又、昔許曾外爾毛見之加吾妹子、○〔路〕 卷八に、刺竹之大宮人乃家跡住佐保能山乎者思哉毛君、卷七に、佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤、卷八に、宇能花毛未開者霍公鳥佐保乃山邊來鳴令響、卷十に、不答爾勿喚動會喚子鳴佐保乃山邊乎上下一、十二に、思出時者爲便無佐保山爾立雨霞乃應消所念、○〔川〕 卷一に、天皇乃云々、佐保川爾伊去至而云々、卷三に、飯 (宇) 海乃河原之乳鳥汝鳴者吾佐保川乃所念國、又、梯角乃云々佐

保川乎朝川渡云々、卷四に、狹穗河乃小石踐渡夜平玉之黑馬之來夜者年爾母有穢、又、千鳥鳴佐保乃河瀬之小浪止時毛無吾戀者、又、千鳥鳴佐保乃河門乃瀬乎廣彌打橋渡須奈我來跡念者、又、佐保河乃涯之官能小歷木莫刈鳥在乍毛張之來者立隱金、又、千鳥鳴佐保乃河門之清瀬乎馬打和多思何時將通、卷六に、眞葛延云々千鳥鳴其佐保川丹云々、又、不所念來座君乎佐保川乃河蝦不令聞還都流香聞、卷七に、佐保河之清河原爾鳴知鳥河津跡二忘念都毛、又、佐保河爾小驟千鳥夜三更而爾音聞者宿不離爾、又、佐保河爾鳴成知鳥何師鴨川原乎思怒比益河上、卷八に、佐保河之水乎塞上而殖之田乎苽流早飯者獨奈流倍思、十二に、佐保河之河浪不立靜雲君二副而明日兼欲得、卷廿に、佐保河波爾許保里和多禮流宇須良婢乃宇須伎許已呂乎和我於毛波奈久爾、〇〔川原〕卷八に、打上佐保能河原之青柳者今者春部登成爾鷄類鴨

さほのうち

(佐保乃内) (猿帆之内) (沙穗内) (佐保能字知) など書り、内とは、域内を云なるべし、卷六に、梅柳過良久惜佐保乃内爾遊事乎宮動々爾、卷十に、春日有羽買之山從猿帆之内敵鳴往成者孰喚子鳥、又、我門爾禁田乎見者沙穗内之秋芽子爲酢寸所念鴨、十一に、佐保乃内從下風之吹禮波還者爲便胡紛數夜衣大寸、〇〔里〕十七に、安麻射加流云々佐保能字知乃里乎往過云々

さみね

(佐美屋) (狹岑) など書り、讚岐國那珂郡にあり、〇〔島〕卷二に、玉藻吉云々名細狹岑之島乃云々、〇〔山〕卷二に、妻毛有者探而多宜麻之佐美屋山野上乃宇波疑過去計良受也、(佐美屋)の屋字、舊本に乃と作るは、屋か年などの草書を誤れることしるければ、改めて引つ、しかるを岡部氏考に、狹岑とあるをも、佐美乃山とあるによりて、サミと訓べしと云るは、非なり、岑をミネと訓は、御岑の意なれば、御を略きて、ネとのみ云は常のことなり、ネを略きて、ミとのみいふ理は、

さらになきをや、

さみのやま

荒木田氏云、伊勢國二見の浦なる、大い夫の松と云る大樹の生たる山なるべし、さらは倭姫世記に、佐美津彦、佐見津姫、參相而御鹽濱御鹽山奉支、と云るは、この二見が浦なるを、今猶彼山の麓に流るゝ小川を、佐見河といへば、これぞ佐見の山なるを、伊の發語をそへ、吾妹子乎といふまくら辭をおきて、去來見の山とはつゞけしならむと云り、坂士佛大神宮參詣記に、二見の浦に、佐美明神とて古き神ましますと書り、即いはゆる佐見津彦、佐見津姫を齋るなるべし、又去來見乃山を、やがて山名とするときは説異れり、い部、いさみのやま條にはやく云り、卷一に、吾妹子乎去來見乃山乎高三香裳日本能不見國遠見可聞

さむかは

(寒川) 和名抄に、下野國寒川(佐無加波)郡とあり、卷廿に、寒川郡

さや

(佐野) 和名抄に、遠江國佐野郡とあり、この佐野を、本にはサノと訓たれども、續紀には佐益郡と書たれば、サヤなり、古今集に、東路のさやの中山中々に何しか人を思ひそめけむ、卷廿に、佐野郡

さやた

(佐野田) 佐野田を、サヌタと訓るに依ときは、佐野村の田なり、上に云る如し、八雲御抄には、これをサヤダとよませたまへり、其に依ときは、野字はヤの假字なり、遠江國佐益郡をも、佐野と書るを見て知べし、しかするときは、和名抄に、上野國那波郡鞆田(佐也多)とある地をいふべし、十四に、可美都氣努佐野田能奈倍能武良奈倍爾許登波佐太米都伊麻波伊可爾世母

さらしむ

(曝井) 常陸國風土記に、那賀郡、自郡東北、挾粟河、而置驛家、當其以南、泉出坂中、多流无清、謂之曝井、緣泉所居村落婦女、夏月會集浣布曝乾、とあり、布を曝によりて、井名

に、負せたるなるべし、卷九に、三栗乃中爾向有曝井之不絶將通御所爾妻毛我
さわたり (左和多里) 駿河國にさわたりと云所ありと云り、そこならむか、又按に、和名抄に、下
總國印幡郡日理、陸奥國安達郡日理、同國日理郡日理(和多利)とあり、按に、いづれも日は巨字の
誤にて、百理なり、さて左和太利の左は、左檜隈などいふ類そへたる辭にて、彼等の中に、巨理を
左巨理といへるにもあるべし、十四に、左和多理能手兒爾伊由伎安比安可故麻我安我伎乎波夜美許
登登波受伎奴

〇し部

しが (思賀)(四賀)(志賀)(志我)(思我)など書り、和名抄に、近江國滋賀(志賀)郡、とあり、卷一
に、樂浪之思賀乃幸崎雖幸有大宮人之船麻知兼津、卷二に、八隅知之吾期大王乃大御船待可將戀四
賀乃幸崎、又、神樂波之志賀左射禮浪敷布爾常丹跡君之所念有計類、卷三に、吾馬疾打莫行氣並
而見氏毛和我歸志賀爾安良七國(吾馬を、舊本に馬莫と作るは誤なり)十三に、王云々樂浪乃志
賀能韓崎云々、又、天地乎歎乞禱幸有者又反見思我能韓崎、〇〔大和太〕入江の水の曲り淀め
る所を云、神武天皇紀に、曲浦とあり、卷一に、左散難彌乃志我能大和太與村六友昔人二亦母相
目八方、〇〔大津〕卷三に、吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津爾緣白浪、〇〔寺〕此は崇福寺
なり、此寺は、天智天皇の御願にて建立させられたり、文武天皇紀云、大寶元年八月甲辰、太政官
處分、近江國志賀山寺封、起庚子年、計滿三十歲云々、並停止之、皆准封施物、聖武天皇紀
云、天平十二年十二月癸丑朔乙丑、幸志賀山寺禮佛、なほ此寺の事、菅家文章、元亨釋書等に見
ゆ、天智天皇御國忌は、此寺にて行はる、由、延喜式に載られたり、卷二に、勅德積皇子遺近

江志賀山寺時云々

しがつ (志我津)(思我津)(四賀津)など書り、濟津につきて云る稱なるべし、卷二に、樂浪之志我
津子等何罷道之川瀬道見者不恰毛、卷七に、神樂浪之思我津乃白水郎者別無二潛者莫爲浪雖不
立、〇〔浦〕卷七に、神樂浪乃四賀津之浦能船乘爾乘西意常不所忘

しか (然)(四鹿)(牡鹿)(四可)(之加)(志賀)(思香)(之賀)(思可)(之可)など書り、和名抄に、筑前
國糟屋郡志珂とあり、筑前國風土記に、糟屋郡資河島昔時氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時
來泊此島、有陪從名云大濱小濱者、便勅小濱遣此島、覓火得早來、大濱問云、近有家耶、小濱
答云、此島與打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰近島、今訛謂之資河島、と見えたり、書紀神
功皇后卷に、遣磯賀海人名草而令親、とも見えて、昔より海人に名高き島なるが故に、多くは之
可の海人とよめり、〔頭註、名寄云、那珂郡志賀の島は、福岡の城より三里北にあ〕卷三に、然之海人者軍
布刈鹽燒無暇髮梳乃小櫛取毛不見久爾、卷七に、四可能白水郎乃釣船之綱不堪、情念而出而來家
里、又、之加乃白水郎之鹽燒煙風乎疾立者不上山爾輕引、十一に、志賀乃白水郎之鹽燒衣雖磯
戀云物者忘金津毛、又、牡鹿海部乃火氣燒立而燒鹽乃辛戀毛吾爲鴨、十二に、思香乃白水郎乃
釣爾燭有射去火之髻鬚妹乎將見因毛欲得、又、然海部之磯爾干名告藻之名者告手師乎如何相難寸、
十五に、之賀能安麻能一日毛於知受也久之保能可良伎孤悲乎母安禮波須流香母、十六に、荒雄良我
去爾之日從志賀乃安麻乃大浦田沼者不樂有哉、又、大船爾小船引副可豆久登毛志賀乃荒雄爾將
相八方、〇〔神〕卷七に、千磐破金之三崎乎過鞆吾者不忘牡鹿之須賣神、此は神名帳に、筑前國
糟屋郡志加海神社三坐(並名神大)とある神なり、景行天皇紀にも志我神と見ゆ、又、三代實錄に、

貞觀元年、此神に従五位上を授奉たまへることも見えたり、本居氏云、志加神社、志賀島と云に有て、今は那珂郡に屬りとぞ、〔頭註、通證、東國通鑑所謂世界村、大明神是也、名寄云、日本紀第一卷に、底るは、即此〕○〔山〕十六に、志賀乃山痛勿伐、荒雄良我余須可乃山跡見管將偲、○〔浦〕十五に、神なり、思可能宇良爾伊射里須流安麻伊徹妣等能麻知古布良牟爾安可思都流宇乎、又、可之布江爾多豆奈吉和多流之可能宇良爾於枳都之良奈美多知之久良思毛、又、之可能宇良爾伊射里須流安麻安氣久禮婆宇良未許具良之可治能於等伎許由、○〔濱〕卷四に、草枕羈行君乎、愛見副而會來四鹿乃海邊乎、しかま（思賀麻）（思可麻）など書り、和名抄に、播磨國饒磨郡（國府）とあり、金葉集に、いとせめて戀しき時ははりまなるしかまに染るかちよりぞ來、〔頭註、諸州めぐり、しかまつは、民家三〕○〔川〕十五に、和多都美乃宇美爾伊多流思可麻河泊多延無日爾許會安我故非夜麻米、○〔江〕卷七（一本）に、思賀麻江者許藝須疑奴良思天傳日笠浦浪立見しきしま（磯城島）（式島）（志貴島）（之奇島）（之奇志麻）など書り、磯城島は、大和國磯城郡にある地名なるを、書紀欽明天皇卷に、元年秋七月丙子朔己丑、遷都倭國磯城郡磯城島、仍號爲磯城島金刺宮、と見え、古事記にも、天國押波流岐廣庭天皇者、坐師木島大宮治天下也、とありて、もこの欽明天皇の都の地名より起りて、つひにおのづから大和一國の號となれるなり、かく都し給ふ所の名の一國の名となれるは、秋津島は、孝安天皇の都の地名なるが、後に大和一國の名となれると全同じ例なり、たとへば夜萬登と云も、もと一國の號なるが、古もはら大和國に都したまひしから、轉りて天下の總名となれるが如し、さて磯城島といふが、一國の名となれるより、や、後には又轉りて天下の總名の如くにもなりて、日本の道といふことを、しきしまの道と云り、これも秋津

島といふが、天下の總名の如くなれると、もはら同じことなり、かくて此集の頃は、天下の總名を、うけはりてしき島といへることは、未なかりしかど、大和一國をさして云る夜萬登にも、天下の總名のごとくいへる夜萬登にも、共にしき島てふことを冠らせていひたれば、おのづから又磯城島といふが、天下の總名のごとくにも通ひてきこゆめり、されば各其歌につきて用捨あるべきことなり、さて岡部氏が、崇神天皇は磯島瑞籬宮におはしまし、欽明天皇は、磯城島金刺宮におはしまして、二代ながら殊にあまたとしおはしまして名高ければ、さる頃より、おのづから大和國の今一の名の如く成にけむと云るは、すこしいかゞなり、さるは崇神天皇の宮は、古事記にも師木水垣宮、書紀にも遷都磯城、是謂瑞籬宮、と見えて、彼御代なるは、師木とのみ云て、磯城島とはいざりければなり、なほ本居氏國號考合見べし、卷九に、虛蟬乃云々、磯城島能日本國乃云々、十三に、磯城島之日本國爾云々、十九に、立別君我伊麻左婆之奇島能人者和禮自久伊波比氏麻多牟、此等はみな大和一國を云るなり、十三に、式島之山跡之十丹云々、又（反歌式島乃山跡乃士丹人二有年念者難可將嗟、又、志貴島倭國者事靈之所佐國叙眞福在興具、卷廿に、之奇志麻乃夜末等能久爾々安伎良氣伎名爾於布等毛能乎已許呂都刀米與、此等は天下の總名に云る倭に、磯城島と冠らせていへるなり

しきつのうら（敷津之浦）攝津國住吉郡にあり、新古今集に、敷津の浦にまかりてあそびけるに、船にとまりてすみ侍りける、藤原實方朝臣、船ながら今夜ばかりは旅宿せむ敷津の浪に夢はさむとも、十二に、住吉之敷津之浦乃名告藻之名者告而之乎不相毛恠しきのぬ（敷野）和名抄に、大和國城上（之岐乃加美）城下（之岐乃之母）郡、とある處の野なる

べし、卷十に、於君戀裏觸居者敷野之秋芽子凌左牡鹿鳴裳

しくらがは (叔羅河) 略解に、或人説を擧て、神名帳に、越前國大野郡篠座神社あり、叔羅はそこにやと云り、十九に、天離云々、叔羅河奈頭左比派云々、又、叔羅河湍湍尋都追加我勢故波宇河波多々佐禰情奈具左爾

しけをか (茂岡) 跡見は、大和國城上郡にありて、今外山村と呼とぞ、茂岡は即其地にある岡にて、卷八に、跡見乃岳邊とある是なり、樹木の茂く生たてるによりて、岡名に負せたるなるべし、卷六に、跡見茂岡之松樹歌、茂岡爾神佐備立而榮有千代松樹乃歲之不知久

しだ (斯太) (思太) など書り、和名抄に、駿河國志太郡とあり、今藤枝驛の南、瀬戸川と云川邊に、志太村と云ありと云り、○〔浦〕 十四に、斯太能宇良乎阿佐許求布禰波與志奈之爾許求良米可母與奈志許佐流良米、○〔可牟思太〕 此は上志太なり、上は、上賀茂下賀茂などの上なり、志太郡の地の形勢に、自上下ありて、上志太下志太と云るなるべし、既か部、かむしだ條に云り、十四に、都武賀野爾須受我於等伎許由可牟思太能等能乃奈可知師登我里須良思母

しだ (信太) 和名抄に、常陸國信太(志太)郡とあり、卷廿に、信太郡したひやま (下檜山) 攝津國能勢郡にあり、攝津國風土記に、昔有二大神云三天津鰐、化爲鷲而下止此山、十人住者五人去、五人留、有久波乎者、來此山、伏下樋、而屆於神許、從此樋内通而禱祭、由是日下樋山、とあり、卷九に、白玉之云々、下檜山下逝水乃云々

しつのいはや (志都乃石室) 本居氏、石見國邑知郡の山中に岩屋村といふ有て、其山をしつの岩屋と云て、甚大なる穴屋あり、高さ三十五六間ばかり、内甚廣し、里人の云傳に、大汝少彦名の神の

隠れ賜へる岩屋なりといふ、祭神をしつ権現と申すなり、こは正しく其里人の語所なり、此歌を以て、附會するやうなる所にはあらず、いと深き山奥にて、よそ人のしらぬ所なり、然ればしつの石室は、是なるべしと云り、なほ彼國人に問に、邑知郡出羽村の山の上に、岩屋あまたある、其中に小社を齋きて、大己貴少彦名の二神をまつれる、これ志都の石室なりと云り、卷三に、大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代將經

しづくのたる (師付之田井) 筑波山の麓に、今も雫村とてありと云り、其地の田をいふ、田井はただ田なり、常陸風土記に、茨城郡云々、從郡西南近有河、謂信筑之川、源出自筑波之山、從西流、東、歷三郡中、入高濱之海、とあり、東鑑廿三に、常陸國志筑郡とも見えたり、卷九に、草枕云々、筑波嶺爾登而見者尾花落師付之田井爾云々

しでのさき (四瀝能崎) 神名帳に、伊勢國朝明郡志氏神社とある其處なるべし、谷川氏、今朝明郡羽津の西に、しでの崎して野の名あり、志氏神社を、今しでの、社と云といへり、卷六に、後爾之人乎思久四瀝而崎木綿取之泥而將往跡其念

しなぬ (信濃) 國名なり、和名抄に、信濃(之奈乃)とあれど、濃をノと呼は、や、後なり、古は又とのみ呼りしなり、卷二に、水葎苺信濃乃眞弓吾引者宇眞人佐備而不言常將言可聞、又、三葎苺信濃乃眞弓不引爲而弦作留行事乎知跡言莫君二、十四に、信濃奈流須我能安良能爾保登等藝須奈久許惠伎氣婆登伎須疑爾家里、又、信濃奈流知具麻能河泊能佐射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

○〔路〕 十四に、信濃道者伊麻能波里美知可里婆禰爾安思布麻之牟奈久都波氣和我世しなぬのはま (信濃乃波麻) 越中國射水郡にある海濱の名にや、越後國にも信濃川といふあり、越

中越後共に信濃に隣ひたり、海川に信濃の名ある所由なるべし、夫木集に、越の海や信濃の濱の秋風に木曾の麻衣かりぞ鳴なる、とあり、〔頭註、東遊記、越後國新湯は、信濃川、其外の川と落ちて海に入にて、其國善光寺の邊にも既に大河なり、その所なり、此川を信濃川と云は、此川の水上は、信州犀川筑摩川六十里を経て、其間大小の川々流れ入故かくばかりの大河と成、五〕十七に、故之能字美能信濃(濱名也)乃波麻乎由伎久良之奈我伎波流比毛和須禮底於毛倍也

しぬだ (小竹田) 和名抄に、和泉國和泉郡信太(臣太)とあり、臣太とあるは、や、後の唱にて、古は志奴多と呼しことは、此集にて證し、卷九に、古乃小竹田丁子乃妻問石菟會處女乃奧城叙此

しはつ (四極)(四八津)など書り、本居氏云、或人云、攝津國にて、今世住吉より東の方、喜連といふところへゆく道の間に、岡山のひき、坂あり、是なり、雄略天皇紀に、十四年正月、吳國人の參れるところに、云々泊住吉津、是月爲吳客道、通磯齒津路、名吳坂、とあり、今いふ喜連は、久禮を訛れるなり、此ところ住吉郡の東のはて、河内の堺にて、古は河内國磯川郡につきて、伎人郷といひし所なり、今も此道、西は住吉の東の門より、東の河内の柏原までとほりて、古に吳國人のとほりし道なりとかたりつたへたり、難波の古の圖を見るに、住吉社の南の方に、細江とて沼江ありて、そこにしはつと記したり、(已上)今難波古圖を照見るに、住吉社の北の方に、四八津山と

しるせり、件の説はいさゝかたがへり、卷六に、從千沼回雨曾零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞、〇(山) 卷三に、四極山打越見者笠縫之島榜隱棚無小舟

しはつき (芝付) 和名抄に、相模國御浦郡御浦(美字良)とありて、御宇良佐伎は、その崎なるべきにやといふ説あり、しかするときは、芝付といふも其處にあるにや、又陸奥國宮城郡に、志波彦神社といふありと云り、志波彦は芝付彦にて、地名によれる神名にやあらむ、さてその神の領給

ふ浦なる故に、御浦と云るならむかとも思はる、猶よく考べし、十四に、芝付乃御宇良佐伎奈流根都古具佐安比見受安良婆安禮古非米夜母

しはせやま (師齒迫山) 未詳ならず、〔頭註、東海道名所圖繪、師齒迫山、浮島原のかたはらにあり、土人すむなるしはせやまも、いかに〕十一に、荒熊之住云山之師齒迫山責而雖問汝名者不告

しづたに (澁溪)(思夫多爾)(之夫多爾)など書り、越中國射水郡にあり、十六に、澁溪乃二上山爾鷲會子產跡云指羽爾毛君之御爲爾鷲會子生跡云、十九に、之夫多爾乎指而吾行此濱爾月夜安伎氏牟馬之未時停息、〇(磯) 十七に、馬並底伊射字知由可奈思夫多爾能伎欲吉伊蘇未爾與須流奈彌見爾、又、布治奈美波云々、之夫多爾能安里蘇乃佐伎爾云々、〇(崎) 十七に、伊美都河泊云々、之夫多爾能佐吉乃安里蘇爾云々、又、之夫多爾能佐伎能安里蘇爾與須流奈美伊夜思久思久爾伊爾之弊於毛保由、又、物能乃敷能云々、之夫多爾能佐吉多母登休理云々

しほつ (鹽津)(塩津)など書り、和名抄に、近江國淺井郡鹽津(之保津)神名帳に、近江國淺井郡鹽津神社とあり、諸州めぐりに、凡淡海の湖は、瀬田より貝津まで南北廿里、東西の廣き所九里あり、今津と佐和山の間東西最廣し、湖の北の濱は、西は貝津、中は大浦、東は鹽津なり、此三所皆湖邊に民家ある所にて、此の山を隔て、越前に隣れりと云り、〔頭註、類字集に、越前〕卷九に、高島之足利湖乎榜過而塩津菅浦今者將榜、〇(山) 卷三に、鹽津山打越去者我乘有馬會爪突家戀良霜、〔頭註、今、知ぬらむゆききになれて鹽津山世に、る道はからき物ぞと、(紫式部)新後撰、あさばらけひかたなかけて鹽津山吹こす風につもる白雪(津守國則)〕

しほつ (塩津) 未詳ならず、既くあ部、あぢかま條にも出せり、十一に、味鎌之塩津乎射而水手船之名者謂手師乎不相將有八方

しほのや (塩屋) 和名抄に、下野國鹽屋(之保乃夜)郡とあり、卷廿に、塩屋郡
しま (志麻) 國名なり、卷六に、御食國志麻乃海部有之眞熊野之小船爾乘而奧部傍所見
しま (島) 和名抄に、筑前國志摩郡志摩、とあり、卷四に、山跡道之島乃浦廻爾緣浪間無牟吾
戀卷者

しま (志滿) (島) など書り、大和國平群郡にあり、卷五に、根美可由伎氣那我久奈理努奈良遲那留
志滿乃己太知母可牟佐飛仁家理、○(山) 卷九に、島山乎伊往廻流云々
しま (島) 大和國高市郡にて、日並所知皇子尊の宮殿ありて、島宮と申し、地なり、天武天皇紀に、

十年秋九月丁酉朔辛丑、周芳國貢赤龜、乃放島宮池、とある、これ即島宮池なり、帝皇編年に、
飛鳥岡本宮島東岡地也、或物に、岡本宮、橋寺東逝廻岡、即今岡寺地也、などありて、橋寺のあた
りなるが故に、橋之島宮とも、橋之島ともよめり、卷二に、御立爲之島乎見時庭多泉流、涙止會
金鶴、又、御立爲之島乎母家跡住鳥毛荒備勿行年替左右、卷七に、不時斑衣服欲香島針原
時二不有軛、卷十に、思子之衣將摺爾爾保比與島之榛原秋不立友、卷七に、橋之島爾之居者河遠
不曝縫之吾下衣、○(宮) 卷二に、島宮勾乃地之放鳥荒備勿行君不座十方、又、高光我日皇子
乃萬代爾國所知麻之島宮婆母、又、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、○(御門)
卷二に、高光吾日皇子乃伊座世者島御門者不荒有益乎、又、且日照島之御門爾鬱悒人音毛不爲者
眞浦悲毛、○(御階) 卷二に、所由無佐太乃岡邊爾反居者島御橋爾誰加住舞無
しまのぬ (司馬乃野) 大和國吉野郡なり、夏箕、宮瀧、國栖、西河と吉野川の流れ廻れる内に、島
といふべき地は多ければ、其中に、島の野と名に負せたる處ありて云るなるべし、十三に、島傳

雖見不飽三吉野乃瀧動々落白浪、とある島は、地名にてはなけれども、其河に邊たる地を、島と
云るなれば、今も其川に邊たる處の野を、島の野といへるを知べし、卷十に、國栖等之春菜將採司
馬乃野之數君麻思比日

しまくまやま (島熊山) 未詳ならず、十二に、玉勝間島熊山之夕晚獨可君之山道將越
しもつけぬ (之母都家野) (志母都家努) など書り、國名なり、十四に、之母都家野美可母乃夜麻能
許奈良能須麻具波思兒呂波多賀家可母多牟、又、志母都家努安素乃河泊良欲伊之布麻受蘇良由登伎
奴與奈我已許呂能禮

しもつふさ (下總) 國名なり、十四、二十に、下總

しらかみのいそ (白神之磯) 紀伊國にあり、未郡を詳に知ず、國人に尋ねべし、卷九に、湯羅乃前
塩乾爾祿良志白神之磯浦箕乎敢而傍動

しらすき (白崎) 本居氏云、紀伊國日高郡衣奈庄衣奈浦の東南の方に、衣奈八幡といふある、その
社の縁起に、白崎といふこと見えたり、卷九に、白崎者幸在待大船爾眞梶繁貫又將願

しらね (思良禰) 未詳ならず、越之白峯なるべきかの考ありて、既くこ部こなのしらね條に云り、
十四に、等保斯等布故奈乃思良禰爾阿抱思太毛安波乃徹思太毛奈爾己曾與佐禮

しらやま (之良夜麻) 未詳ならず、これも越之白山なるべきにや、東歌なれど、所由ありて、越國
へ行たる男のよめるなるべし、十四に、多久夫須麻之良夜麻可是能宿奈徹杼母古呂賀於會伎能安路
許會要志母

しらすき (新羅) (新羅奇) など書り、蕃國なり、十五に、多久夫須麻新羅邊伊麻須伎美我目乎家布可

安須可登伊波比呂麻多牟、又、新羅奇傲可伊傲爾可加反流由吉能之麻由加牟多登伎毛於毛比可禰都母、十六に、塔楯云々新羅斧墮入和之云々、○〔國〕卷三に、梓角乃新羅國從云々

しるはのいそ (志留波乃伊宗) 遠江國葦原郡に、今白羽村といふありて、シロワと唱へて、海邊なるよし、主税式に見えたる白羽牧なるべし、岡部氏東歸云、しるはの磯も、天瀧川の東南にて、横すがといへる所にちかし、昔ゆきて見たりしに、あら海の中に、巖のはるふと磯よりならびいでて、しほのひぬれば、馬の脊の如くつゞきて數々見ゆ、里人は、七十五疋のこまがたといひならはし、其所の神を、こまがたの明神とぞいふなる、かの遠江などて、舟人の手向しかしこしとするは、此巖にあたる波のあらしきによりてなり、卷廿に、等倍多保美志留波乃伊宗等爾閑乃宇良等安比旦之阿良婆已等母加由波牟、

しをぢ (之乎路) 神名帳に、能登國羽昨郡志乎神社、とあり、其地の道路を云るなり、古今集に、しをの山さしでの磯とよめるも、其所の山なるべし、平家物語に、都合其せい三萬よき、能登越中のさかひなる、しをの山へぞむかはれける、十七に、之乎路可良多太古要久隱婆波久比能海安佐奈藝思多理船梶母我毛、

○す部

すがしま (酢峨島) 次下に出せる菅浦は、近江國淺井郡と見ゆれば、酢峨島は即菅島にて、同處なるにやあらむ、又略解には、或人の説に、阿波と紀伊との間に、今すが島といふありともいへりもあり、猶考べし、十一に、酢峨島之夏身乃浦爾依浪間文置吾不念君、

すがうら (菅浦) 近江國淺井郡鹽津のあたりに在なるべし、卷九に、高島之足利湖乎撈過而鹽津菅浦今者將榜、

すかのやま (須加能夜麻) 越中國射水郡にあるなるべし、源平盛衰記三十に、越中國須川山とある是なるべし、十七に、情爾波由流布許等奈久須加能夜麻須可奈久能未也孤悲和多利奈牟、

すがのあら (須我能安良能) 信濃國地名考に、伊奈郡阿智川の南に、今菅野村あり、野史曰、大穴持命、巡行此國、到坐阿羅野云々とあり、其處なるべし、十四に、信濃奈流須我能安良能爾保登等藝須奈久許惠伎氣婆登伎須疑爾家理、

すがはらのさと (須我波良能佐刀) 神名帳に、大和國添下郡菅原神社、諸陵式に、菅原伏見東陵、(纏向珠城宮御宇垂仁天皇、在二大和國添下郡)菅原伏見西陵、(石上穴穗宮御宇安康天皇、在二大和國添下郡)と見えたり、新拾遺集に、菅原やたえぬる法のとめて又おどろかす鐘の音哉、古今集に、いざこゝに我世はへなむ菅原や伏見のさとのあれまくをし、卷廿に、於保吉宇美能美奈會已布加久於毛比都々毛婢伎奈良之思須我波良能佐刀、

すぎのぬ (楯野) 越中國射水郡にあるなるべし、夫木集に、御獵する人やきくらむ楯の野にさをどる雉子聲しきるなり、十九に、楯野爾左乎騰流鳩灼然啼爾之毛將咒已母利豆麻可母、

すきた (次田) 和名抄に、筑前國御笠郡次田、とあり、古今集詞書に、源のさねが筑紫へ湯あみむとてまかりける時に云々、竹取物語に、くらもちの御子は、心たばかりある人にて、おほやけには、筑紫の國に湯あみにまからむとて、いとま申して云々などある、皆次田温泉なるべし、散木集に、わざの事はて、歸りけるに、すい田の湯のむかひに有ければ、立よりてあみむとはなけれど、足などをすゝぎてついでによめる、悲しさの涙と、もにわきかへるゆゝしきことをあみてこそくれ、と

あり、卷六に、次田温泉、

すさのいりえ (渚沙乃入江) (須沙能伊利江) など書り、神名帳に、紀伊國在田郡須佐神社、とあり、又和名抄に出雲國飯石郡須佐とあり、此内なるべし、又次に引十四未勘國の歌によれば、東國にも同地名あるにや、續古今集に、冬くればすさの入江のこもりぬも、風さむからしつらゝぬにけり、續後拾遺集に、みさごゐるすさの入江にみつ鹽の、からしや人に忘らるゝ身は、〔頭註、類字集に、攝津といひ〕十一に、味乃住渚沙乃入江之荒磯松我乎待兒等波但一耳、十四に、阿知乃須牟須沙能伊利江乃許母理沼乃安奈伊伎豆加思美受比佐爾指天、

す、(珠洲) 和名抄に、能登國珠洲 (須々) 郡、神名帳に、能登國珠洲郡須々神社、などあり、十八に、珠洲乃安麻能於伎都美可未爾云々、○〔海〕 十七に、珠洲能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮婆奈我波麻能宇良爾都奇底理爾家里、

すじかいは (鈴鹿河) 伊勢國鈴鹿郡の河にて名高し、詞花集に、五月雨の日をふるまゝに鈴鹿川八十瀬の浪ぞ音まさりける、十二に、鈴鹿河八十瀬渡而誰故加夜武爾將越妻毛不在君

すはう (周防) 國名なり、卷四に、周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道

すま (須麻) (爲間) など書り、攝津國矢田郡にあり、新古今集に、馴行は憂世なればやすまのあまの鹽焼衣間遠なるらむ、卷三に、須麻乃海人之鹽焼衣乃藤服間遠之有者未著穢、卷六に、爲間乃海人之鹽焼衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念、十七に、須麻比等乃海邊都彌佐良受夜久之保能可良吉戀乎母安禮波須流香物

すみのえ (住吉) (墨吉) (清江) (墨江) (須美乃延) (須美乃江) など書り、和名抄に、攝津國住

吉須三與之郡、とあり、須美與之といふは、文字につきて、後に唱へ訛れるものにて、奈良朝の比までは、須美能延とのみ云しなり、古今集に、住よしとあまはつぐともながるすな、といふ歌あれば、その前後より住與之とは云そめしなるべし、攝津國風土記に、所_ヨ以稱_ス住吉者、昔息長足比賣天皇、世、住吉大神現出而巡行天下、覓可_レ住國、時到_レ沼名椋之長岡前之、乃謂_レ斯實可_レ住國、遂讚稱之云_レ眞住吉之國、乃是定_レ神社、今俗略之直稱_レ須美乃叡、とあり、難波の古圖を見るに、住吉の岸の北、三津松原の南の間を、長岡と記して、其は今東生郡に屬たれど、上古は住吉社のあたりによりかけて、長岡と稱しなるべし、卷一に、霰打安良禮松原住吉之弟日娘與見禮常不飽香聞、卷二に、暮去者鹽滿來奈武住吉乃淺香乃浦爾玉藻刈手名、卷三に、墨吉乃得名津爾立而見渡者六兒乃泊從出流船人、卷六に、住吉乃粉濱之四時美開藻不見隱耳哉戀度南、卷七に、住吉爾去云道爾昨日見之戀忘貝事二四有家里、又、住吉之名兒之濱邊爾馬並而玉拾之久常不所忘、又、住吉之遠里小野之眞榛以須禮流衣乃盛過去、又、住吉波豆麻君之馬乘衣雜豆臙漢女乎座而縫衣叙、又、住吉出見濱柴、奠刈會屋未通女等赤裳下間將往見、又、墨吉之淺澤小野之垣津幡衣爾摺著將衣日不知毛、十一に、住吉乃津守網引之浮能緒乃得干蚊將去戀管不有者、十二に、住吉之敷津之浦乃名告藻之名者告而之乎不相毛、恠、十六に、緣子之云々、墨江之遠里小野之云々、又、墨江之小集樂爾出而寢爾毛已妻尙乎鏡登見津藻、十九に、住吉爾伊都久祝之神言等行得毛來得毛舶波早家無、○〔神〕 卷六に、王云々住吉乃荒人神云々、十九に、慮見都云々、墨吉乃吾大御神云々、卷廿に、大王乃云々須美乃延能安我須實可未爾云々、○〔御津〕 此はいはゆる難波の御津と異れり、難波の御津は西成郡なり、これは住吉郡なり、さて集中、住吉に三津と云るは、たゞこの一首のみ

なれば、よくせずば難波の御津とまがふべし、古事記下 仁德天皇條に、此天皇之御世云々、又定墨江之津、と見え、書紀雄略天皇卷に、十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使將吳所獻手末才伎云々等、泊於住吉津云々、とある、此にて、津を稱て御津と云たるなり、又書紀に、神功皇后新羅より歸ります時、御船攝津國牟古水門に入給はむとするに、御船廻りて不進とき、底筒男中筒男表筒男、三神誨給はく、吾和魂居三天津、淳中倉之長峽、使因看往來船、於是隨神教以鎮坐焉、則平得度海、とある、大津は即この三津なり、淳中倉之長峽は、件に引る風土記の沼名椋之長岡にて、住吉社の前より北の方、東生郡、今の長岡かけて呼るなるべし、さて遣唐使は、住吉大神を拜祭ること、いみじく嚴重なりければ、奈良京より難波に下り、難波より陸路を経て、住吉大神を拜み、さてその津より發船せしならはしなりしときこえたり、十九に、虛見都云々住吉乃三津爾船能利云々、○〔里〕卷十に、住吉之里得之鹿齒春花乃益希見君相有香聞、○〔小田〕卷七に、住吉小田刈爲子賤鴨無奴雖在妹御爲秋田刈、○〔岸〕卷三に、清江乃木〔師〕笑松原遠神我王之幸行處、卷六に、白浪之千重來緣流住吉能岸乃黃土粉二寶比天由香名、又、馬之步押止駐余住吉之岸乃黃土爾保比而將去、卷七に、悔毛滿奴流鹽鹿墨江之岸乃浦回從行益物乎、又、目頼敷人乎吾家爾住吉之岸乃黃土將因毛欲得、又、假有者拾爾將往住吉之岸因云戀忘貝又、馬雙而今日吾見鶴住吉之岸之黃土於萬世見、又、墨江之岸之松根打曝緣來浪之音之清霜、卷十に、住吉之岸乎田爾鑿蒔稻秀而及刈不相公鴨、十一に、住吉之城師乃浦箕爾布浪之數妹乎見因欲得、十二に、住吉乃崖爾向有淡路島輒恰登君乎不言日者無、十六に、墨之江之岸之野榛丹穗所經迹丹穗葉寐我八丹穗氷而將居、(舊本岸之野榛を、岸野之榛と作り、今改) ○〔濱〕卷三に、

結而我定義之住吉乃濱乃小松者後毛吾松、卷六に、鯨魚取云々四良名美乃五十開回有住吉能濱、十一に、住吉之濱爾緣云打背貝實無言以余將戀八方、卷廿に、須美乃江能波麻末都我根乃之多婆倍且和我見流乎努能久佐奈加利會爾、○〔沖〕卷七に、住吉之與津白浪風吹者來依留濱乎見者淨霜すみのえ、(墨江) 丹後國與謝郡管川と云處にあり、書紀雄略天皇卷に、二十二年秋七月、丹波國餘社郡管川人水江浦島子云々、とありて、丹後國風土記には、與謝郡日量里、此里有三筒川村云々、名云三筒川嶋子云々、と見えたり、書紀に丹波國とあるは、和銅六年に、丹波國五郡を割て丹後國を置れて後、與謝郡は丹後に屬たればなり、さて墨江といふ處の、管川村にあるよしは、浦島子傳といふものに、龜比賣の詞に、我成天仙蓬萊宮之中、子作地仙遊於澄江波上云々、といひ、また島子乘舟眠自歸去、忽以致故郷澄江浦、云々とあるにていちじるし、しかるを本朝神仙傳、世本日本後紀等に、浦島子者丹後國水江浦人也云々、としるしたるは、みだりなり、これは水江をスミノエとよみて、墨吉とひとつと心得て、地名と思へるか、水江はミヅノエにて、浦島子が氏なること、書紀をはじめ著しきを、さばかりのことをだに、辨別ざりしそかたはらいたけれ、又水江は、訓もスミノエならぬことは、風土記の歌に、美頭能叡、とあるにても、混淆なきことなるをや、さて此集の後、浦島子がことを歌によめるはめづらしからぬを、其中にやゝふるくは、續後紀十九、興福寺僧等が長歌に、故事爾云語來留、澄江能淵爾釣世志、皇之民浦島子加云々、とあり、これも淵は瀧などの誤にて、オキなるべきにや、かくてこの浦島子がことを、外國のかの蓬萊山の説どもに云る故事に附會せて云ることども、みな浮たる説のみにして、さらに信用るに足ざるよし、既く萬葉古義、さては南京遺響などの書に委しく説たれば、こゝには略きつ、卷九に、春

日之云々 墨吉爾還來而云々、○〔岸〕 卷九に、春日之霞時爾墨吉之岸爾出居者云々
すみさか (住坂) 大和國宇陀郡にあり、書紀神武天皇卷に、天皇陟彼荒田高倉山之巔瞻望城
中、時國見岳上則有八十梟帥、又墨坂置燄炭、其墨坂之號由此起也、と見えたり、卷四に、
君家爾吾住坂乃家道乎毛吾者不忘命不死者

すみだがはら (角田河原) 大和國宇智郡と、紀伊國伊都郡との堺なり、待乳峠に隣れる處に、須田
が城といふありて、須田高橋が古城なりといへり、この須田、古の角田なるべし、さて類聚抄には、
角田河原の河字なし、それによらば、スミダノハラとも訓べし、又河原とあるも、河は借字、之の意
にて、角田之原なるべし、待乳山に小川あるによりて、河原とのみ誰も心得つめれど、河字には泥
むべからず、たゞ原と見べし、卷三に、亦打山暮越行而慮前之角田河原爾獨可毛將宿、(田字、舊本
には太と作り、今は拾穂本に従、)

するが (駿河) (須流河) など書り、國名なり、卷三に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之
兒等羽裳、又、天地之云々駿河有布士能高嶺乎云々、又、奈麻余美乃云々駿河有不盡能高峯者云々、
十一に、吾妹子爾相緣乎無駿河有不盡乃高嶺之燒管香將有、○〔國〕 卷三に、奈麻余美乃云々打緣
流駿河能國與云々、○〔嶺〕 卷廿に、和伎米故等不多利和我見之字知江須流須流河乃爾良波苦不志
久米阿流可、○〔海〕 十四に、駿河能字美於思敵爾於布流波麻都豆良伊麻思乎多能美波播爾多我比
奴、〔頭註、新拾遺、つらかれ駿河の海のは〕
する (末) 和名抄に、上總國周准(季)郡、とあり、卷九に、水長鳥云々梓弓末乃珠名者云々
するのほらぬ (末之腹野) 日本後紀に、延暦十六年冬十月戊寅、遊獵于陶野、十八年九月己亥、遊

獵於陶野、など見えたる陶か、腹野は原野なるべし、しからば山城國宇治郡山科なり、又書紀崇神
天皇卷に、於茅渟縣陶邑、得大田々根子而貢之、とある陶邑の原野をいへる、かしからば和泉
國なり、茅渟は、書紀に河内國泉郡とあれど、靈龜二年三月、割河内國大鳥日根兩郡置和泉
國と見えて、今は和泉國なり、又略解には、大和國添上郡陶の原野なるべしと云り、未其考る所を
しらす、又本居氏は、末之と云までは序にて、腹野地名にはあるべき、古事記に、弓腹振立而云
云、此集十三に、梓弓弓腹振起云々、などありて、古弓の末に腹と稱くる所の有し故に、末之腹と
は連けたるなり、と云り、もし腹野を地名とするときは、其地は何處ならむ、詳ならず、和名抄に、
遠江國佐野郡幡羅、と見えたる、其地とは定めがたけれど、此歌なるも、腹と云が地名にて、其野
をいへるにもあらむ、十一に、梓弓末之腹野之鷹田爲君之弓食之將絶跡念養屋

○せ部

せと (迫門) (湍門) など書り、和名抄に、薩摩國出水郡勢度、とあり、卷三に、隼人乃薩摩乃迫門乎
雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨、卷六に、隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里
せとのさき (湍門之崎) 播磨國揖保郡より、淡路島へわたる間の迫門なるべし、十二に、室之浦之
湍門之崎有鳴鳥之磯越浪爾所沾可聞
せのやま (勢能山) (背乃山) (背之山) など書り、紀伊國那賀郡にあり、書紀に、孝德天皇二年、詔
曰、凡畿内東自名墾横川以來、南自紀伊兄山以來、(兄此云制) 西自赤石櫛淵以來、北自近江
狭々波相坂山以來、爲畿内國、とあり、卷一に、此也倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢
能山、卷三に、梓領巾乃懸卷欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有、又、宜奈倍吾背乃君之負來爾之

此勢能山乎、妹者不喚、又、眞木葉乃之森布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家武、卷七に、勢能山
爾直向、妹之山事聽屋毛打橋渡、又、妹爾戀余越去者勢能山之妹爾不戀而有之乏左、又、人在者
母之最愛子曾麻毛吉木川邊之妹與背之山、又、吾妹子爾吾戀行者乏雲並居鴨妹與勢能山、卷九
に、勢能山爾黃葉常敷神岳之山黃葉者今日散濫、十三に、木國之濱因云々、妹乃山勢能山越而云
云、○〔妹背之山〕卷四に、後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山爾有益物乎、卷七に、麻衣著者夏櫛
木國之妹背之山二麻蒔吾妹、又、大穴道少御神作、妹勢能山見吉

せのうみ (石花海) 駿河國富士郡富士山にあり、都氏富士山記に、頂上有平地、廣一許里、其頂中
央窪下、體如炊甑、甑底有ニ神池、池中有ニ大石、云々、窺其甑底、如湯沸騰、其在遠望者常見ニ
煙火、亦其頂上、匝池生竹青紺柔懷、とある、神池をいふにやともおもはるれど、石花海は、頂
上なるにはあらねば、それとは別なるべし、かの神池は、いはゆる不盡の高根の鳴澤なるべし、世
に此集をとく人、石花海を鳴澤のことなりとするは、ひがことなるべし、但し池ならむからに、海
とはいふまじとはあらず、荒山中に海をなすかともいへるも、池を云れば、其には妨なし、石花
海は、頂上を一二里ばかり、乾の方に去てありしとおもはるゝは、三代實錄に、貞觀六年五月廿五
日、駿河國富士郡大山、其勢甚熾燒山、方一二許里、西北有ニ木栖水海、所燒巖石流埋海中、同年
六月十七日、甲斐國言、駿河國富士大山忽有ニ暴火、木栖并剗雨、水海、水熱如湯魚鼈皆死、百姓居
宅與海共埋、兩海以東亦有ニ水海、名曰河口海、口當作合、火焰赴向河口、海水栖剗等海、未
燒埋之前地大震動云々、七年十二月九日、異火之變于今未止、遣使者檢察、埋剗海千許町、と
あるにて、そのありしところをしるべく、又かの貞觀の暴火によりて、いたく埋もれしをも知べし、

さてその後日本紀略に、承平七年十一月、甲斐國言、駿河國富士山神火埋ニ水海、と見えたる、此承
平の火にて、水海は絶しにやあらむ、今世に、富士蓮肉といふものを出す沼のあるは、かの水海ど
もの、かたばかり沼となりて遺れるなるべし、仙覺抄に、富士山の麓には、山をめぐりて、八の海
ありとむ申す、石花海とは、かの八の海の其一なりと云る、實に當昔は多くの水海ありけむなる
べし、剗海を石花海とかけるは、和名抄に、兼名苑註云、石花、(花或作華)、二三月皆紫舒花、附石而
生、故以名之、和名勢、とあるを、かりてかけるなり、卷三に、奈麻余美乃云々、不盡能高嶺者云
云、石花海跡名付而有毛彼山之堤有海會云々

○そ部

そがのかはら (宗我乃河原) 神名帳に、大和國高市郡宗我坐宗我都比古神社、(並大、月次新嘗、)と見
ゆ、今も飛鳥里の西北に宗我村ありて、そこに河あり、即檜隈川の末流なりといへり、續古今集に
千鳥鳴そがの川風身にしみてま菅片しきあかすよはかな、十二に、眞菅吉宗我乃河原爾鳴千鳥間無
吾背子吾戀樂者
そのき (彼杵) 和名抄に、肥前國彼杵(曾乃岐)郡、とあり、卷五に、肥前國彼杵郡

萬葉集名處考卷之四

○た部

たかきのやま (高城乃山) 大和國吉野郡にある高山なり、新拾遺集に、みよし野の高城の櫻咲ぬらし空よりかゝる岑のしら雲、夫木集に、夕附日さすや高城の山櫻花のひかりぞ空にうつるふ、天の原見れば高城の山櫻空にたなびく雲はこれかも、卷三に、見吉野之高城乃山爾白雲者行憚而棚引所見

たかきた (高北) 美濃國惠奈郡泳宮のあたりの總名なるべし、十三に、百岐年云々高北之八十一隣之宮爾云々

たかしのはま (高師能濱) 神名帳に、和泉國大鳥郡高石神社、と見えたり、其地の海濱なり、大日本靈異記に、和泉國海中云々、泊于高脚濱云々、とあり、書紀垂仁天皇卷に、高石池とあるも同地なり、持統天皇卷に、河内國大鳥郡高脚海、とあるは、和泉國を置られざりし前は、大鳥郡は、河内國なりければ、しかしるされたるなり、靈龜二年、割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國、と見えたるを思ふべし、高師の濱を、今は高いしと里の名に呼り、其わたり今は濱寺といひて、松原立はえしまさごぢありて、いと清き濱邊なりと、秋成いへり、さて左の歌は、難波へ幸し、時よめる趣なれど、隣國へは幸もありけむ、又從駕の人の行到て、よみし類も多ければなるべし、但し攝津志に、住吉郡高師濱堺北莊、呼曰高洲七度、即此、とありて、即左の歌をも引り、されどおぼつかなし、

又後世名所を集めたるものに、高師の濱を難波に在と云るは、左の歌によりて、闇推にいへるにはあらざるか、されば高師てふ地は、難波の古き圖かける物にも見えざるをや、〔頭註 類字集に〕卷一に、大伴乃高師能濱乃松之根乎枕宿村家之所俣由

たかしき (多可之伎) (多可思吉) など書り、續後紀十三に、承和十年八月戊寅、太宰府言、對馬島上縣郡竹敷崎防人等申云、云々、十五に、多可之伎能母美知乎見禮婆和藝毛故我麻多牟等伊比之等伎曾伎爾家流、又多可思吉能宇敏可多山者久禮奈爲能也之保能伊呂爾奈里爾家流香聞、又、多可思吉能多麻毛奈婢可之已藝低奈牟君我美布禰乎伊都等可麻多牟、○〔浦〕十五に、多可思吉能宇良未能毛美知和禮由伎且可敏里久流末低知里許須奈由米

たかしま (高島) (竹島) など書り、和名抄に、近江國高島 (太加之萬) 郡、とあり、續後撰集に、高島のかち野の原に宿とへば今日やはゆかむ遠の白雲、卷三に、何處吾時宿高島乃勝野原爾此日暮去者、卷七に、大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念、又、何處可舟乘爲家牟高島之香取乃浦從已藝出來船、又、竹島乃阿戸河波者動友吾家思五百入鈍染、(河字、舊本白に誤、) 卷九に、高島之阿波河波者驟鞞吾者家思宿加奈之彌、又、足利思代榜行舟薄高島之足速之水門爾極爾濫鴨、又、高島之足利湖乎榜過而摺津菅浦今者將榜、○〔磯〕卷七に、夢耳繼而所見乍竹島之越磯波之敷布所念、○〔山〕卷九に、客在者三更刺而照月高島山隱惜毛

たかま (高間) 大和國葛上郡にあり、卷七に、葛城乃高間草野早知而標指益乎今悔拭
たかまと (高圓) (高松) (多可麻刀) (多加麻刀) など書り、大和國添上郡にあり、卷六に、眞葛延云云、高圓爾鸞鳴沼云々、卷廿に、多可麻刀能乎婆奈布伎故酒秋風爾比毛等伎安氣奈多太奈良受等

母、又、安麻久母爾可里會奈久奈流多加麻刀能波疑乃之多婆波毛美知安倍牟可聞、○〔宮〕此は聖
 武天皇の離宮なり、卷廿に、宮人之蘇泥都氣其呂母安伎波疑爾仁保比與呂之伎多加麻刀能美夜、又、
 多可麻刀能宮乃須蘇未乃努都可佐爾伊麻左家流良武乎美奈弊之波母、又、多加麻刀能努乃宇倍能美
 也婆安禮爾家里多々志々伎美能美與等保會氣婆、又、多加麻刀能乎能宇倍乃美也波安禮爾母多々
 志々伎美能美和須禮米也、○〔山〕卷二に、梓弓云々立向高圓山爾云々、卷六に、搗高乃高圓
 山乎高彌鴨出來月乃暹將光、又、大夫之高圓山爾迫有者里爾下來流牟射佐妣會此、卷八に、春雨乃
 敷布零爾高圓山能櫻者何如有良武、又、春日野爾鍾禮零所見明日從者黃葉頭刺牟高圓乃山、又、
 可嚙云々高圓乃山爾毛野爾母云々、卷十に、里異霜者置良之高松野山司之色付見者、又、暮去者
 衣袖寒久高松之山木每雪會零有、○〔野〕卷二に、高圓之野
 邊秋芽子、徒開香將散見人無爾、又、(或本)高圓之野邊乃秋芽子勿敢禰君之形見爾見管思奴幡武、
 卷八に、高圓之野邊秋芽子此日之曉露爾開兼可聞、又高圓之野邊乃容花面影爾所見乍妹者忘不
 勝裳、卷十に、春霞田菜引今日之暮三伏一向夜不織照良武高松之野爾、又、吾衣摺有者不在高松
 之野邊行之者芽子之摺類會、又、秋風者日異吹奴高圓之野邊之秋芽子散卷惜裳、又、鷹之鳴乎開鶴
 奈倍爾高松之野上之草會色付爾家留、卷廿に、乎美奈弊之安伎波疑之努藝左乎之可能都由和氣奈加
 牟多加麻刀能野會、○〔邊〕卷十に、春鷄鳴高圓邊丹櫻花散流歷見人毛我裳、○〔嶺〕卷十に、高
 松之此峯迫爾笠立而盈盛有秋香乃吉者
 たかはし (高橋) 大和國山邊郡にて、いはゆる布留川にわたせる高橋なり、振のことは、ふ部ふる
 條に委しくいふべし、書紀武烈天皇卷影媛歌に、伊須能箇瀾賦屢鳴須擬底舉慕摩短羅花箇播志須擬

云々、とも見えたり、崇神天皇卷に、八年夏四月、以三高橋邑人活日云々、とあるを見れば、上古
 より、彼高橋名高くて、邑名にも負せたるなるべし、十二に、石上振之高橋高々爾妹之將待夜會深
 去家留
 たかはぬ (誰葉野)(竹葉野) 未詳ならず、和名抄に、山城國綴喜郡多河、豊前國田河郡、あり、延
 喜式にも、豊前田河驛、と見ゆ、これらの地の野をいへるにや、又出羽國田川郡田川、壹岐國壹岐
 郡田川、なども、和名抄に見えたり、○〔頭註〕諸州めぐり、和泉國日根、十二(或本)に、誰葉野爾立志
 奈比垂菅根惻憶誰故吾不戀、十一に、妹之髮上小竹葉野之放駒蕩去家良思不合思者
 たかには (高庭) 安藝國佐伯郡にあり、卷五に、安藝國佐伯郡高庭驛家
 たかはらの (竹原井) 河内國大縣郡にあり、續紀に竹原行宮見えたり、卷三に、上宮聖德皇
 子出遊竹原井之時
 たかはま (高濱) 豊前國企救郡の濱なり、續後撰集太上天皇、來て見れば千代も經ぬべし高濱の松
 にむれるる鶴の毛衣、これは攝島下郡にありと、類字集に云り、十二に、豊國能聞乃高濱高々二君
 待夜等者左夜深來
 たかぬはら (高野原) 續紀に、大和國添下郡佐貴郷高野山陵、とあり、卷一に、秋去者今毛見如妻
 戀爾鹿將鳴山會高野原之字倍
 たかちほのたけ (多可知保乃多氣) 和名抄に、日向國臼杵郡智保、と見えたり、日向國風土記に、臼杵
 郡千鋪郷、天孫降臨時雲霧冥晦不辨ニ物色、天孫乃拔二稻穗、散ニ之四方、忽開晴、因是名二曰
 千穗峯とあり、古事記に、詔天津日子番能邇々藝命ニ而云々、天孫降坐于筑紫日向之高千穗之久士

布流多氣、書紀には、皇孫云々、天降於日向襲之高千穗峯矣、とあり、卷廿に、比左加多能云々多可知保乃多氣爾阿毛理之云々

たかつ (高津) 攝津國東成郡にあり、今の東高津村西高津村をすべて高津といひしなり、此處難波津の内にて、ことに高き地なるが故に、高津と呼しよしいへど、攝津國風土記に、天稚彦天降時、屬之神、天探女乘磐船而至于此、磐船所泊故號高津、とあるは、地の高きによりていふにはあらで、高天原より天降り泊し地なる故に、高津と名しこと、聞えたり、高はたゞ高きよしにはあらで天といふことなり、卷三に、久方乃天之探女之石船乃泊師高津者、淺爾家留香裳、○〔宮〕此宮地は、今の東高津村なりといへり、攝津志に、東生郡大坂安國寺坂北有ニ小祠、此其古蹤、一名難波宮、又大宮、又大郡宮、又忍照宮、とあり、(但し一名を大郡宮といへるは、みだり説なり、大郡は、書紀にもかたゞ見えたれど、高津宮と一なるべき由は、さらに見えず、と本居氏いへり) 難波の古圖、今の大坂より南へ、住吉のあたりまで、長くつゞきたる岸ある、それ即難波津にて、岸の上なりけるによりて、高津と云なるべく、宮は、或人、今の大坂の内なりといへり、と古事記傳に云り、今世に、かうづを高津と書て、此大宮を、其處なりと云ど、かうづは書紀にはゆる蝦蟇行宮なり、谷川氏云り、古事記に、大雀命坐難波高津宮治天下也、書紀に、仁德天皇元年春正月、都難波、是謂高津宮云々、金葉集に、古のなにはの事を思ひ出て高津の宮に月のすむらむ、卷二に、難波高津宮御宇天皇代

たかつぬやま (高角山) 石見國にある山の名なり、郡未詳ならず、國人に問べし、續古今集に、爲氏、石見のやたこえくれて見たせば高角山に月ぞいさよふ、新後拾遺集に、後鳥羽天皇、石見湯

高角山に雲晴てひれふる岑をいづる月かけ、卷二に、石見乃也高角山之木際從我振袖乎妹見都良武香、又、(或本)石見爾有高角山乃木間從文吾袂振乎妹見監鴨、又、(或本)石見乃海打歌山之木際從吾振袖乎妹將見香

たかや (高屋) 神名帳に、大和國城上郡高屋安倍神社あり、其地なるべし、書紀安閑天皇卷に、葬天皇于河内舊市高屋丘陵、とあり、諸州めぐりに、高屋敷の東に、安閑天皇の御陵あり、小山なり、松生たり、高屋の城跡の境内なりと云り、卷九に、黒玉夜霧立衣千高屋於露靈麻大爾

たかつきのむら (高槻村) 山城國にあるなるべし、卷三に、速來而母見手益物乎山背高槻村散去奚留鴨

たぎ (瀧) (多藝) など書り、美濃國當伎郡多度山の泉にて、後世までも、養老の瀧とて名高し、續紀に、元正天皇養老元年九月丁未、天皇行幸美濃國、甲寅、至美濃國、丙辰、幸當耆郡多度山美泉云々、甲子、車駕還宮、十一月癸丑、天皇臨軒詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之身、其驗、又就而飲浴之者、或白髮反黒、或頰髮更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈云々、改靈龜三年、爲養老元年云々、十二月丁亥、令美濃國立春曉祀禮泉、而貢於京都、爲禮酒也、二年二月壬申、行幸美濃禮泉云々、と見えたり、さてこの地を、多藝と名に負ゆるゆゑよしは、件の美泉によりたることいちじるきを、古事記に、倭建命の到當藝野上之時詔者、吾心恒念自虛翔行、然今吾足不_ニ得歩、成當藝斯形、故號其地謂當藝也、としるせるを見れば、地名の起は、美泉にはあづからぬことの如く聞ゆれど、彼記はいはゆる先代舊辭といふものを、多く主と載たれば、起

本の虚實にはかゝはらざることもまゝあれば、今決めてはいふべからざるなり。又實に倭建命の御言より起れるを、瀧泉はたゞ偶合することにもあるべし、難波御津は、もはら官船の津なるが故に、御津といへることはいちしるきを、かの御綱柏によれる名とすると同じ舊辭なり、古の諸國の風土記などはさらにて、すべて古書には、先代舊辭といふものを多くしたれば、一隅になづみては、かへりてもとのまことを誤失つことあるものなり、しかれども、古くよりかたりつたへたる古もの語には、ことごとく古意の主旨を存へたれば、大かたに見すぐすべしとはあらず、もし大かたに見すぐしてあるべきこととならば、浮たることのごとく聞ゆることを、ことごとく古書に記し傳ふべきにあらず、このこと余考あり、別に云べし、卷六に、從古人之言來流老人之變若云水會名爾負瀧之瀬、○〔野〕卷六に、田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

たぎのへ (瀧上) 淡路國なるべし、郡未詳ならず、卷三に、海若者云々淡路島磯隱居而云々瀧上乃淺野之雉云々

たぎのへ (瀧上) 大和國吉野郡なり、いはゆる宮瀧の上方を云、今宮瀧と云て、いにしへ行宮のありし跡なりと云り、卷三に、瀧上之三船乃山爾居雲乃常將有等和我記念久二

たぎのみやこ (瀧之宮子) 大和國吉野郡にて、吉野離宮なり、宮の前即瀧なれば、かくいへり、卷一に、八隅知之云々珠水激瀧乃宮子波云々

たぎのみかど (多藝能御門) (太寸能御門) など書り、日並所知皇子尊の島宮の東御門にて、御池の激流ある方の御門なるが故に、かく名づけられたりけむ、卷二に、東乃多藝能御門爾雖侍昨日毛今日毛召言毛無、又、一日者千遍參入之東乃太寸(能)御門乎入不勝鴨

たぎのや (瀧屋) 山城國宇治郡にあり、今三室村といふにて、蜻蛉野の一名なり、と或人いへるよし、略解に見えたり、十三に、空見津云々瀧屋之阿後屋之原尾云々

たくしま (桕島) 和名抄に、出雲國島根郡多久、と見ゆ、其地にや、卷七に、未通女等之織機上乎置櫛用搔上桕島波間從所見

たけち (高市) 和名抄に、大和國高市(多介知)郡、とあり、卷一に、高市岡本宮御宇天皇代

たけた (竹田) 和名抄に、大和國十市郡竹田神社、とあり、書紀神武天皇卷に、又皇師立語之處是謂ニ猛田、とあるこれなり、類字抄に、山城とするは、非なり、續古今集に、今朝だにも夜をこめてとれ芹川や竹田の早苗ふし立にけり、これは山城にて別なり、○〔原〕卷四に、打渡竹田之原爾鳴鶴之間無時無吾戀良久波、○〔庄〕卷四、卷八に、竹田庄

たこ (多古) (多胡) (多祐) など書り、越中國射水郡にあり、○〔島〕十七に、大王乃云々多古能之麻等比多毛登保甲云々、○〔浦〕十九に、多祐乃浦能底左倍爾保布脰奈美乎加射之氏將去不見人之爲、又、伊佐左可爾念而來之乎多祐乃浦爾開流藤見而一夜可經、○〔崎〕十八に、多胡乃佐伎許能久禮之氣爾保登等藝須伎奈伎等余未婆波太古非米夜母

たご (多胡) 和名抄に、上野國多胡(胡音如吳)郡、とあり、續紀に、和銅四年三月辛亥、割二上野國甘良郡織裳韓級矢田大家、綠野郡武美、片岡郡山等(山等は、山奈を誤れるか)六郷、別置二多胡郡、と見えたり、又和名抄に、片岡郡多胡、と見えたるは、多胡郡を置れたるほど、この片岡郡なる郷名より、廣りたるなるべし、新續古今集に、葛を葉を吹夕風にうらぶれてたごの入野に鶉鳴なり、十四に、安我古非波麻左香毛可奈思久佐麻久良多胡能伊利野乃於久母可奈左母、○〔嶺〕十

四に、多胡能爾爾與西都奈波倍氏與須禮騰思阿爾久夜斯豆之會能可抱與吉爾

たこのうら (田兒浦)(田籠之浦)など書り、駿河國蘆原郡清見崎より東へ行ば、今薩埵坂といふ山の下の渚に、昔の道ありて、其處より向の伊豆の山の麓までの海、田兒浦なりといへり、卷三に、晝見騰不飽田兒浦大王之命、恐夜見鶴鴨、又、田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留、十二に、後居而戀乍不有、田籠之浦乃海部有申尾珠藻刈々

たこのよびさか (手兒乃欲妣左賀)(手兒乃欲婢佐可)など書り、手兒は、即件の田兒にて、呼坂は、かの薩埵坂なりと云り、紫式部日記にも、たこの呼坂とよめり、十四に、安豆麻治乃手兒乃欲妣左賀古要我爾氏夜麻爾可爾牟毛夜籽里波奈之爾、又、安都麻道乃手兒乃欲婢佐可古要氏伊奈婆安禮婆古非牟奈能知波安比奴登母

たこえ (直超) 河内國河内郡にあり、古事記に、大長谷若建命、自日下之直超道幸行河内云々、本居氏云、此は倭の平群郡より、伊駒山の内、南方を超て、河内國に至り、若江郡を経て、難波に下る道にして、今世に暗峠と云是なり、さて今の日下村は、此道には非ず、や、北方なれども、久佐加と云名は、此坂より出て、古は此坂のあたりを、日下と云りけむ、さて此道近き故に、直超とは云なり、書紀神武天皇卷に、乃還更欲東、踰膽駒山而入中州とあるも、此道のことなり、卷六に、直超乃此徑爾師互押照哉難波乃海跡名附家良思裳

たちばな (橋) 大和國高市郡飛鳥の邊にあり、○(島) 卷二に、橋之島宮爾者不飽鴨佐田乃岡邊爾侍宿爲爾往、卷七に、橋之島爾之居者河遠不曝紅之吾下衣、○(寺) 此は元亨釋書十五に、推古十四年秋七月、帝請太子講勝鬘經、太子披袈裟、握麈尾、坐師子座、儀則如沙門、講已天雨

蓮華、六三、帝大喜、即其地建伽藍、今橋寺是也、と見えたり、太子傳曆にも見ゆ、十六に、橋寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武可

たちばな (多知婆奈) 和名抄に、武藏國橋樹郡橋樹、(多知婆奈)とあり、其地なるべし、橋は葉の小ければ、橋之小葉と云かけたるにて、發句は枕詞にて、古波地名ならむかとも思へど、なほ多知婆奈も地名なるべし、十四に、多知婆奈乃吉婆之波奈里我於毛布奈牟己許呂宇都久志伊氏安禮波伊可奈

たちばな (多知波奈) 駿河國にある地名か、左の歌、駿河國防人部領使の進れる中なればなり、又多知波奈は地の名にあらず、美衣利ぞ地名にて、橋の實をえらぶ意に、いひかけたる枕詞にもあらむか、卷廿に、多知波奈能美衣利乃佐刀爾父乎於伎豆道刀長道波由伎加豆努加毛

たちやま (立山)(多知夜麻)など書り、卷十七に、此山者在新河郡也、と自註されたり、新河郡は越中國なり、今はたて山と云り、十七に、立山賦一首、安麻射可流云々爾比可波能會能多知夜麻爾云々、又、多知夜麻爾布里於家流由伎乎登己奈都爾見禮等母安可受加武賀良奈良之、又、阿佐比左之云々安麻會々理多可吉多知夜麻云々、又、多知夜麻爾布里於家流由伎能等許奈都爾氣受底和多流波可無奈我良等會、又、多知夜麻乃由吉之久良之毛波比都奇能可波能和多理瀨安夫美都加須毛

たつた (立田)(龍田)(裁田)(多都多)など書り、大和國平群郡にあり、卷四(一本)に君爾因言之繁乎龍田超三津之濱邊爾潔身四二由久、○(神) 此は神名帳に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座、(並名神大、月次新嘗)又云、龍田比古龍田比賣神社二座、と見えたり、卷九に、吾去者七日不過龍田彦勤此花乎風爾莫落、○(山) 卷一に、海底奧津白浪立山何時鹿越奈武妹之當見武、

卷五に、比等母禰能字良夫禮遠留爾多都夜麻美麻知可豆加婆和周良志奈牟迦、卷六に自雲乃龍田山乃云々、卷七に、朝霞不止輕引龍田山船出將爲日者吾將戀香聞、卷九に、白雲之龍田山之云々、又、白雲之立當山乎云々、卷十に、鷹鳴乃來鳴之共韓衣裁田之山者黃始有、又、妹之紐解登結而立田山今許會黃葉始而有家禮、又、夕去者鷹之越往龍田山四具禮爾競色付爾家里、又、秋去者鷹飛越龍田山立而毛居而毛君乎思會念、十五に、大伴乃美津能等麻里爾布禰波旦々多都多能山乎伊都可故延伊加武、十七に、吉美爾餘里吾名波須泥爾多都多山絶多流孤悲乃之氣吉許呂可母、卷廿に、多都多夜麻見都々古要許之佐久良波奈知利加須疑奈牟和我可做流刀禰、○〔路〕 卷六に、白雲乃云々龍田道之邊乃路爾云々

たづなのはま (手綱乃濱) 未詳ならず、八雲御抄に、紀伊と註せさせ給へり、卷九に、遠妻四高爾有世婆不知十方手綱乃濱能尋來名益

たどかは (田跡河) 美濃國當岐郡にあり、養老の瀧なり、前のたぎ條に委く註せり、卷六に、田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾

たどり (多杼里) 乎度能多杼里を、或本に、乎野乃多杼里とあれば、乎度は小野なり、度と奴と通はし云る例あり、志奴々に沾てを、志等々に沾てと云るなどそれなり、さて小野といふ郷は、上野國にこゝかしこにある趣、和名抄に見えたれば、其内の小野といふ地を云るなり、多杼里も河の名なるべしと契沖云り、十四に、可美都氣乃乎度能多杼里我可波治爾毛兒良波安波奈毛比等理能未思氏

たなかみやま (田上山) 近江國栗本郡にあり、書紀神功皇后卷の歌にも見えたり、卷一に、八咫知

之云々 衣手能田上山之云々、十二に、木綿疊田上山之狹名葛在去之毛不今有十方、又、木綿裏(一云疊)白月山之佐奈葛後毛必將相會念、(白月は、田上を草書にて誤れるなりと云り)

たなくらのぬ (多奈久良能野) 左の歌の古註に、久邇京の時の歌のよし見えたるを思ふに、神名帳に、山城國綴喜郡棚倉孫神社とある地の野なり、十九に、手束弓手爾取持而朝獵爾君者立去奴多奈久良能野爾

たには (丹波) 國名なり、十二に、丹波道之大江江山之眞玉葛絶牟乃心我不思

たふしのさき (手節乃崎) 和名抄に、志摩國答志郡答志郷とあり、續紀卷八に、分志摩國塔志郡五郷、始置佐藝郡、續後紀卷九に、志摩國塔志島と見えたり、多夫志と濁るは非なり、清て唱べし、卷一に、釧著手節乃崎二今毛可母大宮人之玉藻刈良武

たましま (玉島) (多麻之末) (多麻志末) (多麻斯麻) など書り、肥前國松浦郡にあり、書紀神功皇后卷に、夏四月、北到三火前國松浦縣、而進食於玉島里小川之側、云々、とあり、本居氏云、土佐風土記に、吾川郡玉島、或説云、神功皇后巡國之時御船泊之、皇后下島休息、磯際得二白石、圓如三鶏卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也

故以爲三島名、とあるに准へて思ふに、此松浦の玉島も、さるたぐひの由縁などありてや名づけむ、卷五に、比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎美受且夜和禮波故飛都々遠良武、○〔川〕 卷五に、多麻之末能許能可波加美爾伊返波阿禮騰吉美乎夜佐之美阿良波佐受阿利吉、又、麻都良奈流多麻之麻河波爾阿由都流等多々世流古良何伊弊遲新良受母、〔頭註、新千載、玉島、夕浪たか、〕○〔浦〕 卷五に、麻都良河波多麻斯麻能有良爾和可由都流伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐、○〔潭〕 卷五に、

余以下暫往三松浦之縣、逍遙、聊臨三玉島之潭、遊覽

たまえ (玉江) 攝津國島下郡にあり、新勅撰集に、三島江の玉江のまこもかりにだに問てほどふる
さみだれのそら、卷七に、三島江之玉江之薦乎從標之已我跡會念雖未刈

たまのうら (玉之浦) 紀伊國牟婁郡那智山の下なる、紛白浦といふところより、十町ばかり、西南
にありと本居氏云り、夫木集に、大納言忠家、船出して今こそ見つれ玉の浦のはなれ小島の秋夜の
月、同衣笠内大臣、玉の浦はなれ小島の汐の間に夕あさりするたづぞ鳴なる、同公朝、汐かぜや遠
よる千鳥玉の浦のはなれ小島にともさそふ聲、卷七に、自荒磯毛益而思哉玉之浦離小島夢石見、
卷九に、吾戀妹相佐受玉浦丹衣片敷一鴨將寐

たまのうら (多麻能宇良) 備中國淺口郡にあり、十五に、奴波多麻能欲波安氣奴良之多麻能宇良爾
安佐里須流多豆奈伎和多流奈里、又、安佐散禮婆云々、多麻能宇良爾布禰乎等籽米呂云々、又、多
麻能宇良能於伎都之良多麻比利敬禮杼麻多會於伎都流見流比等乎奈美

たまづしま (玉津島) 紀伊國海部郡にあり、日本後紀、三代實錄等には、玉出島と書り、此に依て、
津を濁るべし、うつぼ物語の歌に、年を経て浪のよるてふ玉のをにぬきとどめなむ玉いづる島、と
よめり、〔頭註、諸州めぐり玉津島の社は、和歌浦〕卷六に、安見知之云々神代志然會尊吉玉津島夜麻、
卷七に、玉津島能見而伊座青丹吉平城有人之待問者如何、又、玉津島見之善雲吾者無京往而戀慕
思者、又、玉津島雖見不飽何爲而裏持將去不見人之爲、卷九に、玉津島磯之裏未之眞名(兒)仁文爾
保比(旦)去名妹觸險

たま (多麻) 和名抄に、武藏國多磨(太波)郡(國府)とあり、○〔横山〕 多婆川の上に、今横山村と

云有て、其あたり川にそひて、今道一里許つゞける山有て、横山と云とぞ、卷廿に、阿加胡麻乎夜
麻努爾波賀志刀里加爾呂多麻乃余許夜麻加志由加也良牟○〔川〕 今多婆川と云とぞ、總國風土記に、
武佐志國多磨郡多磨河里人、作調布納内藏寮、十四に、多麻河泊爾左良須氏豆久利佐良左良爾奈
仁會許能兒乃已許太可之伎

たむのやま (多武山) 大和國十市郡にあり、書紀齋明天皇卷に、於三田身嶺冠以周垣、(田身
山名、此云太務)とあり、今はたうの嶺といへり、後には談峰ともかけり、卷九に、椽手折多武山
霧茂鴨細川瀬波驟留

たむけ (手祭) (手向) など書り、大和國添上郡にて、即奈良山の峠をいへり、いづくにまれ、山坂
の頂上にては、神に手向をして、行路の平安らむことを祈るが故に、手向山と云なり、古今集羈旅
に、朱雀院の奈良におはしましける時に、手向山にてよめる、菅原朝臣、此たびは幣もとりあへず
手向山云々、とよみ給ひ、素性法師の、手向にはつづりの袖もあるべきに、とよめるも、此の奈良
の手向山なり、卷三に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣、○〔山〕 十二に、外
耳君乎相見而木綿躑手向之山乎明日香越將去

たむけのやま (手向乃山) 近江國滋賀郡にて、相坂山の峠をいへり、古今集序に相坂山に至りて手
向を祈り、とかけるは、此所なり、卷六に、木綿疊手向乃山乎今日越而何野邊爾廬將爲吾等
たむけ (多牟氣) 越中國礪波郡にて、即礪波山の峠なり、三代實錄に、元慶二年五月八日、授越中
國手向神從五位下、とあるは、こゝの手向に坐神にはあらざるか、十七に、安遠爾與之云々刀奈美
夜麻多牟氣能可味爾云々

たむら (田村) 大和國添上郡にあり、卷四に、田村大嬢、右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也、卿居田村里、號曰田村大嬢、(田村大嬢、なほこゝかしこに出れど、異ならねば略きつ)、

たゆらきのやま (絶華寸笑山) 八雲御抄に、播磨と註せさせ給へり、左の歌、石河大夫の播磨國より京に上れる時、娘子におくれる歌なれば、さもあるべし、郡未詳ならず、卷九に、絶華寸笑山之岑上乃櫻花將開春部者君乎將思

たゆひがた (多由比我多) 未詳ならず、東國にある地名なるべし、十四に、多由比我多志保彌知和多流伊豆由可母加奈之伎世呂我和賀利可欲波牟

たゆひがうら (手結我浦) 神名帳に、越前國敦賀郡田結神社、とあり、其地の海の浦なり、卷三に、越海之云々大乃手結我浦爾云々、又、越海乃手結之浦矣客爲而見者乏見日本思櫃

たるみ (垂水) (垂見) など書り、神名帳に、攝津國豐島郡垂水神社 (名神大、月次新嘗) とある其地なり、姓氏錄に、孝元天皇御世、天下旱魃河井涸絶、于時阿利眞公造高樋、以垂水四山一基之令通水宮内、供奉御膳、天皇美其功、便賜垂水公姓、掌垂水神社、と見えたり、卷七に、命幸久吉石流垂水水乎結飲都、卷八に、石激垂見之上乃左和良妣乃毛要出春爾成

來鴨、十二に、石走垂水之水能早敷八師君爾戀良久吾情柄

たるひめ (垂姫) (多流比女) (多流比賣) など書り、越中國射水郡布勢水海の内にありと見ゆ、十九に、念度知云々垂姫爾藤浪咲而云々、〇〔浦〕十八に、多流比賣野宇良乎許藝都追介敷乃日婆多奴之久安會做移比都伎爾勢牟、又、多流比女能字良乎許具夫爾可治末爾母奈良野和藝散乎和須禮氏於毛倍也、〇〔崎〕十八に、可牟佐夫流多流比女能佐吉許伎米具利見禮登裳安可受伊加爾和禮世牟

〇ち部

ちえのうら (千江之浦) 未詳ならず、十一に、冷風之千江之浦廻乃木積成心者依後者雖不知

ちかのさき (智可能岬) 和名抄に、肥前國松浦郡值嘉、(知加) とある地なり、古事記に、次生知詞島、亦名謂三天之忍男、書紀敏達天皇卷に、十二年冬十月、百濟參官等遂發途於血鹿、天武天皇卷に、

三年夏四月、三位麻績王有罪流三子因幡、一子流血鹿島、續紀聖武天皇紀に、捕獲廣嗣於松浦郡值嘉、島長野村、また廣嗣之船從知駕島發、三代實錄貞觀十八年三月、參議太宰權帥在原朝臣行平

起請、分肥前國松浦郡庇羅值嘉兩鄉、更建三郡、號三上近下、近置值嘉島云々、貞觀儀式追儼祭文に、穢久照支疫鬼能、所々村々爾藏里隱布留乎波、千里之外四方之塚、東方陸奥、西方

遠值嘉、南方土佐北方佐渡與里、乎知能所乎奈牟多知疫鬼之住加登、定賜比行賜旦云々、などあり、釋紀に、風土記を引て、更勅云、此島雖遠猶見如近可謂三近島、因曰值嘉島、或有二

百餘近島、或有八十餘近島、と見えたり、後拾遺集に、ちかの浦に浪よせかくる心ちしてひるまな

くても暮しつるかな、本居氏云、此島は、今の五島、平戸などの島々を總稱するなるべし、五島平戸は、肥前國の西北方の海より、西方へ遙に聯なりて、多くの島々ありて、今も松浦郡に屬り、歴史

に見えたる趣も、大なる島と聞え、風土記に、數多くあるよし云るにも叶ひたればなり、(類字集といふ物に、筑前にあるよしいへるは、非なり)、岬は、和名抄に、唐勻云、岬山側也、日本紀私記云、

三佐木、とあり、卷五に、神代欲里云々阿庭可遠志智可岬欲利云々

ちぐまのかは (知具麻能河泊) 和名抄に、信濃國筑摩(豆加萬)郡(國府)と見えたる、その郡にある河なり、豆加萬とあるは後の唱にて、元は知具麻なり、木曾路記云、鹽名田の町家七十許町の出

口の川を、筑摩川と云、名所なり、大河なり、小橋をわたせり、此川北へながれ、上田を通り川中島をめぐり、善光寺の半里わきを流れ、越後高田に出て海へ入るとぞ云り、扶桑略記に、光孝天皇仁和三年七月卅日、信濃國大山頽崩、山河溢流、六郡城廬拂地漂流、牛馬男女流死成丘、と見えたる、これ筑摩川なるべし、さて信濃地名考には、千隈川は、佐久郡金峰山の陰に出、としるせり、それより筑摩郡に流れたるか、國人に問べし、新續古今集に、君が代はちぐまの川のさざれ石の苔むす岩となりつくすまで、十四に、信濃奈流知具麻能河泊能左射禮思母伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

ちたのうら (知多乃浦) 和名抄に、尾張國智多郡、とあり、其地の海の浦なり、卷七に、年魚市方鹽干家良思知多乃浦爾朝榜舟毛奧爾依所見

ちぶ (秩父) 和名抄に、武藏國秩父(知々夫)郡、とあり、卷廿に、秩父郡

ちぬ (千沼)(血沼)(珍)(陳奴)(智奴)(陳努)(知努)など書り、書紀に、河内國泉郡茅淳海、とあれど、靈龜二年三月、割河内國大島日根兩郡、置和泉國、とありて、今は和泉國なり、此海は、和泉、大島、日根の三郡に亘れるなるべし、古事記に、五瀬命云々、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也云々、と見えたり、卷六に、從千沼回雨會零來四八津之泉郎綱手綱乾有沾將堪香聞、(回はミと訓べし、ワとよみマと訓はいとわろし、モトホリの約りたる言なり、即めぐりと言に同じ、回浦、磯回、島回、里回、裾回など、集中に多く見えたるも同じ、地名に附て某回と云るは、十八に、可徹流未能美知、とある是なり、可徹流は、越前國敦賀郡の地名にて、鹿森回之道、とよめるなり、)十九に、古爾云々知努乎登古宇奈比壯子乃云々、九卷に、葦屋之云々知奴壯士宇奈比

壯士乃云々、血沼壯士其夜夢見云々、又、墓上之木枝靡有如、聞陳努壯士爾之依倍家良信母、○〔海〕卷七に、爲妹貝乎拾等陳奴乃海爾所沾之袖者雖涼常不干、十一に、珍海濱邊小松根深吾戀度人子妬

ちはのぬ (知波乃奴) 和名抄に、下總國千葉(知波)郡千葉、とあり、其地の野なり、卷廿に、知波乃奴乃古乃且加之波能保々麻例等阿夜爾加奈之美於积且他加根奴

ちひさがた (少縣) 和名抄に、信濃國小縣(知比佐加多)郡、とあり、卷廿に、少縣郡

○つ部

つがぬ (都賀野) 書紀神功皇后、仁德天皇の卷に見えたる菟餓野なるべし、此野は、攝津國西成郡にありて、難波堀江をほりとほされて後、堀江の南北にわたれり、後に南渡邊と云、北渡邊と云、即菟餓野なり、十一に、吾妹兒乎聞都賀野邊能磨合歡木吾者隱不得問無念者

つが (都賀) 和名抄に、下野國都賀郡(國府)とあり、卷廿に、都賀郡

つくぬ (都久怒) 大和國高市郡桃花鳥野なるべしといへり、十六に、忍照八云々雖不策都久怒爾到云々

つくゑのしま (机島) 能登國能登郡にあるなるべし、十六に、所聞多禰乃机島能云々

つくま (託馬)(都久麻)など書り、近江國坂田郡にあり、文德天皇實錄に、仁壽二年二月、授近江國筑摩神從五位下、式部式に、凡内膳司、近江筑摩御厨、長歷六年爲限、などあり、後六を撰に、あふみにかありといふなるみくりくる人くるしめの筑摩江の沼、十三に、師名立都久麻左野方云々、

○〔野〕 卷三に、託馬野爾生流紫衣染未服而色爾出來

つくは (筑羽) (筑波) (都久波) 又(乎豆久波) とも 和名抄に、常陸國筑波(豆久波)郡、とあり、○(山) 卷八に、鷄之鳴云々、國見爲筑羽乃山乎云々、卷九に、衣手云々二並筑波乃山乎云々、又、鷲住 筑波乃山之云々、十四に、伊毛我度伊夜幸保會吉奴都久波夜麻可久禮奴保刀爾蘇提婆布利氏奈、 卷廿に、多知波奈乃之多布久可是乃可具波志伎都久波能夜麻乎古比須安良米可毛、○(嶺) 卷三に、 筑羽根矣四十耳見乍有金手雪消乃道矣名積來鴨、卷八に、筑波根爾吾行利世波霍公鳥山妣兒令響鳴 麻志也其、卷九に、衣手云々筑波嶺乎清照云々、又、今日爾何如將及筑波嶺昔人之將來其日 毛、又、草枕云々筑波嶺爾登而見者云々、筑波嶺乃吉久乎見者云々、又、筑波嶺乃須蘇廻乃田井 爾秋田刈妹許將遣黃葉毛折奈、十四に、筑波嶺乃爾比具波麻欲能伎奴波安禮枕伎美我家思志安夜 爾伎保思母、又、筑波嶺爾由伎可母布良留伊奈乎可母加奈思吉兒呂我爾奴保佐流可母、又、筑波嶺 乃爾呂爾可須美爲須宜可提爾伊伎豆久伎美乎爲爾氏夜良佐禰、又、筑波嶺爾可加奈久和之能爾乃未 乎可奈岐和多里南牟安布登波奈思爾、又、筑波嶺爾曾我比爾美由流安之保夜麻安志可流登我毛左禰 見延奈久爾、又、筑波嶺乃伊波毛葎桿呂爾於都流美豆代爾毛多由良爾和我於毛波奈久爾、又、筑波 爾乃乎氏毛許能母爾毛利徹須惠波播己毛禮桿母多麻會阿比爾家留、卷廿に、阿我母且能和須例母之 太波都久波尼乎布利佐氣美都々伊母波之奴波禰、又、都久波禰乃佐由流能波奈能由等許爾母可奈之 家伊母會比留毛可奈之禰、(頭註、新拾遺、つくはのすそりの田井) ○(乎豆久波) (小筑波) 乃、小は小 里のみに同じ) 十四に、乎都久波乃之氣吉許能麻欲多都登利能目由可汝乎見牟左禰射良奈久爾、 又、左其呂毛能乎豆久波禰呂能夜麻乃佐吉和須良延許波古會那乎可家奈波賣、又、乎豆久波乃禰呂 爾都久多志安比太欲波佐波太奈利努乎萬多禰天武可開

つくし (筑紫) (都久紫) (豆久志) (都久之) (都久志) など書り、西海九國を總て云し稱なり、筑前筑 後を云は、や、後なり、卷三に、白縫筑紫乃綿者身著而未者伎禰杆暖所見、(筑紫乃綿は、續紀に、 神護景雲三年三月乙未、始毎年運太宰府綿二十萬屯一輸三京戸一延喜雜式に、大宰府貢綿穀一船者、 擇買勝載二百五十石以上、三百石以下不着拖、進上使即令習用拖、其用度充正稅、江家次第、 十二月補次侍從次第に、上古以預節會爲大望、多依給給三祿綿一也、件綿本太宰府所進也、而近代 帥大貳申色代、三百兩代絹一疋、仍無上望預節會一人など見えたり、卷四に、筑紫船未毛不來者 豫荒振公乎之悲左、又、此間在而筑紫也何處白雲乃櫛引山之方西有良之、卷六に、日本道乃 吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃子島所念香裳、又、白雲乃云々賊守筑紫爾至云々、十二に、早々筑 紫乃方乎出見乍哭耳吾泣痛毛爲便無三、十四に、筑紫奈留爾抱布兒由惠爾美知能久乃可刀利乎登女 乃由比思比毛等久、卷廿に、知々波々江已波比且麻多禰豆久志奈流美豆久白玉等里且久麻且爾、又、和 我世奈乎都久之倍夜里且宇都久之美於妣波等可奈々阿也爾加母禰毛、○(國) 卷五に、大土能云々、 斯良農比筑紫國爾云々、又、波漏婆漏爾於忘方由流可母志良久毛能智弊仁邊多天留都久紫能君仁波、 卷廿に、天皇乃云々、之良奴日筑紫國波云々、○(島) 卷廿に、阿米都知乃可美乎伊乃里且佐都夜 双伎都久乃之麻乎佐之且伊久和例波、○(崎) 卷廿に、阿志加良能云々、牟麻能都米都久志能佐伎爾云 云、○(道) 十二に、筑紫道之荒穢乃玉藻刈鴨君久待不來、十五に、筑紫道能可太能於保之麻 思末志久母見禰婆古非思吉伊毛乎於伎且伎奴、○(邊) 卷廿に、都久之間爾徹牟加流布禰乃伊都之加 毛都加敏麻都里且久爾々間牟可毛

つくしのみちのくちのくに (筑前國) 和名抄に、筑前(筑紫乃三知能久知)とあり、卷六に 筑前

國クニ つくしのみちのしり (筑後) 和名抄に、筑後(筑紫乃三知乃之里)とあり、卷五、卷六に、筑後

つしま (對馬)

對馬なり、十五に、毛母布禰乃波都流對馬能安佐治山志具禮能安米爾毛美多比爾家

里、〇〔嶺〕十四に、對馬能禰波之多具毛安良南敷可牟能禰爾多奈婢久君毛乎見都追思怒波毛、〇

〔渡〕卷一に、在根良對馬乃渡々中爾幣取向而早還許牟、(在根良は、大夫根の誤なるべし、

つたのほそえ (都多乃細江) 契沖、今播磨飾磨津といふ處に、つたのほそえといふ處ありときけど、

まことにしからむやいなやをしらず、といへり、飾磨津は、今飾東郡なり、飾西郡に都多といふ處

ありとぞ、續後撰集に、五月雨は津多の細江のみをつくしみえぬもふかきしるしなりけり、卷六に、

風吹者浪可將立跡伺候爾都多乃細江爾浦隱居

つゞき (都筑) 和名抄に、武藏國都筑(豆々岐)郡、とあり、卷廿に、都筑郡

つゞきのほら (管木之原) 和名抄に、山城國綴喜(豆々木)郡綴喜、(豆々木)とあり、書紀仁德天皇卷

に皇后更還三山背、興宮室於筒城岡南而居之、とあり、續古今集に、長月のつゞきの原の秋草に、こ

としはあまりおける露かな、十三に、空見津云々山城之管木之原云々

つぬ (角) 和名抄に、石見國郡賀郡都農、(都乃)とあり、其地なり、今も其處を角津と呼よし、國人

いへり、〇〔里〕卷二(或本)に、石見云海云々、角里將見磨此山、〇〔浦〕卷二に、石見乃海角

乃浦回乎云々

つぬのうら (網能浦) 和名抄に、讃岐國鶴足郡津野、(都乃)とある地の海濱なるべし、又左の歌は、

讃岐國安益郡に幸しよときによめるよし、端作に見えたれば、綱は綾字を寫誤れるにて、アヤノウ
ラなるべしといふ説あり、其は既にあ部あや條にいへり、卷一に、霞立云々綱能浦之海處女等之
云々

つぬのまつばら (角松原) (都努乃松原) など書り、和名抄に、攝津國武庫郡津門、(都止) とある地の

松原なるべしと云り、卷三に、吾妹兒二猪名野者令見郡名次山角松原何此可將示、十七に、海未通

女伊射里多久火能於煩保之久都努乃松原於母保由流可聞

つぬが (角鹿) 和名抄に、越前國敦賀(都留我)郡、とあり、都留我といふは、後の音の訛りたるに

て、古は都奴我なり、垂仁天皇紀に、一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越前、箭飼

浦故號二其處、曰二角鹿也、とあり古事記に、建内宿禰命、率其太子(應神)云々、於高志前之

角鹿造二假宮而坐、故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依二浦、其入鹿魚之鼻血、故號二

其浦謂二血浦、今謂二都奴賀也、とあるは、異なる傳なり、此二の傳の中、應神天皇の大御歌に、

既く都奴賀とのたまへれば、書紀の方や正しからむと古事記傳に云り、後撰集に、讀人不知、我を

のみ思ひつるがの越ならば歸るの山はまどはざらまし、〇〔津〕卷三に、角鹿津乗船時云々、〇

〔濱〕同卷(上の端作につゞきて)越海之角鹿乃濱從云々

つぬしま (角島) 長門國豊浦郡西北の方の海中にあり、と云り、兵部省式に、長門國角島牛牧、と

ある最なり、(頭註、筑前名寄云、長門の國に、角島とて)十六に、角島之迫門乃稚濱藻者人之共荒有之

可杼吾共者和海藻

つのかに (都乃久爾) 國名なり、卷廿に、都乃久爾乃宇美能奈伎佐爾布奈餘曾比多志涅毛華伎爾阿

母我米母我母

つばいち (海石榴市)

大和國城上郡にて、泊瀬に隣れる地にあり、書紀武烈天皇卷に、海石榴市巷、敏達天皇卷に、海石榴市亭、用明天皇卷に、海石榴市宮、などあり、

于來田見邑、權興宮室居之云々、則採海石榴樹作椎爲兵因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至蹀、故時人其作海石榴椎之處、曰海石榴市、豊後國風土記に、大野郡海石榴市、昔者纏向日代宮御宇天皇在、球罩行宮、仍欲誅石室土蜘蛛、而詔群臣、伐採海石榴樹、作椎爲兵、即簡猛卒、授兵椎、以穿山排草襲土蜘蛛、而悉誅殺、流血没蹀、其作椎之處曰海石榴市、(ト部兼方)按、彼海石榴市巷者、大和國也、景行天皇紀、所謂不豊也、同名在兩所耳、右釋日本紀、

至椿市、人々烟悉流、花鳥餘情に、小右記云、正暦元年九月八日、參長谷寺、午時至椿市、令交易御明灯心器等云々、蜻蛉日記に、又の日つばいちといふ所にとまる、枕冊子に、市は、つば市はやまとにあまたある中に、長谷寺にまうづる人の、必そこにとまりければ、觀音の御縁あるに

やと心ことなり、源氏物語玉鬘に、玉鬘君泊瀬にまうで賜ふことを云る所に、つば市と云所に、四日といふ巳時ばかりに、いける心ちもせでいきつき賜へり、云々、今城上郡金屋村の山に、つば市の地藏と云あり、又同村に、つばいづかと云家あるよし、略解に云り、十二に、海石榴市之八十衢爾立平之結、紉乎解卷惜毛、又、紫者灰指物會海石榴市之八十衢爾相兒哉誰

つまのもり (妻社) 和名抄に、紀伊國名草郡津麻、とあり、此は妻社ましますによりて負地名なるべし、此神社は、神名帳に、紀伊國名草郡都麻都比賣神社、(名神大、月次新嘗)とあるこれなり、此

神は、紀伊國に渡し奉れる、素戔鳴尊の御子の三杵神の中にましますよし、書紀神代卷に見えて、古義にくはしくいへり、卷九に、城國爾不止將往來妻社妻依來西尼妻常言長柄

つもり (津守) 和名抄に、攝津國住吉郡には、津守といふ郷なくして、西成郡に津守あり、此は後に、住吉の津守氏の人の住りしより負る郷名なるべきか、又は難波の津を守る人を、津守といひたるより負る郷名にて、もとより住吉郡なるとは別なるか、今は住吉之津守とあるからは、住吉郡なることは疑なし、住吉に津と云ることは、前にす部すみのえ條に云る如し、舊事紀に、津守連齊

祠住吉云々、とあるをも思へし、さて住吉の津を守る人を津守といひ、後に氏にも負せ、郷名にも呼ぶるなるべし、今はその津守の郷の人どもの、網引するを云るならむ、續後撰集に、津守國平、我君を松の千年に祈る哉代々につまのりの神のみやつこ、十一に、住吉乃津守網引之浮笑緒乃得干蚊將去戀管不有者

つるぎのいけ (劔池) 大和國高市郡石川村にありと云り、諸陵式に、劔池島上陵、(輕境原宮御宇、孝元天皇、在大和國高市郡云々)書紀應神天皇卷に、十一年冬十月、作劔池、輕池、鹿垣池、厩坂池、舒明天皇卷に、七年秋七月、瑞蓮生劔池、

莖一花、皇極天皇卷に、三年夏六月癸卯朔戊申、於劔池蓮中有莖一莖二莖者云々、なども見えたり、これらにて、古より蓮の名所なることしられたり、十三に、御佩乎劔池之蓮葉爾渟有水之云々

つるのつみ (都留能都追美) 和名抄に、甲斐國都留郡都留、とあれば、其處にある堤をいふにやあらむ、十四に、武路我夜乃都留能都追美乃那利奴賀爾古呂波伊徹杼母伊末太年那久爾

つをのさき (津乎能埼) 此は、契沖もいひしごとく、近江國淺井郡都宇郷あれば、そのの埼にやあ

らむ、但し字と乎と通はし云べきよしなし、和名抄に、都宇とある字は乎字の誤寫にや、と荒木田氏云り、さもあらむ、卷三に、葦邊波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埒羽毛

()て部

てしま (豊島) 和名抄に、攝津國豊島(手島)郡、とあり、其地ならむか、卷六に、故豊島采女
てらる (寺井) 越中にあるべし、未詳ならず、契沖、井ある處の名なるべし、常の寺にある井なら
ば、八十の嬪婦等は、くみまがふべからずといへり、十九に、物部能八十乃嬪婦等之掬亂寺井之
於乃堅香子之花

○と部

とこのやま (鳥籠之山) 近江國犬上郡にあり、書紀天武天皇卷に、元年秋八月戊戌、男依等、討
近江將秦友足於鳥籠山斬之、と見えたり、續千載集に、近江には有といふなるとこの山とことば
にこそ見まくほしけれ、卷四に、淡海路乃鳥籠之山有不知哉川氣乃己乃其侶波戀乍裳將有、十一
に、狗上之鳥籠山爾有不知也河不知二五寸許瀨余名告奈

とこよ (常代)(常世)(等已與)など書り、仙境なり、長生にして老す死す、めでたき國をいふ、此
は漢人のいはゆる蓬萊山といふものを、皇朝にて、古常世國と呼なせりとおぼえたり、竊按に、吾
皇朝の上古に、さる老す死すして、長生なる境ありて、即其境をさして、常世國といへりしといふ
ことを聞も及ばねば、全かの蓬萊山の説の、皇朝にわたり來て後、その蓬萊山に、常世といふ佳名
を施して、常世國と呼なせるものなるべし、されば書紀雄略天皇卷に、二十二年秋七月、丹後國
餘社郡管川人、水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、相逐入

海、到蓬萊山一歴觀仙衆、とある、此蓬萊山をトコヨクニと訓來れる、此蓬萊山といふ名も、さ
る境をさして、常世國といへること、皇朝にて物に見えたるはじめなり、さて常世といふことは、
常住不變をいふ稱にて、卷三に、吾妹子之見師躬浦之天木香樹者常世有跡見之人曾奈吉、とも見
えて、上古よりいへる言なるを、その稱を以て、かの老せず死せぬ蓬萊山に負せたるは、よくあひ
かなへることながら、さるめでたき境のありといふことは、件の浦島子が故事の蓬萊山よりさきに
いへりしことは、かつてあることなし、高天原、海神宮などをはじめて、神代にはくさくあやし
くくしびなることあれど、蓬萊山めきたる常世國といふものは、さらに見えず、かの大伴宿禰、吉
田連などがいへる常世國も、皆件の蓬萊山の常世を踏てよめるなれば、論なし、そもく浦島子と
いふもの、海に入て仙境に至れりしといふことは、浮たる説にして、もとより信用がたきことな
るを、とりあげて書紀に記されたるより、世の詞人の徒、おもしろくめづらしきことにおもひ、其
をかたらひ種として、あるべくもあらぬくさくの事跡どもを、世中の情にかなへ、人の感じおも
ふべく設出、歌詞によりつらね、その歌詞のをかく興あるに引れて、つひにじちくしけに、
丹後國風土記などにも載たること、かの漢人の浮説に出たる牽牛織女の故事を、歌詞にくさぐさま
うけつゞりて、天地の別れし時より、さるさまにてありしやうにもよめるを、つひに後世には實に
さもありしことなり、と心得たる人もあると、同じころばえなり、されば等許余といふ言は、も
とよりなり、等許余國といふこともありこそしつらめ、蓬萊山めきたる仙境を、常世國と稱ことは、
漢國の蓬萊山の説のわたり來て後に、云なせることにこそあれ、皇朝にて固よりいひしことは、さ
らになきことゝしるべし、かくて集中の後、やゝ古く蓬萊山の常世國をよめるは、續後紀十九興福

寺僧等長歌に、大海乃白浪開巨常世島國成建天、到住美聞見人波、萬世能壽遠延倍津、故事爾云語來留、澄江能淵爾釣世志、皇之民浦島子加、天女來良禮來豆、紫雲泛引豆、片時爾將巨飛往天、是曾此乃常世之國度、語良比豆七日經志加良、无限久命有志波、此島爾許有曾介良志云々、丹後國風土記(釋紀所引)に、浦嶋子云々、忽到本土筒川郷云々、知復難會、廻首蜘蛛、咽淚徘徊歌曰、等許余弊爾久母多智和多留美頭能叙能字良志麻能古賀計等母知多留(尾句よめがたし、誤字脱字あるべし)神女遙飛芳音歌曰云々、嶋子更不勝戀望歌曰、古良爾古非阿佐刀遠比良金和我遠禮波等許與能波麻能奈美能等許由、後時人追加歌曰、等許與弊爾久母多智和多留多由女久女波都賀未等和禮會加奈志企(第二四句よめがたし、誤字脱字あるべし)などある是なり、○等許余といふに、大略五種の異あり、意得おかずばあるべからず、よくせずば混ふべし、一には常夜と書る字義なり、常闇ともいふ、常世と言は同じくして、義はきよく異れり、これは混ふべくもなし、二には常住不變なるをいふ、いはゆる件の常世有跡とよめるこれなり、以上二種は、地名ならねば、此書には載ず、三には件の仙境をさしていふ等許余なり、四には海外國をいふ等許余なり、仙境をさして云るに似て別なり、混ふべからず、委しくは次にいふ、五には黄泉國をさしていふ等許余なり、これも委しくは次にいふ、卷九(詠水江浦島子歌)に、春日之云々海若神之女爾迦爾、伊許藝趁、相詛良比言成之賀婆、加吉結常代爾至、海若神之宮乃、内隔之細有殿爾、携二人入居而、老目不爲死不爲而、永世爾有家留物乎云々、(これにいほゆる龜比賣を、海神の女子といひ、己が到れる境を、海神の宮殿のよしにいひたるなどは、ほのかに彦火々出見尊の海宮の御故事を思ひて、浦島子が故事に借用ひて、そのありしやうを、をかしくつくりなしたるのみにて、さらにか

の海宮を常世國といふべきことはなし、思ひ混ふべからず、○(邊) 卷九に、春日之云々常世邊爾復變來而云々、常世邊棚引去者云々、又、常世邊可住物乎劔刀己之心柄於會也是君、○(國) 卷四に、吾妹兒者常世國爾住家良思昔見從變若益爾家利、卷五に、伎彌乎麻都麻都良乃于良能越等賣良波等已與能久爾能阿麻越等賣可忘

とこよ (常世) 等許余) など書り、海外國なり、古事記垂仁天皇條に、多遲麻毛理遣常世國、令求登岐士致能加致能木實、故多遲麻毛理遂到其國、採其木實、以綴八纒矛八矛、將來之間、天皇既崩、云々、其登岐士致能迦致能木實者是今橋者也、と見えて、この常世國といふものは、何の國とも辨がたけれど、田道間守は、もと皇朝に來歸し新羅王が子の、天日槍といひし人の四世孫にして、その日槍が歸化しは、垂仁天皇三年にして、田道間守が常世國に遣されしは、同じ九年なりし趣、書紀に見えたれば、日槍はさらにもいはず、その子孫どもにいたりても、祖父どもより聞つたへたるまゝ、海外國のあるやうなどくさぐさ聞えまつり、常に天皇にもこれかれめしとはしたまひけむ、その中に、皇朝にいまだなき、めでたき、香菓の、海外國にあることを、奏したるを、大御心にも、いかでその香菓を得まほしく、年ごろおもほし給ひけむを、萬里の波濤をへだてたる海外のことなれば、たやすくその菓を求めて、かへり來むといふ人もあるべからねば、さてやみ賜ひけむを、田道間守に至りて、其本性の絶倫て壯健なるのみならず、もと新羅王の子孫にて、おのづから祖父どもより、異國のありしやう、さては道のしるべなどわきまへたることも、他の人の及ぶべきかぎりにあらざれば、いかで此たび御素望を遂給はむとおもほしめして、命せ給へるなるべし、さて田道間守の壯健なりしことは、常世國にいたり、からうじてその香菓を採得て、あまた

の年月を経て、はるく皇朝に還り参しほど、既に天皇の崩りまし、後なれば、いと本意なきことにおもひ、今よりは生たりとも何の益かあらむとて、大御陵の前に、その香菓を擎持て、さげびおらびて自死ければ、もろくのまへつきみたち、みな涙落さざるはなかりし趣、古事記、書紀に見えたるにて、其たけくをしく、此たびの任に堪べくおもほしめして、撰出賜へるほどしられたり、さるよしにあらずば、いかで外國に香菓のあることを、天皇の聞しめし及ばせ賜ふべきよしのあらむ、又然聞しめし及ばせ賜ふことのあらずば、たゞ何となく常世國にまで、非時香菓を求しむと浮たることを、史典には記さるべきよしあるべくもあらず、又人も多きに、田道間守に命せたるもその本性の壯健なると、新羅王の齋にて、異國のことたよりあるとのことよれることしるし、さればこの常世國とさせるもの、西戎北狄などの内、何ぞの國にてありしなるべきを、たしかにその國といふこと傳はらざりしによりて、大かたに常世國とは記されたるにて、常世國とは、一國名をしか負せたるがあるにはあらで、ひろく海外國を、皇朝よりいひし稱なるべし、しかるを書紀にしるされたるやう、垂仁天皇九十九年秋七月に、天皇崩りまし、その明年春三月、田道間守常世國より還り至り、泣悲歎之曰、受命天朝、遠住絶域、萬里踏波、遙渡弱水、是常世國、則神仙秘區俗、非所臻云々、と記されたるは、かの蓬萊山のごともきこえ、浦島子が到れる境と、同地なるべくもおもはるれど、かの浦島子は、龜比賣にいざなはれて、ゆくりなく、聞も及ばざりし境に來りし趣なるを、それとは異にして、云々の地には云々のものあり、云々の境には云々のものありなど奏し、ことを、あらかじめきこしさだめ置せ給ふまに、云々の地にいたりて、香菓を求め得て來よと命せ賜ひしなれば、浦島子がいたれる地の類にはあらぬを、神仙秘區などいへるは、

例の漢文の裝飾を主として書れたる故なるべし、十八に、等許余物能己能多知婆奈能伊夜氏里爾和期大皇波伊麻毛見流其登、又、可氣麻久毛云々、田道間守常世爾和多利、夜保許毛知麻爲泥許之知布、登吉時久能香久乃菓乎云々とこよ(常呼)黄泉國なり、人の現在を過て、其神魂の行ところを、黄泉國といひつたへたり、その黄泉國を、常世とも、遠津國とも常津國ともいひしとおぼえたり、遠津國といふことは下に引り、常津國といへるは、書紀雄略天皇遺詔に、不謂遣疾彌留至於大漸、とあり、大漸の字義にはあたねども、訓の意は然なり、黄泉國の事の由縁は、こゝに用なければ、わづらはしくはせず、死し人の魂の黄泉に行といふことは、もとあるべき理にあらざれども、既に伊邪那美命の神遊坐て、黄泉國に幸し、といふことを、ねもごろにいひ傳へたるによりて、古事記、書紀にも委しく記されたる、そは浮たることやうなれど、神代よりのふるものがたりにて、いはゆる先代舊辭といふものなり、これにはふかきゆるあることなり、さて實には、亡なりし人の魂の、黄泉に住べきにはあらざれども、かの御故事にならひて、此集にも、卷九哀弟死去作歌に、遠津國黄泉乃界丹、蔓都多乃名々向々、天雲乃別石往者云々、とある、これはたゞその死體の、泉下に埋もるゝを云るにはあらず、まことに魂の豫母都國に往よしに云るなり、又、見菟原處女墓歌に、大夫之荒争見者、雖生應合有哉、穴串呂黄泉爾將待跡、隱沼乃下延置而、打嘆妹之去者云々、とあるも、まことに魂の豫母都國に住て、待居むと云るよしなり、其他には、魂の黄泉に住よしにいへること、をさる見えす、卷五に、浮屠胡のいはゆる冥途の使を、之多倣乃使と云るなどは、全佛籍による世となりての事なれば論のかぎりにあらず、中昔の物語ぶみなどに、よみぢのつかひ、あるはよみぢのいそ

ぎ、今俗にまで、よみぢがへりなどいふなるは、めづらしからねど、そは神代の黄泉國の故事と、佛徒のいはゆる那落のことを、傳會せていへるなれば、いよくをさなし、さればから國にいはいゆる天望地藏とて、死たる人の形體は地にうづもれ、魂氣は天に上るといへる、これ正しき理にかなひて、皇朝にても、古皇子等の薨ませるを、天所知とも、高日所知とも云るぞ、實ならむともいふべけれど、これもよく考れば然にはあらず、死にし人の魂の黄泉に往といふも、天上にのぼるといふも、共に古の一のいひなしにて、すべて事實の理にかなふやいなやを思はず、ありくるまゝに、歌詞にはいふならはしなること、かの牽牛織女の故事を、神代よりありこしさまにいへると、同じ心ばえなり、されば實にしかる事ならむやいなやを問ず、はやく神代より、さるいひならはしのあるにまかせて、死て魂のゆくところを、常世とはいへることなりとしるべし、卷四に、常呼二跡吾行莫國小金門爾物悲良爾念有之吾兒乃刀自緒云々

とさ (土左) 國名なり、○〔國〕 卷六に、石上乙鷹、卿配ニ土左國、之時歌、○〔道〕 同卷に、父公爾云々吾者叙追遠杵土左道矣

としま (豊島) 和名抄に、武藏國豊島(止志末)郡とあり、卷廿に、豊島郡

となみ (利波)(刀奈美)(刀奈美)など書り、和名抄に、越中國礪波(止奈美)郡とあり、○〔山〕 十

七に、安達爾與之云々、刀奈美夜麻多牟氣能可味爾云々、十九に、和我勢故等云々利波山飛超去而云々、○〔關〕 十八に、夜岐多知乎刀奈美能勢岐爾安須欲里波毛利徹夜里蘇倍岐美乎等登米牟

とねがは (刀禰河泊) 和名抄に、上野國利根(止禰)郡とありて、そこに流る河なり、凡東國第一の大河なり、當郡の涓田より出て、武藏下總を経て海に入とぞ、新勅撰集に、さゝ分ば袖こそや

れめとね川の石はふむともいさかはらより、十四に、刀禰河泊乃可波世毛思良受多太和多里奈美爾安布能須安徹流伎美可母

とは (十羽) 未詳ならず、左の歌の趣を思ひ合するに、五畿内よりは、なほ遠き國にての事なるべく思はるれば、山城の鳥羽にはあらじ、もしは常陸國などにて、鳥羽能淡海の鳥羽ならむも知べからず、十三に、欲見者雲井所見愛 十羽能松原少子等率和出將見云々

とはやま (飛羽山) 大和國にあるなるべし、左の歌を見るに、山城の鳥羽にはあらず、風雅集に、かすまず春ともえやは白鳥のとは山松に雪はふりつゝ、卷四に、白鳥能飛羽山松之待乍曾吾戀度此月比乎

とはのあふみ (鳥羽能淡海) 常陸國風土記に、新治郡々西一里有騰波江、(長二千九百歩、廣一千九百歩)とあり、是なり、卷九に、草枕云々新治乃鳥羽能淡海毛云々

とはたのうら (飛幡之浦) 筑前國遠賀郡に戸畑といふ所あり、そこなるべし、筑前國風土記塙舸水門條に、鳥旗とある同じ、十二に、霍公鳥飛幡之浦爾敷浪之屢 君乎將見因毛鴨

とひ (刀比) 相模國足柄下郡にあり、土肥の杉山など云て、伊豆に交れる所に、今湯河原と云村に湯ありと云り、其を土肥の河内に出る温泉とよめるなり、十四に、阿之我利能刀比能可布知爾伊豆流湯能余爾母多欲良爾故呂何伊波奈久爾

とぶひがたけ (飛火賀鬼) 大和國添上郡春日にあり、續紀に、元明天皇和銅五年正月壬辰、廢三河内國高安、烽、始置三高見、烽、及大和國春日、烽、以通三平城也、と見えて、其烽を置れし山を、即烽が嶺と名に負せけるなるべし、さて此山は、鹿野苑の東にありて、今鉢伏と云とぞ、飛火野と云

も此の野なり、古今集に、春日野の飛火の野守出て見よ今いくかありて若菜つみてむ、新古今集に、若菜摘袖とぞ見ゆる春日野の飛火の野邊の雪の村消、など見えたり、さて和名抄に、説文云、烽燧邊有警則舉之、度布比、とあり、烽のことは、はやく書紀にもかたぐい見え、且烽を放つくさく、のさだめなど、軍防令に委しく見えて、古義にいへり、こゝに緊要とあらぬことなれば略きぬ、卷六に、八隅知之云々羽飼山飛火賀鬼丹云々

とほつあふみ 又とへたほみとも (等保都安布美)又(等倍多保美) 國名なり、和名抄に、遠江(止保太阿不三)とあるは、等保都を、後に訛りて等保多といへるか、又阿は衍字にて、止保太不三か都阿を約れば多となればなり、今俗には、全等保等布美と呼り、それも假字には、等保多布美と書べきことなり、又等倍多保美といへるは、等倍は、等保を東語に然言るなり、多保美は、都阿布美を約めたるなれば、保は布とあるべきを、しかいへるも東語なり、逢を阿保といへるなど其例なり、いかにまれ、等保都安布美といふぞ、正しき稱なる、十四に、等保都安布美伊奈佐保會江乃水乎都久思安禮乎多能米氏安佐麻之物能乎、卷廿に、等倍多保美志留波乃伊宗等爾開乃良等安比且之阿良婆已等母加山波牟

とほつあふみ (遠江) 近江國高島郡にありて、阿渡の地のあたりを總ていふ名なるべし、しかるを大日本靈異記に、近江國坂田郡遠江里有二富人、姓名未詳也、とあれど、阿渡川は高島郡なれば、遠江と云地も、同郡なるは論なし、然るに靈異記に坂田郡としては、郡忽にたがへるは、いぶかしきことなり、もして遠江の里といふは、高島坂田の兩郡に亘れる地ならむかともおもへど、いはゆる琵琶湖を隔て、西方に高島郡東方に坂田郡あれば、兩郡にわたれらむこといかゞ、然れども遠

江といふは、もとより湖水につきたる稱とおぼゆれば、高島郡にも坂田郡にも、湖水にかたよわる地を、各然呼し名にてもあらむか、もして靈異記なるも、もとは、高島郡なりしを、傳聞の誤にて坂田郡と記せるにもあらむか、彼國の地勢知らむ人に尋て、正すべし、卷七に、丸雪降遠江吾跡川楊 雖刈亦生云余跡川楊

とほつ (遠津) 土佐國長岡郡東孕といふ處より、種崎といふ處へ越る山坂を、遠津越と呼り、さて種崎へ下れば海濱なり、その海濱を、古は遠津の濱とも浦ともいへりしなるべければ、もして其地ならむか、山越而といへるにも、よく叶へり、○(大浦) 十一に、霰零遠津大浦爾縁浪縦毛依十方憎不有君、○(濱) 卷七に、山越而遠津之濱之石管自迄吾來舍而有待

とみ (跡見) 大和國添下郡にありて、今外山村と云り、書紀神武天皇卷に、及三皇軍之得二瑞也、時人仍號二瑞邑、今云鳥見一是訛也、とある處なり、○(山) 卷十に、窺良布跡見山雪之灼然戀者妹名人將知可聞、○(岡) 卷八に、射目立而跡見乃岳邊之罨麥花總手折吾者持將去寧樂人之爲、○(崎) 卷八に、妹目乎跡見之崎有秋芽子者此月其呂波落許須莫湯目、○(庄) 卷八に、跡見庄、又、跡見田庄

とものうら (輶浦) 備後國沼隈郡にありて名高し、輶明神の社のまします地なるべし、卷三に、吾妹子之見師輶浦之牟天木香樹者常世有跡見之人會奈吉、又、輶浦之穢之室木將見每相見之妹者將所忘八方、卷七に、海入小船帆張流登見左右荷輶之浦回二浪立有所見、又、好去而亦還見六大夫乃手二卷持在輶之浦回乎
とやのぬ (葦夜乃野) 和名抄に、下總國印幡郡島矢、(島は鳥字の誤なることは決し、)とありて、本

にはトリヤと訓たれども、もとはトヤとぞいひけむ、さらばその野なるべし、新續古今集に、順徳院、はし鷹のとや野のあさちふみ分ておのれもかへる秋の狩人、十四に、等夜乃野爾乎佐藝爾良波里乎佐平左毛爾奈做古由惠爾波伴爾許呂波要

とよくに (豊國) (豊州) など書り、國名なり、豊前豊後をすべて云り、卷三に、梓弓引豊國之鏡山不見久有者戀敷牟鴨、又、王之親魄相哉豊國乃鏡山乎宮登定流、又、豊國之鏡山之石戶立隠爾計良思雖待不來座、卷七に、豊國之聞之濱邊之愛子地眞直之有者何如將嘆、卷九に、豊國乃加波流波吾宅、兒爾伊都我里座者革流波吾家、卷十に、思出時者爲便無豊國之木綿山雪之可消所念、十二に、豊州聞濱松心喪何妹相云始、又、豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念、又、豊國能聞乃高濱高々二君待夜等者左夜深來、十六に、豊國企政乃池奈流菱之宇禮乎探跡也妹之御袖所沾計武

とよくにのみちのしり (豊後) 國名なり、和名抄に豊後(止與久邇乃美知乃之利)とあり、卷五に、豊後守、十六に、豊後國

とよらのてら (豊浦寺) 大和國高市郡にあり、卷八に、故郷豊浦寺之尼云々

とりのをか (等里乃乎加) 和名抄に、常陸國鹿島郡下鳥中島上鳥(鳥は鳥字の誤か)と見えて、其は鳥といふ郷の地形に、上中下あるによりて負せたる名なり、されば其地の岡を、鳥之岡とぞいひけむ、十四に、奈勢能古夜等里乃乎加耻志奈可太乎禮安乎爾思奈久與伊久豆久麻氏爾

とりかひがは (取替河) 和名抄に、大和國添下郡鳥貝(止利加比)とある、其地の河なり、十二に、洗衣取替河之河余籽能不通牟心思兼都母

とろしのいけ (取石池) 契沖、和泉國和泉郡にまかりける道に、池の堤を、道にてすぎ侍る所ありき、

其池の名を、人の登呂須の池となむ申し侍りける、と云り、續紀に、聖武天皇云々、行還至和泉國取石頓宮とある、この地なり、姓氏錄和泉國諸蕃の下にも、取石造といふ見えたり、卷十に、妹手乎取石池之浪間從鳥音異鳴秋過良之

萬葉集名處考卷之五

○な部

なか (中) (那賀) など書り、和名抄に、常陸國那珂郡とあり、武藏國那珂郡とする説は非なり、さ部、さらしる條考合へし、卷九に、那賀郡曝井歌、三粟乃中爾向有曝井之不絶將通彼所所妻毛我

なか (那珂) 和名抄に、筑前國那珂郡とあり、卷五に、那珂郡

なかのみなと (中乃水門) 讚岐國那珂郡の海の湊なり、卷二に、玉藻吉讚岐國者云々(云)次來中乃

水門從云々

なかまな (中麻奈) 未詳ならず、按に、麻奈は、もと志麻とありけむを顛倒へ、つひに志字を奈に

誤寫せるならむ、中志麻は、和名抄に、信濃國水内郡中島(奈加之末)とある是なり、即今の河中島これなり、其地は、信濃八郡の水のつき會處なるによりて、某島と云て海津の名負る多きよし、信濃地名考に見えたり、十四に、中麻奈爾宇伎乎流布禰能許藝氏奈婆安布許等可多思家布爾思安良受波

ながのしも (長下) 和名抄に、遠江國長上(長乃加美)郡、長下(准上)郡、とあり、卷廿二に、長下郡

ながさ (長狭) 和名抄に、安房國長狭(奈加佐)郡、とあり、卷廿二に、長狭郡

ながと (長門) 國名なり、卷六に、長門有與津借島與眞經而吾念君者千歲爾母我毛

ながと (長門) (奈我刀) など書り、安藝國、○「島」十五に、安藝國長門島船泊磯邊 作歌、同卷

に、和我伊能知乎奈我刀聞之麻能小松原伊久與乎倍已加可武佐備和多流、○「浦」十三に、處女等之云々續麻成長門之浦丹云々、十五に、從長門浦船出之夜云々

ながはま (長濱) 豊前國球玖郡にあり、十二に、豊國乃聞之長濱去晚日之昏去者妹食序念

ながはまのうら (奈我波麻能宇良) 和名抄に、能登國能登郡長濱(奈加波萬)とあり、十七に、從ニ珠洲郡一發船云々、泊長濱灣一仰見月光一作歌、珠洲能宇美爾安佐比良伎之底許藝久禮必奈我波麻能宇良都奇底理爾家里

ながはま (奈我波麻) 越中國射水郡松田江の海濱なり、十七に、物能乃敷能云々麻都太要能奈我波麻須義底云々

ながはま (長濱) 遠江國磐田郡飯寶の海濱なるべし、飯寶を、和名抄に、飯寶と作るは誤寫なり、なほお部おほのうら條考合へし、卷八に、大乃浦之其長濱爾緣流浪寬公乎念比日

ながやのはら (長屋原) 和名抄に、大和國山邊郡長屋、とあり、卷一に、長屋原

ながのうら (長井浦) 備後國水調郡にあり、十五に、長井浦(頭註、新後撰、嵐吹伊駒の山の雲晴てり)

ながらのみや (長柄之宮) 攝津國西成郡にあり、書紀に、孝德天皇、大化元年冬十二月乙未朔癸卯、天皇遷都難波、長柄豐碕、四年春正月壬午朔、此夕天皇幸于難波碕宮、白雉二年冬十二月晦、天皇從於於大郡、遷居新宮、號曰難波、長柄豐碕宮、とある是なり、今の長柄本莊の郷豐崎の社を、皇居の跡と云傳へたるよし、卷六に、忍照難波之國者云々續麻成長柄之宮爾云々

ながら (長柄) 和名抄に、上總國長柄(奈加良)郡、とあり、卷廿に、長柄郡
なきすみ (名寸隅) 播磨國印南郡にあるべし、荒木田氏播磨下向日記に、赤石より別府に行道のほ
ど、藤井浦を經、この藤井の西に、西岡と云村ありて、其處に天皇山と云あり、その北を天皇山と
いふ、是聖武天皇行宮の御跡なるべく、その邊をすべて魚住庄といふは、もと魚住はなすみとよみ
て、名寸隅の訛なるべし、と早川廣海云り、實に淡路島松帆浦は、南に近く見わたさるゝ所なれば、
この説よしありておぼゆ、と記せり、契沖も、斯く名寸隅は魚住にやと云りき、魚住は、本朝文粹、
三善清行意見封事に見えたり、織田氏の時に、魚住源吾と云人あり、此地より出し人にや、卷六に、
名寸隅乃船瀬從所見淡路島松帆乃浦爾云々、又、往回雖見將飽八名寸隅乃船瀬之濱爾四寸流思良
名美

なきさはのもり (哭澤之神社) 大和國十市郡香山にあり、古事記に、伊邪那岐命云々、哭時於御
淚所成神、坐香山之嶺尾、木本一名泣澤女神、と見えたり、卷二に、哭澤之神社爾三輪須惠雖禱祈我
王者高日所知奴

なきのかは (名木之河) 和名抄に、山城國久世郡那紀、とある地の河なり、卷九に、衣手乃名木之
河邊乎春雨吾立沾華家念良武可

なぐさやま (名草山) 紀伊國名草郡にある山の名なり、風雅集に、名草山取や榊のつきもせず神わ
ざしけきひのくまの宮、卷七に、名草山事西在來吾戀千重一重名草目名國

なご (名兒) (奈吳) (名子) など書り、攝津國住吉郡にあり、新古今集に、なごの海の霞のまよりな
がむれば入日をあらふおきつしら浪、○[海] 卷七に、奈吳乃乃之朝開之奈凝今日毛鴨磯之浦回爾

亂而將有、又、名兒乃海乎朝榜來者海中爾鹿子曾鳴成惻怆其水手、○[濱] 卷七に、住吉之名兒
之濱邊爾馬並而玉拾之久常不所忘、○[江] 卷七に、舟盡可志振立而慮利爲名子江乃濱邊過不勝鳥
會婆敷奈太那字知底安倍底許藝泥米、又、東風伊多久久布久良之奈吳乃安麻能都利須流乎夫禰許藝可
久流見由、十九に、霍公鳥云々奈吳乃海部之潛取云々、○[海] 十七に、奈吳能宇美能意吉都之
良奈登志苦思爾於毛保要武可母多知和可禮奈波、十八に、奈吳乃宇美爾布禰之麻志可勢於伎爾伊
泥氏奈美多知久夜等見底可敵許牟、又、奈吳能宇美爾之保能波夜悲波安佐里之爾伊泥牟等豆波
伊麻會久奈流、又、於保奈牟知云々那吳能宇美能於伎乎布可米天云々、○[浦] 十八に、奈美多
氏波奈吳能宇良未爾余流可比乃未奈伎孤悲爾會等之波倍爾家流、十九に、安由乎疾美奈吳能浦廻爾
與須流浪伊夜千重之伎爾戀渡可母、○[江] 十七に、羊奈刀可世佐牟久布久良之奈吳乃江爾都麻欲
比可波之多豆左波爾奈久、十八に、於保伎見能云々多豆我奈久奈吳江能須氣能云々

なごやま (名兒山) 筑前國宗像郡にあり、頭註、名寄云、宗像郡名兒山、田島村の西にあり、荒自より田
屋へ通りしと云、山の東のふ、卷六に、超二筑前國宗形郡名兒山之時、作歌大汝云々、名耳
乎名兒山跡負而云々
なさかのうみ (奈左可能宇美) 常陸國行方郡にあり、後に波逆と書り、十四に、比多知奈流奈左可
能宇美乃多麻毛許會比氣波多延須禮阿杼可多延世武
なすきやま (名次山) 神名帳に、攝津國武庫郡名次神社と見ゆ、その山なるべし、久老云、また
有馬郡神尾村に名次山ありといひ、また廣田の社の西にも、名次の岡ありと云り、猶考べし、卷三

に、吾妹兒二猪名野者令見都名次山角松原何時可將示

なす (那須) 和名抄に、下野國那須郡とあり、卷廿に、那須郡

なたかのうら (名高浦) 紀伊國名草郡にて、今はそのわたり海部郡に入れり、今も名高とも名方と

も云里にて、藤白のすこし北の方なりと云り、續拾遺集に、我戀は名高の浦のなびきもの心はよれ

どあふよしもなし、類字集に遠江とす、非なり、卷七に、紫之名高浦之愛子地袖耳觸而不寐香將

成、又、紫之名高浦乃名告藻之於儀將摩時待吾乎、十一に、木海之名高之浦爾依浪音高鴨不相

子故、又、紫之名高乃浦之靡藻之情者妹爾因西鬼乎

なつみ (夏實)(夏身)(夏箕)など書り、大和國吉野郡吉野川の上にありて、かくれもなし、今村の

名に呼るよし、卷九に、大瀧乎過而夏箕爾傍、而淨河瀨見河明沙、〇〔河〕 卷三に、吉野爾有夏

實之河乃川余杼爾鴨會鳴成山影爾之底、〇〔河門〕 卷九に、山高見白木綿花爾落多藝津夏身之河門

雖見不飽香聞、〔頭註、玉華、春もなほ夏みの川の朝氷まださえやらす山かげにして、按に後々々〕

なつみ (夏身) 大和國城上郡と宇陀郡との間に、よなばり村といふあり、そこにあるなるべし、卷

十に、吾屋戸之淺茅色付吉魚張之夏身之上爾四具禮零疑

なつみのうら (夏身乃浦) 左の歌の酢蝦島は、菅島にて、菅浦にある島なるべし、菅浦は、鹽津菅

浦とよみて、鹽津は、和名抄に、近江國淺井郡鹽津、(之保津)とあるこれなり、夏身は、同抄に、甲

賀郡夏身(奈豆美)とある、其地なりとするときは、淺井と甲賀と、たちまち郡たがへるは、いか

なるにかあらむ、もしては淺井と甲賀は隣郡にて、夏身郷は、兩郡に渉れるにてもあらむか、彼國の

地勢知たらむ人にあひて尋ぬべし、十一に、酢蝦島之夏身乃浦爾依浪間文置吾不念君

なには (難波)(名庭)(那爾波)(奈爾波)など書り、書紀神武天皇卷に、戊午年春二月丁酉朔丁未、

皇師遂東、舳艫相接、方到難波之崎、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波一

訛、とあるは、今の西成郡長柄本莊の郷の邊より、尼が崎の邊までの間なるべし、其地は、西の海

を受し入海なれば、奥津風吹よする時、今の淀川より落來る河水と、潮汐とのせり合にして、浪い

と速く、又華のごとくにも見えしによりて、浪速國とも、浪華國とも名づけ賜ひし、その浪速、亦

は浪華といふべきを、今は訛りて難波とぞ呼なる、と云る書紀の趣なり、さてその難波といふこと、

より、廣に廣りゆきて、今の東生郡西生郡を總て難波と呼べりしなり、今の東生郡は古の難波大

郡、今の西成郡は古の難波小郡なり、かゝれば、單て難波といふ時は、兩郡に亘りて、廣くいふ稱

なるを、難波宮、難波國、難波海、難波瀆、難波津、難波崎、難波江、難波門、などいふには、各

いさゝかづ、其用捨あるべきことなり、さて因にいはむ、今世人、浪速あるは浪華など書て、ナ

ニハと訓こと、意得、また難波の字は、普通のことなれば、浪速浪華など、書をことにみやびた

ることのやうにさへおもひて、好み書人も多かめるは、いとかたはらいたきことなり、浪速浪華な

ど書ては、ナニハとは訓れぬことなり、都婆岐といふ木に、椿字を用ふは普通のことなるを、おも

しろからずおもひて、海石榴の字を書たる類は、古人の手にもめづらしからぬことなれど、それと

はきよくこと事なり、これらは漢の熟字に、此方の名を填たるのみなり、浪速浪華は、もと漢名

にあらず、ナミハヤ、あるはナミハナといふによりてこそ、浪速とも浪華ともかけるなれ、されば

いまだ訛りて奈爾波と呼ぬさきに立もどりて、ナミハヤとか、ナミハナとか訓せむとならば、浪速

とも浪華ともかくべし、しか書るを、ナニハとよめとては、諾られぬことなり、もししか書て、ナ

ニハと訓るゝことならば、寧樂人などにも、しか書たるがあるべし、此集中に、難波、那爾波、奈爾波、名庭、など、假字にも借字にもさまざま書たれど、浪速とも浪華とも書たるが一所もなきは、しか書てはナニハとは訓れぬが故なり、書紀崇神天皇卷十年の處に、禪^{ハカマニクソチガ、リシトコロ} 屎^{フクノハカマト} 處曰^{ハカマニクソチガ、リシトコロ} 屎禪、今謂^フ 穢^{ハカマニクソチガ、リシトコロ} 也、とある穢葉を、假字にて久須葉など書むは、心まかせなり、もとの由縁をおもひて、いまだ訛らざりしさきのまゝに、屎禪とかきて、クスバと訓とても、誰かは諾がはむ、これらば月の光波といふ歌を、佐々良之光波とかけると、同じものがたりなり、そのひがことなるをば、誰か難せざらむ、しかるにこの浪速浪華のひがことを、わきまへ云る人のなきこそ、いぶかしけれ、卷三に、昔者社難波居中跡所言奚米今者京引都備仁鷄利、卷四に、吾衣人莫著曾網引爲難波壯士乃手爾者雖觸、又、押照難波乃菅之云々、卷八に、忍照難波乎過而云々、十一に、難波人葦火燎屋之酢四手雖有己妻許會常日頰次吉、又、臨照難波菅笠置古之後者誰將著笠有魚國、十九に、虛見都云々、忍照難波爾久太理、卷廿に、夜蘇久爾波那爾波爾都度比布奈可射里安我世武比呂乎美毛比等母我母、又、海原乃由多氣伎見都々安之我知流奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由、又、大王乃云々、安之我知流難波爾伎爲而云々、○〔宮〕 難波長柄豊崎宮なり、卷六に、幸于難波宮時、忍照云々、續麻成長柄之宮爾云々、又、天地之云々、臨照難波乃宮爾云々、(續紀に、聖武天皇神龜二年冬十月庚申、天皇幸難波宮、とあるこれなり) 又、安見知云々、在通名庭乃宮者云々、又、有通難波乃宮者海近見漁童女等之乗船所見、(續紀に、聖武天皇天平十六年閏正月乙亥、天皇行幸難波宮、二月云々、戊午、行幸紫香樂宮、太上天皇及左大臣橘宿禰諸兄、留在難波宮焉、庚申、左大臣宣勅云、今以難波宮、定爲皇都云々、七月己巳、車駕還難波宮、と見えたり) ○〔宮〕 附〔臨照宮〕

難波高津宮なり、お部、おしてらみや條、た部、たかつ、條考合べし、卷廿に、天皇乃云々、之伎麻世流難波宮者云々、又、櫻花伊麻佐可里奈里難波乃海於之、流宮爾伎許之賣須奈倍、(此歌は、天平勝寶七歳二月、難波に至りて、家持卿の作れし趣前後に見えたり、これは續紀に、孝謙天皇天平勝寶八歳春二月戊申、行幸難波、是日至河内國云々、壬子、行至難波宮、御東南新京云々、とあるそれにて、此卷下に、天平勝寶八歳二月云々、行幸於河内、難宮、經信以壬子傳幸難波宮也、とある、全同度のことなり、かくて此は八歳春、難波に行幸あらむとて、七歳の春より御用意ありて、卿大夫を難波に下されしに、家持その時兵部少輔なりければ、兵器儀仗の事等を掌るによりて下られしが、あらかじめ行幸のありしさまをよまれしと見えたり、さて此歌の初に、天皇乃等保伎美與爾毛於之、且流難波乃久爾々、何米能之多之良志賣之伎等伊麻能乎爾多要受伊比都々云々、とあるは、仁德天皇の難波高津宮に坐して、天下をしろしめしことを云、終に宇倍之神代由波自米家良志母、とあるも、神代とは、仁德天皇の御代を指て申せるにて、難波宮を草創め給ひしを云るなり、されば反歌に、於之且流宮とあるも、高津宮なることしるし、かくて上に出せる六卷幸于難波宮時云々、忍照難波國者云々、とあるは、聖武天皇神龜二年十月の行幸にて、歌に長柄之宮と見えて、孝德天皇の草創め給ひし難波長柄豊崎宮を云るなれば、今の歌なると別也、又同じ六卷の末つ方に安見知之云々、有通云々などある歌の難波宮も、長柄宮なること更なり、○〔國〕 難波の地をなべて廣くいふ稱なり、泊瀨國、吉野國なども云り、一國に限りていふは、後のことなり、卷三に、天雲之云々、押光難波國爾云々、卷六に、忍照難波乃國者云々、卷廿に、天皇乃云々、於之且流難波乃久爾々云々、○〔海〕 此は其處とかぎるべからず、卷六に、直超乃此徑爾師引押照

哉難波乃海跡名附家良思裳、卷廿に、櫻花伊麻佐可里奈里難波之海於之且流宮爾伎許之賣須奈倍、
 ○〔鴻〕 此も其處とかぎるべからざる中に、もはら御津の濱の邊より、比賣島かけて云しとおぼゆるは、姫島松原にて、嬢子の屍を見てかなしみよめる歌に、難波方鹽干勿有會禰、とよめるにてしるし、すべてこの海は、西をうけたるゆるゑ、浪風のよせくる土砂と、川々より落下る細石に埋れて、今は古のさまなくなれりしときこゆれば、古より干潟のことに多かりけむこと、思ひやるべし、卷二に、難波方鹽干勿有會禰、沉之妹之光儀乎見卷苦流思母、卷四に、難波方鹽干之名凝飽左右二人之見兒乎吾四乏毛、卷六に、難波方潮干乃奈凝委曲見在家妹之待將問多米、卷七に、難波方鹽干丹立而見渡者淡路島爾多豆渡所見、卷八に、玉手次云々、難波方三津埼從云々、卷九に、難波方鹽干爾出而玉藻刈海未通女等汝名告左禰、十二に、難波方水手出船之遙々、別來禮杼忘金津毛、卷廿に、余會爾能美々且夜和多良毛奈爾波我多久毛爲爾美由流志麻奈良奈久爾、○〔津〕 尼が崎より南住吉の敷津の境まで、すべて船の著し津を云りしなるべし、卷廿に、奈爾波都爾美布爾於呂須惠夜蘇加奴伎伊麻波許伎奴等伊母爾都氣許會、又、於之且流夜奈爾波能津與利布奈與會比阿例波許藝奴等伊母爾都岐許會、又、大王乃云々、奈爾波都爾船乎氣須惠云々、卷五に、難波津爾美船泊農等吉許延許婆紐解佐氣弓多知婆志利勢武、卷廿に、奈爾波都爾余會比々々且氣布能日夜伊田且麻可良武美流波々奈之爾、○〔御津〕 み部みつ條考合へし、卷廿に、天皇乃云々、安之我知流難波能美津爾云々、○〔埼〕 今の長柄本莊の郷にあたりと云り、十三に、忍照難波乃埼爾云々、○〔小江〕 たゞ江といふに同じ、往古今の淀川、古大和川、平野川の、三の河水流れこみし江なりとぞ、十六に、忍照八難波乃小江爾云々、忍光八難波乃小江乃云々、○〔堀江〕 ほ部、ほりえ條考べし、卷十

に、押照難波穿江乃葦邊者鷹宿有疑霜乃零爾、○〔門〕 水門、海門など云が如し、續後拾遺集に、難波とをこぎ出てみれば時雨ふるいこまの嵩は紅葉してけり、卷廿に、奈爾波刀乎己岐渥且美例婆可美佐夫流伊古麻多可禰爾久毛會多奈妣久、○〔路〕 卷廿に、奈爾波治乎由伎弓久麻弓等和藝毛古賀都氣之非毛我乎多延爾氣流可母
 なはのうら (繩乃浦) 和名抄に、土佐國安藝郡奈半とあり、土佐日記に、九日のつとめて、大湊より、那波の泊を追むとて、こぎ出けり云々、十日、今日は那波の泊にとまりぬとあり、今奈半利村と呼り、南は海を帶、北東に山を負たり、鹽燒火氣山爾棚引、とあるに、よく叶へれば、其地にや、卷三に、繩乃浦爾鹽燒火氣夕去者行過不得而山爾棚引
 なはのうら (繩浦) 左の歌は、山部宿禰赤人歌六首の中に、首に出せり、其次に、武庫浦乎榜轉小舟粟島矣背(向)爾見乍乏小舟、といふ歌を載たり、此は粟島の方より、武庫浦を見やりてよめるにて、この粟島をよそに見棄て、武庫浦を榜めぐりつゝ、倭の方へのぼりゆくは、うらやましき小舟ぞといへるなり、この粟島は、讃岐國の海中にあること、あ部あはしま條に委云るが如し、されば此歌、その上に次でたるを思ふに、攝津國より、讃岐へかけての間によめるものとせむに、那波といへる地は未聞及ばず、件の土佐の那波は道次たがへり、これによりて思ふに、卷一讃岐國の歌に、綱之浦之海處女等之、とよめるは、和名抄に、同國鶴足郡津野とある、彼處の浦をいへるよし、既くいへるがごとし、されば左の歌の繩浦も、綱浦の寫誤にて、ツナノウラにはあらずや、なほよく考べし、卷三に、繩浦從背向爾所見與島榜回舟者釣爲良下
 なばり (隱) 伊賀國名張郡なり、古事記中卷安寧天皇條に、那婆理之稻置、とあるも、同地なるべ

し、卷一に、暮相而朝面無美隱爾加氣長妹之慮利爲里計武、○(山) 卷一に、吾勢枯波何所行良武已津物隱乃山乎今日香越等六、(此歌、卷後にも重出)○(野) 卷八に、暮相而朝面羞隱野乃芽子者散去寸黃葉早續也

なほりやま (名欲山) 豊前國直入郡直入郷あれば、その山なるべしといへり、しかるに、左の歌の次上の歌の端作に、播磨娘子贈歌とありて、左の歌には、たゞ娘子贈歌とのみ有を見れば、その娘子も上なるに同じく、播磨娘子なることしるければ、此山も、播磨か攝津の國ならでは道の順叶はず、故考るに、上に出せる名次山は、神名帳に、攝津國武庫郡名次神社あれば、その山なるべきを思ひ合すに、此名欲山は、かならず名次山を寫誤れりしこと疑なし、と中山嚴水云り、卷九に、從明日者吾波孤悲牟奈名欲山石踏平之君我越去者、又、命乎志麻勢久可願名欲山石踏平之復亦毛來武

なみしばのぬ (浪柴乃野) 大和志に、猪飼山、在ニ城上郡吉隱村上方、其野曰浪芝野とあり、卷十に、吾門之淺茅色就吉魚張能浪柴乃野之黃葉散良新

なみくらやま (連庫山) 近江國滋賀郡樂浪にあり、卷七に、佐左浪乃連庫山爾雲居者雨會零智否反來吾背

なら (平城) (寧樂) (平) (奈良) (檜) (名良) など書り、大和國添上郡にあり、添上郡より、山城國相樂郡へ越る山路を那良坂と云、これ奈良山なり、此山より廣ごりたる名なり、名の由縁は、書紀崇神天皇卷に、復遣大彥與和珥臣遠祖彦國尊、向ニ山背擊ニ壇安彦、爰以忌登鎮坐於和珥武鏢坂上、則卒精兵、進登那羅山而軍之、時官軍屯聚而躡草木、因以號其山、曰那羅山、(躡躡此云布彌那羅須)とあり、卷一に、青丹吉寧樂乃家爾者萬代爾吾母將通忘跡念勿、卷七

に、玉津島能見而伊座青丹吉平城有人待問者如何、卷十に、梅花吾者不令落青丹吉平城在人來管見之根、十三に、帛剛檜從出而云々、十七に、妹毛吾毛云々、青丹吉奈良乃吾家爾云々、又、安遠爾與之奈良乎伎波奈禮云々、十八に、安乎爾與之奈良爾安流伊毛我多可多爾麻都良牟許己呂之可爾波安良司可、十九に、安乎爾與之奈良比等美牟登和我世故我之米家牟毛美知都爾於知米也母、○(都) 續紀に、元明天皇和銅三年三月辛酉、始遷都于平城、とある、これ寧樂朝のはじめなり、新千載集に、後嵯峨院、神無月時雨降おける御法とてならの宮に殘る言の葉、卷一に、天皇乃云々青丹吉檜乃京師乃云々、卷三に、青吉吉寧樂乃京師者咲花乃薰、如今盛有、又、藤浪之花者盛爾成來平城京乎御念八君、又、吾盛復變八方殆、寧樂京師乎不見歟將成、卷五に、多都能馬母伊麻勿愛己之可阿遠爾與志奈良乃美夜古爾由吉帝已牟丹米、又、多都乃麻乎阿禮波毛等米牟阿遠爾與志奈良乃美夜古爾許牟比等乃多仁、又、阿我農斯能美多麻多麻比呂波流佐良婆奈良能美夜古爾咩佐宜多麻波彌、卷六に、紅爾深染西情可母寧樂乃京師爾年之歷去倍吉、又、世用乎常無物跡今會知平城京師之移徙見者、(此は聖武天皇、天平十二年十二月、都を山城國相樂郡恭仁郷に遷し賜ひ、十三年正月に、天皇始めて恭仁宮に御在して、朝賀を受させ賜ひ、十五年十二月に平城大極殿并歩廓を壞ちて、恭仁宮に遷し遣らせ賜ひ、四年の間に其功績畢ぬるよし、續紀に見えて、平城は故京とされる、其ほどによめるなり、又、石綱乃又變若反青丹吉奈良乃都乎又將見鴨、又、八隅知之云云定家牟平城京師者云々、特有之名良乃京矣云々、又、名付西奈良之京之修行者出立每爾嘆思益、卷八に、秋去者春日山之黃葉見流寧樂乃京師乃荒良久惜毛、又、沫雪保杼呂爾零敷者奈良京師所念可聞、十五に、安乎爾余志奈良能美夜古爾多奈妣家流安麻能之良久毛見禮杼安可奴加毛、又、安

乎爾與之奈良能美也故爾由久比等毛我母久佐麻久良多妣由久布禰能登麻利都礙武仁、又、海原乎夜蘇之麻我久里伎奴禮杼母奈良能美也故波和須禮可禰都母、又、夜麻河泊能伎欲吉可波世爾安蘇倍杼母奈良能美夜古波和須禮可禰都母、又、安麻等夫也可里乎都可比爾衣弓之可母奈良能彌夜古爾許登都礙夜良武、十七に、青丹余之奈良能美夜古波布里奴禮登毛等保登等藝須不鳴安良奈久爾、十九に、虛見都云々、青丹與之平城京師由云々、又、安之比奇能云々、青丹余志奈良能京師爾云々、○〔古京〕
 (上に云たる如く、天平十二年、都を山城の久邇へ遷し賜へるによりて、故京と云るなり、今京より、故京と云は、これと異れり、其は桓武天皇延暦三年に、都を山城國長岡へうつされたるより、奈良はながく故京となれる故に云るなり、卷六に、悲寧樂京故郷一作歌、○〔里〕卷六に、韓衣服槽乃里之島待爾玉乎師付牟好人欲得、卷十に、吾屋前之芽子開二家里不落間爾早來可見平城里人、○〔山〕卷一に、味酒云々、青丹吉奈良能山乃云々、又、玉手次云々、青丹吉平山乎越云々、卷四に、君爾戀痛毛爲便無見檜山之小松下爾立嘆嗚、卷八に、平山乃峰之黃葉取者落鍾禮乃雨師無間零良志、又、平山乎令丹黃葉手折來而今夜揮頭都落者雖落、又、青丹吉奈良乃山有黒木用造有室戸者雖居座不飽可聞、卷十に、奈良山乃峯尙霧合宇倍志社前垣之下乃雪者不消家禮、十一に、平山子松末有廉叙波我思妹不相止者、十二に、戀衣著檜乃山爾鳴鳥之間無時無吾戀良苦者、戀衣は、辛衣の誤なるべし、十三に、空見津云々、青丹吉寧樂山越而云々、又、綠青吉平山過而云々、又、王命恐、雖見不飽檜山越而云々、十六に、奈良山乃兒手柏之兩面爾左毛右毛倭人之友、十七に、安麻射加流云々、青丹余之奈良夜麻須疑底云々、○〔手向〕卷三に、佐保過而寧樂乃手祭爾置幣者妹乎目不離相見染跡衣、○〔路〕卷五に、枳美可由伎氣那我久奈理努奈良遲那留志滿乃已太知母可牟佐飛

仁家理、○〔大路〕十五に、安乎爾與之奈良能於保知波由吉余家村許能山道波由伎安之可里家利、ならしのをか (毛無乃岳) (奈良思之岳) など書り、古郷之云々といへるを思ふに、此岡、大和國高市郡飛鳥のあたりにあるなるべし、和銅三年、寧樂に都を遷されてより、古郷となれるによりて、すべて寧樂人より故郷と云るは、もはら飛鳥の地なればなり、續千載集に法皇御製、鳴わたるならしの岡のほととぎす古さと人にことやつてまし、卷八に、神名火乃磐瀬乃杜之霍公鳥毛無乃岳爾何時來將鳴、又、古郷之奈良思之岳能霍公鳥言告遣之何如告寸八
 なると (奈流門) 周防國大島郡にあり、此郡は離島にて、上關の東、安藝の嚴島の西南にありとぞ、さてその大島より、同國玖珂郡へわたる間の迫門なるべし、この鳴戸、今大畑迫戸と云て、潮満たる時は、鳴響いと高く、舟人のおそるゝ處なりとぞ、と本居氏云り、〔頭註 後撰、鳴戸よりさし出さるちせし、これは〕十五に、過大島鳴門、而經再宿之後追作歌、巨禮也己乃名爾於布奈流門能宇阿波の鳴門なり、頭之保爾多麻毛可流登布安麻乎等女杼毛
 なるせ (奈流世) 鳴瀬と云る海門の名なるべし、何地にありや、未詳ならず、契沖云、今の世に成瀬といふ氏聞え侍るは、先祖のそこより出られけるにや、十四に、奈流世呂爾木都能余須奈須伊等能伎提可奈思家世呂爾比等佐敏余須母
 なるしま (鳴島) 播磨國揖保郡より、淡路島へわたる間の迫門なるべし、十二に、室之浦之湍門之崎有鳴島之磯越浪爾所沾可聞
 なるさは (奈流佐波) 駿河國富士郡なり、都氏富士山記に頂上有平地、廣一許里、其頂中央窪下、體如炊飯、飯底有神池、池中有大石云々、其飯中常有氣蒸出、其色純青、窺其飯底、如湯沸

騰、其在遠望者常見煙火云々、とある、この神池とさせるもの、かの鳴澤なるべし、むかし山のもえける時、火の氣と其池水と相たゝかひて、常にわきかへり、鳴響む音の高かりしがゆゑに、鳴澤ともいへるなるべし、世の萬葉をとく人、この鳴澤を、石花海のことなりとするは、おろそかなり、石花海は頂上にはあらず、鳴澤は頂上にあれば、別なることさらなるをや、なほせ、部せのうみ條考合べし、續古今集に、後鳥羽院、煙たつ思ひも下やこほらんふじの鳴澤音むせぶなり、十四に、佐奴良久波多麻乃緒婆可里古布良久波布自能多加禰乃奈流佐波能其登

○に部

きたつ (斐田津) (柔田津) など書り、斐字、熟と作る本もあり、古書に、熟を斐と書る例多し、通用しなるべし、卷三にも人乎斐見者、とあり、類聚抄に、就田津と作て、ナリタツと訓るはひがことなり、此は彼所に、成田津とも云があるによりて、斐は就字ならむと思ひて、さかしらに改めたるものなるべし、成田津のことは、既くあ部あきたつ條下に出、此地は、伊豫國温泉郡にあり、書紀齊明天皇卷に、七年春正月丁酉朔庚戌、御船泊、于伊豫、熟田津石湯行宮、(熟田津此云爾根陀豆)とあり、卷一に、斐田津爾船乘世武登月待者潮毛可奈比沼今者許藝且采、十二に、柔田津爾舟乘將爲跡聞之苗如何毛君之所見不來將有

きたつ (柔田津) 此は和多豆を、ニキタツと訓ひがめたるより、つひにさかしらに、柔田津と作るなるべしと云り、和多豆は、石見國那賀郡渡津村なりと云り、卷二(或本)に、石見之海云々、柔

田津乃荒儀能上爾云々

にぎしがは (饒石河) (爾藝之河波) など書り、能登國鳳至郡にあり、十七に、鳳至郡、渡、饒石河之時作歌、伊毛爾安波受比左思久奈里奴爾藝之河波伎欲吉瀬其登爾美奈宇良波倍底奈

にしのいち (西市) 大和國添下郡九條村に、その趾ありと云り、市に東西ありて、卷三に、東市、又、東市之殖木乃云々、とあり、延喜式、東市司(西市司准此)云々、凡毎月十五日以前集東市、十六日以後集西市、と見えたり、卷七に、西市爾但獨出而眼不並買師絹之商自許里鴨

にひかは (新川) (爾比可波) など書り、和名抄に、越中國新川(瀬布加波)郡、とあり、瀬布は瀬比を訛れるなり、十七に、立山賦、(自註に、此山者、在新川郡也)安麻射可流云々、爾比可波能會能多知夜麻爾云々

にひばり (新治) 和名抄に、常陸國新治(爾比波里)郡、とあり、書紀景行天皇卷に、四十年、是歲日本武尊云々、歷常陸至甲斐國一居于酒折宮、時舉燭而進食、是夜、以歌之問侍者曰、珥比麼利菟玖波鵲須擬氏異玖用加禰葉流、云々、とあり、卷九に、草枕云々、新治乃鳥羽能淡海毛云々

にひたやま (爾比多夜麻) 又(乎爾比多夜麻)とも、和名抄に、上野國新田(爾布太)郡新田、とあり、爾布は爾比を訛れるなり、十四に、爾比多夜麻爾波都可奈那和爾余會利波之奈流兒良師安夜爾可奈

思母、○(乎爾比多夜麻) (小新田山)なり、小は、小筑波の小に同じ、十四に、志良登保留乎爾比多夜麻乃毛流夜麻能宇良賀禮勢那奈登許波爾毛我母、(留字、舊本布と作るは誤なり、留に改べしと宮地、春樹翁いへり)

にふのひやま (丹生檜山) 大和國吉野郡にあり、丹生川の上に在るなるべし、十三に、斧取而丹生

にふのひやま (丹生檜山) 大和國吉野郡にあり、丹生川の上に在るなるべし、十三に、斧取而丹生

にふのひやま (丹生檜山) 大和國吉野郡にあり、丹生川の上に在るなるべし、十三に、斧取而丹生

檜山木折來而機爾作云々

にふのかは (丹生乃河) (爾布乃河) など書り、大和志に、宇智郡丹生川、源出自吉野郡加名生谷、經丹原生子等、至靈安寺村入吉野川とあり、今の丹原は即丹生なるべし、原をフと訓ことは前に云る如し、されば古丹生を丹原とも書るを、後音訓を混へて呼るなるべし、續後拾遺集に、事かよふたよりもあらばしらせばや丹生の川舟こがれ陀ぬと、卷二に、丹生乃河瀬者不渡而由久遊久登戀痛吾弟乞通來爾、卷七に、斐太人之眞木流云爾布乃河事者雖通船會不通にふのやま (丹生之山) 和名抄に、越前國丹生郡丹生、とあり、其地の山なり、十九に、吾耳聞婆不怜毛霍公鳥丹生之山邊爾伊去鳴爾毛

にふ (爾布) 和名抄に、上野國甘樂郡丹生、とある所なるべし、七十一番職人歌合に、金ほり、あぢきなや丹生の御山に掘金の自人に思ひ入ぬる、とあるは、左の歌に本たるにや、十四に、麻可爾布久爾布乃麻會保能伊呂爾低氏伊波奈久能未會安我古布良久波にへのうら (爾閉乃字良) 略解に、和名抄に、遠江國濱名郡贄代とある、是なるべし、と云り、卷廿に、等倍多保美志留波乃伊宗等爾閉乃字良等安比且之阿良婆己等母加由波牟

○ぬ部

ぬさかのうら (野坂乃浦) 肥後國葦北郡にあり、新續古今集に、葦北の野坂の浦に鳴千鳥みしまにかよふ聲ぞふけぬる、卷三に、葦北乃野坂乃浦從船出爲而水島爾將去浪立莫勤ぬしま (野島) (奴島) など書り、淡路國三原郡にあり、野をば、後世は能とのみ呼を、又野島をば後世まで奴島と呼來れるはめだたし、土佐日記にも、正月卅日、夜半許に舟を出して、阿波のみとを

渡る云々、寅卯の時ばかりに奴島と云處を過て、田無川といふ處を渡とあり、卷一に、吾欲之野島波見世追底深伎阿胡根能浦乃珠會不拾、卷三に、三津埼浪矣恐、隱江乃舟公宣奴島、爾(末句誤字脱字あるべし、舟寄金津奴島崎爾などありしなるべし)、卷六に、天地之云々淡路乃野島之海子乃云々、又、朝名寸二梶音所聞三食津國島乃海子乃船二四有良信、又、味澤相云々淡路乃野島毛過云々、○〔崎〕 (玉葉集に、近江路の野島が崎の濱風にいもが結びしひも吹かへす、とあるは、粟路之をアフミヂノと訓誤りたるものなり、風雅集に、顯輔、あふみぢや野島がさきのはま風に夕浪千鳥立さわぐなりとあるは、又誤を重ねたりといふべし、これによりて、類字集に、つひに近江の名所とせるはかたはらいたし、又千載集に、顯輔、東路の野島がさきのはま風に我ひもゆひし妹がかほのみおもかけに見ゆ、とある、これは粟路を、東路と見誤りたるものならむ、類字集に、此野島が崎を、安房とせるはいかじ、卷三に、珠藻刈敏馬乎過夏草之野島之崎爾舟近著奴、又、(一本) 珠藻刈處女乎過而夏草乃野島我崎爾伊保里爲吾等者、又、粟路之野島之前乃濱風爾妹之結、綱吹返ぬなかは (沼名河) 此は天安河の中にある淳名井と同じ處を云なるべし、さるは神代紀に、天真名井とありて、其一書に天淳名井とあり、眞名井は、眞は美稱にて、即眞淳名井の約れるにて同じことなり、ヌナはヌと約れり、さてその井は、安河の中に、しか云處のありと見ゆるは、古事記書紀を考へて知べし、さて淳名と書るは借字にて、瓊之井といふなるべし、之を名と云ことは古言に例多し、さるは上古より、其井底に瓊ありしが故に、しか名に負るなるべし、しかるを本居氏の、淳は凡て水の湛たる所を云、さればたゞ井を美て云るにて、一の井の名には非ずといへるはたがへり、かくて古井と云しものは、今常にことに掘まうけしをのみ云とは、いさゝか異にて、河にても泉に

ても、人の飲料に汲用る處の水を凡て云名にて、其は余が別に委き考あり、さればかの淳名井も、安河の流の中にあれば、古瓊之井とも、瓊之河とも云しならむとおもはるゝなり、かしこけれども、神沼河耳命と申す御名も、此河に依て負せたまへるなるべし。さればこそ瓊之河の底なる玉云々とともよめるなど、その例なり、しかるを略解に、神功皇后紀に、大津、淳名倉之長峽と有をもておもへば、攝津國住吉郡なり、と云るは、臆度説なり、かくてあるが中にも、天上の井をしも取出て云るは、其人をいたく愛みて、一なきものにはむとてなり、十三に、沼名河之底奈流玉求而得之玉可毛拾而得之玉可毛安多良思吉君之老落惜毛

○ね部無

○の部

のこ(能許) 兵部省式に、筑前國能巨島牛牧、朝野群載卷廿、寛仁三年太宰府解に、筑前國那珂那能古島重録三在狀、小右記に、筑前國乃古島などある其處なり、但し韓亭は志摩郡にて、能許とは郡たがへれど、能許の浦は、韓亭の地にも亘れるか、なほ國人に尋ねべし、狭衣に、韓泊そののみくづと流れしを瀬々の岩浪尋ねてしがな、とあるは、もしはこの能許を、そこと誦誤りて、さてよめる歌にはあらざるか、さて和名抄に、筑前國早良郡能解、と見ゆれば、能許は能解の誤ならむと云説は、能巨島とあるをしらぬ人の云ふことなるべし、○〔浦〕十五に、可良等麻里能許乃守良奈美多々奴日者安禮杼母伊敏爾古非奴日奈之、〔頭註、名寄云、早良郡能解浦、能古浦とも書り、殘島の浦な載には那珂郡に在とし、藻草に志摩郡とかけり、共にながへり、夫木集〕〔泊〕同卷に、可是布氣婆於に、しほかぜはあらく、そある唐泊のこのうら舟こぎいづなゆめ、中務、

吉都思良奈美可之故美等能許能等麻里爾安麻多欲會奴流

のちせやま又のちせのやまとも (後瀬山)(後湍山)など書り、若狭國遠敷郡にあり、續拾遺集に、う

つろはん物とや人に契置し後瀬の山の秋のゆふゆの〔頭註、諸州めぐり、若狭國小濱町の西南の外三町ばなり、其少西の方に後小角、有、脇土に内比戸(又號、百丘尼)十八歳、像〕卷四に、云々人者雖云り、おくの院に岩窟あり、白樺と云、後瀬山昇也、歌に玉樺かよめ名なり、

若瀬道乃後瀬山之後手將合君、又、後湍山後毛將相常念社可死物乎至今日毛生有

のと 國名なり、○〔海〕十二に、能登流、爾約爲海部之射去火之光、爾伊往月待香光、○〔島山〕十七

に、登夫佐多底船木伎流等伊有能登乃島山今日見者許太知之氣思物伊久代神備會

のとがは (能登河) 大和國添上郡にて、高圓、三笠の二山の間を、西へ流るゝとぞ、卷十は、能登

河之水底并爾光及爾三笠之山者喚來鴨、十九に、能登河乃後者相牟之麻之久母別等伊倍婆可奈之

久母在香

○は部

のとせがは又のとせのかはとも (能登湍河)(能登瀬乃河) 大和國高市郡古瀬村にあり、金埴集に、白浪の磯巨勢道なる能登湍河のちも相見む水脈し絶ずば、とあり、卷三に、小浪儀越道有能登湍河音之清左多藝通瀬每爾、十二に、高湍爾有能登瀬乃河之後將合妹者吾者今爾不有十方のとかのやま (能登香山) 未詳ならず、十一に、紐鏡能登香山誰故君來座在紐不開寐

はかひやま又はかひのやまとも (羽易山)(羽飼山)(羽買乃山)など書り、大和國添上郡春日にあり、

卷二に、打蟬等云々、大鳥羽易乃山爾云々、卷六に、八隅知之吾大乃云々、羽飼山飛火賀鬼丹云々、

(羽飼)二字、舊本には誤れり、卷十に、春日有羽買之山從猿帆之内敵鳴往成者孰喚子鳥

はくひのうみ (波久比能海) 和名抄に、能登國羽咋(羽久比)郡羽咋、(波久比)とあり、十七に、之乎路可良多太古要久禮婆波久比能海安佐奈藝思多理船梶母我毛

はこね (菅根) (波故禰) (波故禰) など書り、相模國足柄郡にありて、かくれなし、卷七に、足柄乃菅根飛超行亂乃、見者日本之所念、〇(山) 十四に、安思我良能波姑禰乃夜麻爾安波麻吉氏實登波奈禮留乎阿波奈久毛安夜思、〇(嶺) 十四に、安思我里乃波故禰能禰呂乃爾古具佐能波奈都麻奈禮也比母登可受禰牟

はたのよこやま (波多横山) 大和志に、山邊郡仲峯山村、一名波多横山云々、神波多神社在仲峯山村、式屬添上郡とあるは、おぼつかなし、神名帳に、伊勢國壹志部波多神社、和名抄に、壹志郡八太とありて、そは伊勢の松坂の里より、泊瀬越して、大和へ行道の伊勢の中に、今も八太里ありて、其一里ばかり彼方に、かいつといふ村に横山ありて、そこに大なる巖ども川邊にも多ければ、其所なりと云り、卷一に、十市皇女參赴於伊勢神宮時、見波多横山巖云々

はたぬ (旗野) 和名抄に、大和國高市郡波多、と見え、神名帳に、高市郡波多神社波多禰井神社、とある、其地の野なるべし、卷十に、霞落板敢風吹寒夜也旗野爾今夜吾獨寐牟

はつせ (泊瀬) (始瀬) (長谷) (泊瀧) (波都世) など書り、和名抄に、大和國城上郡長谷、(波都勢) 神名帳に、同郡長谷山口神社、とあり、此川、大和國の眞中を流れたる川上はなほ遠けれども、國中までは、此地ぞ上瀬なるによりて、其初の瀬の意にて、初瀬といへるか、長谷と書は、地のさまによりてなるべしと本居氏云り、さて此地名、中昔よりこのかたは、もはら波世と呼り、訛略りたるものなり、續後撰集に、泊瀬女のしらゆふ花はおちもこず氷にせける山川の水、卷三に、隠口乃泊瀬

瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方、卷六に、泊瀬女造木綿花三吉野瀧乃水沫開來受屋、卷七に、三諸就三輪山見者隠口乃始瀬之檢原所念鴨、卷十五に、泊瀬風如是吹三更者及何時衣片敷吾一將宿、十一に、長谷弓槻下吾隱在妻赤根刺所光月夜邇人見點鴨、十三に、冬木成云々泊瀧能夜樹奴禮我之多爾云々、泊瀧能夜を、舊本に、汗瀧能振と作るは、誤寫なるべし、〇(國) 十三に、隠口乃泊瀬乃爾爾云々、〇(小國) 十三に、隱來乃泊瀬少爾爾妻有者石者履友猶來、又、隠口乃長谷小國云々、〇(山) 卷一に、八隅知之云々、隠口乃泊瀬山者云々、卷三に、角障經石村毛不過泊瀬山何時毛將超夜者深去通都、又、名湯竹乃云々、隠久乃始瀬乃山爾云々、又、隠口能泊瀬山之際爾伊佐夜歷雲者妹鴨有牟、卷七に、隠口乃泊瀬之山丹照月者盈具爲鳥人之常無、又、隠口乃泊瀬山爾霞立棚引雲者妹爾鴨在武、又、狂語香逆言哉、隠口乃泊瀬山爾慮爲云、卷八に、隠口乃始瀬山者附奴鐘禮乃雨者零爾家良思母、卷十に、海小船泊瀬乃山爾落雪之消長戀師君之音曾爲流、十三に、隱來之長谷之山云々、〇(川) 卷一に、天皇乃云々、隱國乃泊瀬乃川爾云々、卷六に、石走多藝千流留泊瀬河絶事無亦毛來而將見、卷七に、泊瀬川白木綿花爾墮多藝都瀬清跡見爾來之吾乎、又、泊瀬川流、水尾之湍乎早井提越浪之音之清久、又、泊瀬川流、水沫之絶者許曾吾念、心不遂登思齒目、卷九に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河水尾之不斷者吾忘禮米也、又、泊瀬河夕渡來而我妹兒何家門、近春一家里、十一に、泊瀬川速見早湍乎結上而不飽八妹登問師公羽裳、十三に、天雲之云々、隱來笑長谷之河者云々、又、沙邪禮浪浮而流長谷河可依儀之無蚊不恰也、又、已母理久乃泊瀬之河之云々、又、(或本) 已母理久乃波都世乃加波乃云々、又、隱來之長谷之川之云々、〇(小泊瀬山) (小は、小筑波、小新田などの小なり、又小國、小里などいふも同じ) 十六に、事之有者小泊

瀬山乃石城爾母隱者共爾莫思吾背、○(豊泊瀬道) (豊は、豊葦原などいふ豊なり、)十一に、隠口乃豊泊瀬道者常滑乃恐道會爾心由眼

はにしな (波爾思奈) 和名抄に、信濃國埴科(波爾志奈)とあり、十四に、比等未奈乃許等波多由登毛波爾思奈能伊思井乃手兒我許登奈多延會禰

はにやす (埴安) 大和國十市郡香山の麓にあり、書紀神武天皇卷に、前年秋九月、潛取天香山之埴土、以造八十平瓮、躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處曰埴安、と見えて、埴安は、埴黏といふ意より負せたる名なりと云り、字鏡に、埴謂作泥物也、禰也須、とあり、安を、

書紀に安定とある文へあてゝ見るは、古義にあらず、卷一に、八隅知之云々埴安乃堤上爾在立之云々、卷二に、挂文云々埴安乃御門之原爾云々、○(池) 卷二に、埴安乃池之堤之隱沼乃去方乎不知舍人者迷惑

はにふ (埴生) 和名抄に、下總國埴生(波牟布)郡、とあり、波牟布といふは後の唱なり、古は波邇布とのみ云り、卷廿に、埴生郡

はひつきのかは (延槻河)(波比都奇能可波) 越中國新川郡にあり、今かの國にては、地のものはやつきといふよし、契沖云り、十七に、新川郡波延槻河時作歌、多知夜麻乃由吉之久良之毛波比都奇能可波能和多里瀬安夫美都加須毛

はやみはま (早見濱) 左の御歌は、難波宮に幸し時、從駕にて、長皇子の作賜へるよしなれば、攝津國の地名なるべし、豊後國に速見郡あれば、攝津國にもさる處あるにや、すべて地名には、諸國に同號なるが多ければなり、又は左の御歌、豊後國におはしける事ありて、その時よませ給ひしを、

傳へ誤て記せるにもあらむ、卷一に、吾妹子乎早見濱風倭有吾松椿不吹有勿勤

はやひと (隼人) 往古は、薩摩は國名にはあらず、隼人國といひしなり、薩摩は、隼人國の内地名なりしが、後に廣がりて、國名となれるなり、本居氏、古事記傳に續紀を引て、委論へり、卷三に、隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨、卷六に、隼人乃湍門乃磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里

はらろがは (波良路可波) 和名抄に、下總國印幡郡原、とあれば、其地の河を云るにて、路は伊香保呂の呂にて、原呂河と云るなるべし、又遠江國佐野郡幡羅、武藏國幡羅郡幡羅、なども見えたれば、其中にてもあるべし、十四に、安乎楊木能波良路可波刀爾奈乎麻都等酉美度波久未受多知度奈良須毛

はりま (播磨) 國名なり、卷六に、播磨國(なほこれかれあれど、異ならねば略く、)

○ひ部

ひかさのうら (日笠浦) 播磨國明石郡にあり、書紀推古天皇卷に、十一年秋七月丙午、當麻皇子到

播磨時、從妻舍人姫王、薨於明石、仍葬于赤石、檜笠岡上、云々、とある、これなり、卷七に、印南野者往過奴良之天傳日笠浦波立見

ひきてのやま (引手乃山)(引出山)など書り、大和國添上郡春日の羽買山の中にあるなるべし、しかるを大和國の名處をしるせるものに、山邊郡中村の東に、龍王と呼ふ山を引手山なりと云り、左に載る歌の詞によるに、羽買山の中にとせずしては、協ひがたし、但山邊、添上兩郡に亘れる山なりしか、猶よく尋ぬべし、卷二に、衾道乎引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無、又、衾路引

出山妹置山路念邇生刀毛無

ひきつ(引津) 十五に、到筑前國志麻郡之韓亭、船泊經三日云々、聊以裁歌六首、とありて、歌を出し、其次に、引津亭船泊之作歌七首、とあれば、なほ志麻郡とせむか、頭註 名寄云、志麻郡引津、昔は舟入る、今卷七に、梓弓引津邊在莫謂色及採不相有目八方勿謂花、卷十に、梓弓引津邊有莫告藻之花咲及二不會君焉、○(亭) 十五に、引津亭

ひくまぬ (引馬野) 遠江國敷智郡にあり、阿佛尼記に、今の濱松の驛を引馬の驛といへり、此野は、今三方が原といふとぞ、金葉集に、春霞立かくせども姫小松ひくまの野邊に我は來にけり、(岡部氏東歸に、三方が原、此野を引馬野といふに、疑なきにはあらず、萬葉集に、天皇三河國にいであす時とて、引馬野にほふ萩原みだり衣にほはせたびのしるしに、とあり、さらば三原にこそといふべきを、阿佛尼の、こよひは引馬の宿にやどる、此ところすべての名は、濱松といふと書、關東記行、富士紀行、また東鑑に、建長四年、宗尊親王のくだらせ給ふにも、引馬の宿にやどり給ふこと見えて、むかしは疑ひなかりしなるべし、今濱松の北に、京へのぼる道を、引馬坂ともいひ來れり、おもふに、この野の北西は、やがて三河にちかければ、此行幸の官人の、隣國にいたりてよめるなるべし、) 卷一に、引馬野爾仁保布榛原入亂衣爾保波勢多鼻能知師爾

ひだ (斐太) 國名なり、斐太人は、いはゆる飛驒工の事にて、工人をなべていふ稱なり、委しくは古義に云り、卷七に、斐太人之眞木流云爾布乃河事者雖通船會不通、十一に、云々物者不念斐太人乃打墨繩之直一道二

ひだのほそえ (斐太乃細江) 大和國葛城郡にも、高市郡にも、斐太といふ村あり、但し江といふは

かりの大沼有ことは聞えず、と略解に云り、古沼江にてありしところの、後世にあせもし失もせし例、諸國に多ければ、今さる江なしとて、古細江といひしところならむも知べからねば、もしは件の地なりしも定めがたし、十二に、白檀斐太乃細江之菅鳥乃妹爾戀哉寢宿金鶴

ひたち (常陸) (比多知) など書り、國名なり、十四に、比多知奈流左可能宇美乃多麻毛許會比氣波多延須禮阿杼可多延世武、卷廿に、比多知散思由可牟加里母我阿我古比乎志留志且都祿且伊母爾志良世牟、○(國) 卷九に、衣手常陸國云々

ひたがた (比多我多) 未詳ならず、十四に、比多我多能伊蘇乃和可米乃多知美多要和平可麻都那毛伎會毛己余必母

ひぢきのなだ (比治奇乃奈太) 忠見家集に、伊豫に下るに、よしあるうかれめに、音にきき目にはまだ見ぬはりまなるひぢきのなだときくはまことか、とあり、ひぢきの灘と云るは、比治奇の灘を訛れるものなるべし、件の歌によれば、播磨なり、河海抄に、袖中抄顯昭云、ひぢきの灘は播磨にあり、俗説には、ひぢきのなだとも云と云々、李部王記云、天慶四年正月十一日、是日備前備中淡路等飛驒至備前使申云、賊船二艘(純友等也)從響奈多捨舟曉遁、疑入京歟云々、とあり、契沖云、備前備中淡路等の飛驒の、賊船のひぢきの灘より曉に遁るといへるによれば、備後よりなほ西にやと云り、按に、明石と淡路との間一里餘ありて、それを明石の迫門といふ、此迫門を西に離て播磨灘あり、此灘に鹽の満溜ありといへり、此灘をいふか、十七に、昨日許會敷奈底婆勢之可伊佐魚取比治奇乃奈太平今日見都流香母

ひとくにやま (人國山) 大和國吉野郡にあり、卷七に、雖見不飽人國山木葉己心名著念、又、

常不(知)人國山乃秋津野乃垣津幡駕夢見鴨

ひなもり (夷守) 兵部式諸國驛傳馬條に、筑前國驛馬(席打、夷守、美野、各十五疋云々)とあり、郡未詳ならず、卷四に、夷守驛家

ひのもと (日本) 天下の總名なり、此はもとよりいひし稱にはあらず、日本といふ字につきて、いひはじめたる稱なるべし、日本といふは、蕃國へ示さむがために、孝德天皇の御代に、新に建賜ひし號なりと、國號考に云る如し、かくてその日本といふは、かの推古天皇の御世に、日出處天子、と異國へのたまひ遣はし、意ばえなれば、その意を得て、後に寧樂人の、日本の字に、比能毛登といふ訓を設けたるより、それやがて天下の總名のごとなれるから、あきづしま倭と云る類に、日本之倭といひつゞけたるなり、續後紀十九、興福寺僧等長歌にも、日本乃野馬臺能國遠云々、日本乃倭之國波云々、とあり、しかるに皇朝は、天津日の大御神の生ひ出ませる本つ御國なる謂にて、日本の本國といふ義かとも聞ゆることなれど、しかにはめらじ、但し藤原良經公の、我國は天照神の末なれば日本としも云にぞありける、とよみ給ひたれば、日本國の義とすることも、いと後の世のことにはあらず、國號考にも、その意にとれり、そは古學者の心にとりては、誰も然あらせまほしく思ふ事なれど、往古はたゞ何事も、あるがまゝにいひて、後世のごと、異國に抗て、皇朝のことに尊きよしを稱いひしやうの趣は、一も見えたることなれば、なほしかにはあらずとぞ思はるゝ、卷三に、奈麻余美乃云々日本之山跡國乃云々

ひのくま (日之隈)(檜乃熊)(檜隈)など書り、和名抄に、大和高市郡檜前(比乃久末)書紀宣化天皇卷に、元年春正月、遷都于檜隈廬入野、因爲宮號一也、とあり、玉葉集に、駒とめて

影みる水や濁るらんひのくま川のさみだれのころ、○(川) 卷七に、佐檜乃熊檜隈川之瀬乎早君之手取者將縁言霧、十二に、左檜隈檜隈河爾駐馬馬爾水令飲吾外將見、○(さひのくま) (さは、山田を左山田といふ左に同じ) 卷二に、夢爾谷不見在之物乎鬱悒宮出毛爲鹿作日之隅回乎、卷七に、佐檜乃熊云々、十二に、左檜隈云々、(並上に出す、)

ひのみちのくちのくに (肥前國) 國名なり、和名抄に、肥前(比乃三知乃久知)とあり、十五に肥前國

ひのみちのしりのくに (肥後國) 國名なり、和名抄に、肥後(比乃美知乃之利)とあり、卷五に、肥後國

ひのいるくに (日入國) 西蕃國をいふ、推古天皇の御世に、隋王を、日没處天子とのたまひ遣はしし意なり、十九に、虛見都云々直渡日入國爾所遣和我勢能君乎云々

ひみのえ (比美乃江) 越中國射水郡にあり、平家物語に、比美の湊とあるこれなり、十七に、大王乃云々都奈之等流比美乃江過底云々

ひむかしのいち (東市) 大和國添上郡に古市村ありて、古の東市の跡なりと云り、なほに部にしのいち條に具云り、卷三に、詠東市之樹作歌一首、又、東市之殖木乃木足左右不相久美

宇倍戀爾家利
ひめしま (姫島) 攝津國西生郡にありて、今稗島といふは、姫島を訛れるなりと、その郷人もいひ傳へたるよし、難波古圖説にせるせり、古事記に、仁德天皇幸行日女島、書紀安閑天皇卷に、別勅大連云、宜放牛於難波大隅島、與媛島松原、冀垂名於後、敏達天皇卷に、乃遣使於葦北、

悉召日羅眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等、受而皆殺投彌賣島、(彌賣島蓋姬島也)續紀に、元正天皇靈龜二年二月己酉、令攝津國罷大隅媛島二牧、聽百姓佃食之、攝津國風土記に、比賣島松原者、昔輕島豐阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、來住筑紫國岐伊比賣島、乃曰、此島者猶不遠、若居此島、男神尋來、乃遷來停此島、故取本所住之地名、以爲島名、と見えたり、續古今集に、見渡せば汐風さむし姫島や小松がくれにかゝるしら浪、卷廿に、妹之名者千代爾將流姫島之子松之末爾羅生萬代爾

ひめすがはら (日賣菅原) 未詳ならず、或は天上にある野にて、佐々羅の小野の類にもあるべし、卷七に、天在日賣菅原草莫刈嫌彌那綿香鳥髮飽田志付勿

ひら (比良)(枚)(平)など書り、近江國滋賀郡にあり、○(山) 卷九に、樂浪之平山風之海吹者釣爲海人之袂變所見、○浦 十一に、中々二君二不戀者枚浦乃白水郎有申尾玉藻管、○(湊) 卷三に、吾船者枚乃湖爾傍將泊奥部莫避左夜深去來、○(大曲) 卷一に、左散難彌乃志我能(一云比良乃) 大和太與杼六友昔人二亦母相見八毛

ひらしき (平敷) 肥前國彼杵郡にありと見ゆ、本居氏云、或人云、平敷と云は、今長崎に近き浦上村平野宿と云處にて、今も赤石白石の美好きが多く出るを、火打石にも、又、磨て緒結と云物にもするなり、卷五に、或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石云々

ひれふる嶺 (領中磨之嶺) 肥前國松浦郡にあり、續後拾遺集に、松浦川河音高しきよ姫のひれふる山のさみだれの水、新後拾遺集に、蟬の羽の衣に秋をまつらがたひれふる山の暮ぞ涼しき、新續古今集に、忘るなよ契りし末をまつらがたひれふる山はへだてはつとも、卷五に、大伴佐堤比古云々、

因號此山曰領中磨之嶺也乃作歌曰、得保都比等麻追良佐用比米都麻胡非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈

ひろせがは (廣瀬川) 大和國廣瀬郡にある川なり、文德天皇實錄に、仁壽三年十月己卯、遠江國奏言、廣瀬河舊有郵船二艘、而今水澗流急、不由利涉、公私行人擁滯岸上、請更加置二艘、以濟羈旅之難、許之、とあるは、同名別處なり、新千載集に、ひろせ川あたりの小田をせき入て袖つくばかりとる早苗かな、卷七に、廣瀬川袖衝許淺乎也心深目手吾念有良武

○ふ部

ふかつしまやま (深津島山) 和名抄に、備後國深津(布加津)郡、とあり、續紀に、養老五年夏四月丙申、分備後國安那郡置深津郡、と見ゆ、書紀に、日本武尊、既而從海路還倭、到吉備以渡穴海、其處有惡神則殺之、とあり、かゝれば穴海は安那郡にあり、深津も、初は安那郡の内の一所の別名なるを、養老五年に分て郡とせられたれば、左の歌の出來ける時は、まだ安那郡に屬るなり、と契沖云る如し、十一に、路後深津島山暫君目不見苦有

ふかえ (布可延) 筑前國怡土郡に、今も深江村ありて、肥前の唐津へ通ふ道の驛なりとぞ、卷五に、筑前國怡土郡深江村子負原、臨海丘上有二石云々、乃作歌曰、可既麻久波云々和多能會許意根都布可延乃宇奈可美乃故布乃波良爾云々

ふかみのむら (深見村)(深海之村) 加賀國加賀郡にあり、兵部式に、加賀國驛馬(深見五疋)と見えたり、弘仁十四年に、越前國を割て、加賀國を置れば、寧樂朝の頃は、越前國の部下にてありしなり、十八に、到來深見村、又、到來部下加賀郡境云々、戀緒結深海之村

ふけひのはま (吹飯乃濱) 紀伊國海部郡にあり、大和物語に、故右京のかみ宗子の君、成出べき程に、我身の得成出ぬ事と思ひ給ひける頃ほひ、亭子院の御門に、紀伊國より、石つきたる海松をなむ奉りたりけるを題にて、人々歌よみけるに、右京のかみ、沖津風吹飯の浦に立浪のなごりにさへや吾はしづまむ、清正家集に、紀伊守になりて、まだ殿上もせざりしに、天津風吹飯の浦に住たづのなか雲居にかへらざるべき、〔頭註〕若山と若浦の間の北の濱を吹上と云、この吹上吹飯同處二名なりと到和泉國日根郡深日行宮、夫木集、寛平の類字抄に、吹飯和泉國日根郡とす、續紀に、天平神護元年十月甲申、菊合の歌詞書に、和泉吹飯の浦云々、〔十二に、時風吹飯乃濱爾出居乍贖命者妹爲社

ふじ (布士) (不盡) (布仕) (不自) (布時) (布自) など書り、駿河國富士郡にあり、都氏富士山記に云、富士山者在駿河國、峯如削成、直聳屬天、其高不可測、歴覽史籍所記、未有高於此山者也、其聳峯鬱起、見在天際、臨瞰海中、觀其靈基所盤連、亘數千里間、行旅之人經歴數日、乃過其下、去之願望猶在二山下、蓋神仙之所遊萃也云々、古老傳云、山名富士取郡名也、とあり、但郡名に取たりと云ことは定がたし、もと山名なるが、ひろごりて、郡の名ともなれるにもあらむ、その本末は今きはむべからず、されど竹取物語に、不死山の義といへる類は、ことさらに設けて、滑稽に云るのみにて、さらに本義にはあらず、近き頃、江戸人のかける棟梁集といふものに、富士はもと吹息穴のつゞまりにて、巖の穴より息吹おこれるがゆゑの名にやと云るも非ず、もしさるよしの名なれば、息吹穴とこそ云べき理なれ、吹息は倒なる言様なるをや、かにかくに、もとの名の由縁も知がたし、からぶみ義楚六帖に、日本國都城東北千餘里有山、名富士、亦名蓬萊、其山峻、三面是海、一朶上聳、頂有火煙、日中上有諸寶流下、夜即却上、常聞音樂、徐福止此、謂蓬萊、至今子孫皆曰秦氏、此是後周世祖顯德中、日本僧弘順所語也、とあり、又蕉氏

筆乘といふ物に、日本國名倭國、東北數千里有山名富士、又名蓬萊、國中最高山、三面皆海、一朶直上、頂有火煙云々、とも見えて、もろこしまでも、その名かくれなし、〔頭註〕詞林采葉、漢國曰扶桑、彼國有山號富士、仙所居也焉、作朝大内記錄所日記云、宣化天皇御宇、自海中涌出、此號不盡山矣、〔山〕十四に、可須美爲流布時能夜麻備爾和我伎奈婆伊豆知武吉氏加伊毛我奈氣可牟、卷三に、不盡嶺爾零置雪者六月十五日消者其夜布里家利、又、布士能嶺乎高見恐見天雲毛伊去羽計田菜引物緒、十四に、不盡能爾乃伊夜等保奈我伎夜麻治乎毛伊母我理登俤婆氣爾餘婆受吉奴、〔高嶺〕卷三に、天地之云々、河有布士能高嶺乎云々、語告言繼將往不盡能高嶺者、又、田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留、又、奈麻余美乃云々、出立有不盡能高嶺者云々、駿河有不盡能高嶺者雖見不飽香聞、十一に、吾妹子爾相緣乎無駿河有不盡乃高嶺之燒管香將有、又、妹之名毛吾名毛立者、惜社布仕能高嶺之燒乍渡、又、君名毛妾名毛立者、惜己曾不盡乃高山之燒乍毛居、十四に、佐奴良久波多麻乃緒婆可里古布良久波布自乃多加禰能奈流佐波能其登、又、阿敏良久波多麻乃乎思家也古布良久波布自乃多可禰爾布乃波良不自能之婆夜麻己能久禮能等伎由都利奈波阿波受可母安良牟流由伎奈須毛、〔河〕卷三に、奈麻余美乃云々、不盡河跡人乃渡毛云々、〔芝山〕十四に、安麻ふしごえ (伏超) 中山嚴水云、我土佐國安藝郡に、伏超と云る坂あり、そは飛石はね石ころく石とて名高く峻難き地を行て、此坂を越ることなり、此坂いとさがしくて、立てあゆみがたければ、伏超とは云なるべし、此伏超の山岬は海に臨みて、今は行かよふべき處にあらざれども、いにしへは、浪間をうかゞひて、道行人の通ひしにやあらむ、卷七に、伏超從去益物乎聞守爾所打沽浪不數爲而

ふしみ (伏見) 山城國紀伊郡にあり、書紀雄略天皇卷にも見えて、今も名高き地なり、新千載集に、
吳竹の伏見のたるのかりの世に思ひしられてもりあかすらむ、とあり、卷九に、巨椋乃入江響奈
理射目人乃伏見何田井爾鷹渡良之

ふすま (袞) ふすまといふは地名にて、其地に通ふ道路を、ふすま道と云るにや、ふすまは、契沖が、
諸陵式に、袞田墓、(手白香皇女、在大和國山邊郡、兆城東西二町、南北二町無三守戸、令三山邊道、勾岡
上陵戸兼守)とあるを引たるに依ば、大和國山邊郡と定むべきか、さて布須麻といふが、もとより
の地名にて、田地につきて、そのあたりを布須麻田と呼なし、つひにそれ地名になりて、袞田と云
るものか、さて袞道乎引手乃山と連ねたる、引手山は添上郡春日にありて、山邊郡と添上郡と、た
ちまち郡たがへるは、いかにといふに、山邊郡の布須麻にかよふ道路の、添上郡の引手山と云るに
て、すこしも難なし、凡そ某道といふは、たとひ他國他郡にまれ、其地に往來する道路をいふこと
にて、筑紫に通ふ道を筑紫道、紀伊國に通ふ道を紀道と云る類は、國地遙にへだりたる方よりも
いへること多きに、なぞらへてさとるべし、但し左の歌の袞は、字の如く臥具の袞にて、道は、幕
の乳などいふ乳にて、手して取料の物をいふことなれば、袞の乳を引、といひかけたる枕詞なるべ
きか、しかするときは、布須麻といふ地は、有無にかはらず、地名を云るにはあらず、しかれど
も、地名ならずとも、たしかに決めがたければ、姑くこゝに擧ぐ、なほ委しくは、古義に論へるを
見て考べし、卷二に、袞道乎引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無、又、袞路引出山妹置山
路念邇生刀毛無

ふせ (布勢) (敷勢) など書り、越中國射水郡舊江村に在よし、十七に、自註せり、○〔海〕 十七に、

物能乃敷能云々布勢能宇彌爾布爾宇氣須惠底云々、又、布勢能宇義能意根都之良奈美安利我欲比伊
夜登能波爾見都追思努播牟、十八に、多麻久之氣伊都之可安氣牟布勢能宇美能宇良乎由伎都追多
麻母比利波牟、十九に、念度知云々布勢乃海爾小船都良奈米云々此布勢能海乎、○〔浦〕 十八に、
伊可爾世流布勢能宇良會毛許已太久爾吉民我彌世武等和禮乎等登牟流、又、於等能未爾伎吉底目爾
見奴布勢能宇良乎見受波能保良自等之波倍奴等母、又、布勢能宇良乎由吉底之見引波毛母之綺能於
保美夜比爾可多利都藝底牟、又、安須能比能敷勢能宇良未能布治奈美爾氣太之伎奈可須知良之底
牟可母、○〔水海〕 十七に、布治奈美等云々宇良具波之布勢能美豆宇彌爾云々

ふたみ (二見) 參河國にありと見ゆ、何の郡にあるにや、未詳ならず、卷三に、妹母我母一有加
母三河有二見自道別不勝鶴、又、水河乃二見之自道別者吾勢毛吾毛獨可毛將去

ふたぎ (布當) 山城國相樂郡にて、即久邇京の地なり、此地、瀧川の二筋落合所にて、布當は、二

瀧の意の名なるべしといへり、藻鹽草に、不替野城州相樂郡、とあるは、布多藝を、後の音便に類
して、布多伊といへるなるべし、さて百代爾毛不可易、とあるを思ひて、不替の字を假て書るも
のなり、○〔宮〕 卷六に、明津神云々高如爲布當乃宮者云々、又、吾皇云々高所知布當乃宮者云
云、○〔山〕 卷六に、布當山々並見者百代爾毛不可易大宮處、○〔野〕 卷六に、三日原布當乃野
邊清見社大宮處 定異等霜、○〔原〕 卷六に、明津神云々痛軻恰布當乃原云々

ふたがみ (二上) 神名帳に、大和國葛下郡葛木二上神社、とあり、大和志に、在葛下郡當麻村、西
北、半跨河州、兩峯對、一日二男嶽、一日二女嶽云々、とあり、卷十四に、大坂乎吾越來者二上爾
黃葉流志具禮零乍、十一に、二上爾隱經月之雖 惜妹之田本乎加流類比來、○〔山〕 卷二に、宇都

會見乃人爾有吾哉從明日者二上山乎弟世登兵將見、卷七に、木道爾社妹山在云三櫛上二上山母妹許會有來

ふたがみ (二上) (敷多我美) (布多我美) (布多我彌) (蓋上) など書り、越中國射水郡澁溪にありと見ゆ、續紀に、越中國射水郡二上神、とも見えたり、十七に、二上能乎底母許能母爾安美佐之底安我麻都多可乎伊米爾都氣追母、〇〔山〕十六に、澁溪乃二上山爾鷲曾子產跡云指羽爾毛君之御爲爾鷲曾子生跡云、十七に、奴婆多麻乃欲波布氣奴良之多末久之氣敷多我美夜麻爾月加多夫伎奴、又、伊美都河泊云々多麻久之氣布多我美山者云々、又、多麻久之氣敷多我美也麻爾鳴鳥乃許惠乃孤悲思吉登岐波伎爾家里、又、物能乃敷能云々多麻久之氣布多我彌夜麻爾、又、可伎加蘇布敷多我美夜麻爾云々、又、大王乃云々二上山登妣古要底云々、十八に、敷多我美能夜麻爾許母禮流保等登藝須伊麻母奈加奴香伎美爾妓可勢牟、十九に、桃花云々眞鏡蓋上山爾云々、〇〔尾上〕十九に、二上之峯於乃繁爾許毛爾之波霍公鳥待騰未來奈賀受

ふぢはら (藤原) 大和高市郡にて、宮地は、香山の西、畝火山の東、耳梨山の南なること、卷一藤原宮御井をよめる長歌の趣にてしられたり、今も大宮殿と云て、いさゝかの處を、畑にすき残して、松立てある地、其趾なりとぞ、さて香山は、十市郡なれども、宮地は其西にて、高市郡 屬るなるべし、釋紀に、氏族略記を引て、藤原宮、在高市郡鷲柄坂北地、と云り、しかるを大和志に、高市郡大原村、持統天皇八年遷居於此、とあるは、おろそかなり、なほ次にいふべし、卷一に、八隅知之云々荒妙乃藤原我宇倍爾云々、〇〔宮〕卷一に、藤原宮御宇、天皇代、又、藤原宮之役民、又、藤原宮御井、又、藤原之大宮都加倍安禮衝哉處女之友者乏吉呂賀聞、〇

〔京〕十三に、挂纏毛云々藤原王都志彌美爾云々

ふぢはら (藤原) 大和高市郡大原村を、即藤原とも云しなり、鎌足大臣の本居なりしが故に、藤原と云姓を賜へるなり、さて天武天皇の夫人、藤原夫人を、大原大刀自とも云るにて、大原とも、藤原とも云りしをるべし、宮地の藤原とは別地なり、思混ふべからず、かくて卷二に、天武天皇の、大原乃古爾之郷爾、とのたまひ、十一にも、大原古郷、とあるにて、左の藤原古郷も、大原なるを知べし、卷十に、藤原古郷之秋芽子者開而落去寸君待不得而

ふぢしろのみさか (藤白之三坂) 本居氏云、紀伊國海部郡なり、名高の里をはなれて、南ざますこし行ば、その坂のふもとにて、ふぢしろ村といふありて、そこに藤白王子と申て、御社も道のほとりに立給へり、さて十八町がほど、藤白の御坂をのぼりて、たむけに寺あり、そのすこし西の方に、御所芝といふあり、いと見わたしのけしきよき處なりと云り、播磨風土記に、奉鎮三爾保都比賣命、於紀伊國管川藤白之峯云々、と見えたり、卷九に、藤白之三坂乎越跡白榜之我衣手者所沾香裳

ふぢゐがはら (藤井我原) 大和高市郡にて、藤原宮地にありと云り、即其地に、ことなる御井あるによりて、藤原の御井の原といふ意にて、負せたる名なるべし、今も香山の西北に清水ありと云り、それを云るにやあらむ、卷一に、藤原宮御井歌、八隅知之云々鹿妙乃藤井我原爾云々高知也天之御蔭天知也日御影乃水許會波常磐爾有米御井之清水

ふぢえのうら (藤江之浦) 和名抄に、播磨國明石郡葛江(布知江)とあり、新古今集に、かもめ居る藤江の浦の沖つ洲に夜舟いざよふ月のさやけさ、卷三に、荒榜藤江之浦爾鈴寸釣白水郎跡香將見旅去吾乎、卷六に、八隅知之云々荒妙藤江乃浦爾云々、又、奥浪邊波安美射去爲登藤江乃浦爾船

曾動流

ふなせ (船瀬) 播磨國印南郡にあり、續紀に、天應元年正月庚辰、授播磨國人大初位下佐伯直諸成外從五位下、以進於造船瀬所也、延暦八年十二月乙亥、播磨國美囊郡大領正六位下韓鍛首廣富、獻稻六萬束於水兒船瀬、授外從五位下、同十年十一月壬戌、授播磨人大初位下出雲臣人麻呂外從五位下、以獻稻水兒船瀬也、など見えたり、主稅式に、凡勘租帳者云々、船瀬功徳田造船瀬料田、並爲不輸租田、云々、と見えたる船瀬もこれなるべし、かくて中山嚴水、船瀬は、船居にや、スエハセと約まれりと云り、遣唐使時奉幣祝詞に、大唐爾遣使佐牟止爲爾、依船居無氏、播磨國與理船乘止爲氏、使者遣佐牟止所念行開爾、皇神命以氏船居波吾牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波云々、(吾下作字、本に佐と作るは誤なり、)また臨時祭式に、開遣唐船居祭あり、此船居を、やがて地名に負せて、船瀬とぞいふならむ、卷六に、名寸隅乃船瀬從所見云々、○〔濱〕 卷六に、往回雖見將飽八名寸隅之船瀬之濱爾四寸流思良名美

ふは (不破) 和名抄に、美濃國不破郡(國府)とあり、さて伊勢國の鈴鹿、美濃國の不破、越前國の愛發を三關とするよし、續紀、令義解等に見えたり、○〔山〕 卷二に、挂文云々眞木立不破山越而

云々、○〔關〕 卷廿に、阿志加良能云々不破乃世伎久江且和波由久云々

ふし (鳳至) 和名抄に、能登國鳳至(不布志)郡、とあり、十七に、鳳至郡

ふるや (古屋) 未詳ならず、十六に、虎爾乘古屋乎越而青淵爾鮫龍取將來銀刀毛我

ふるえ (舊江)(古江)など書り、和名抄に、越中國射水郡古江、(布留江)十七に、大王乃云々安之我母能須太久舊江爾云々、右射水郡古江村取獲蒼鷹云々

ふる (古)(振)(零)など書り、 神名帳に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社、と見ゆ、此御社、まします地を云、古事記中卷に、建御雷神答曰、專有平其國之橫刀上可降、此刀名云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂、此刀者坐石上神宮也、とあり、卷十に、石上振乃神杉神佐備而吾八更更爾爾爾爾爾、十一に、石上振神杉神成戀我更爲鴨、○〔里〕 卷九に、虛蟬乃云云石上振里爾云々、○〔田〕 卷七に、石上振之早田乎雖不秀繩谷延與守將居、卷九に、石上振乃早田乃穗爾波不出心中爾戀流比日、○〔山〕 卷三に、石上振乃山有杉村乃思過倍吉君爾有名國、卷四に、未通女等之袖振山乃水垣之久、時從憶寸吾者、卷九に、振山從直見渡京二會寐不宿戀流遠、有國、十一に、處女等乎袖振山水垣久、時由念來吾等者、○〔河〕 卷七に、古毛如此聞乍哉偲兼此古河之清瀬之音矣、十二に、登能雲入雨零河之左射禮浪間無毛君者所念鴨、又、吾妹兒哉安乎忘爲莫石上袖振之將絕跡念倍也、○〔橋〕 十二に、石上振之高橋高々爾妹之將待夜會深去家留

○八部

へぐりのやま (平群乃山) 和名抄に、大和國平群郡平群、(倍久利)とあり、十六に、伊刀古云々、八重疊平群乃山爾四月與五月、間爾藥獵仕流時爾云々

へそがた (綜麻形) 大和國城上郡三輪山の古の別名なるべし、みわやま條に云如く、閑蘇麻の三勾遺れるに因て、其地を美和と名けたるよし見えたる、閑蘇は、即綜麻にて、其が形狀につきて、いひそめたる地名なるがゆゑに、やがて綜麻形とはいひたるなるべし、さて彼地の別名なりけるから、本名の三輪と云るのみ、世にひろく傳はりて、綜麻形の稱は、後にはきこえぬことゝなれるにやあ

らむ、卷一に、綜麻形乃林始乃狹野榛能衣爾著成目爾都久和我勢

○ほ部

ほそかは (細川) 大和國十市郡にあり、書紀天武天皇卷に、五年夏四月、是月勅禁南淵山細川山、並莫二薊薪、契沖云、南淵はひろくて、其中に、わきてみなふち山といふも、細川山と云もありて、南淵之細川山とよめるなるべし、○〔瀨〕卷九に、楳手折多武山霧茂鴨細川瀨波驟留、○〔山〕卷七に、南淵之細川山立檀弓束纏及人二不知所

ほづみ (穂積) 大和國十市郡にありて、今蒲津村といふ地、これなりとぞ、十三に、帛間云々水蓼穂積至云々

ほりえ (穿江)(欲江)(保里江)(保利江)(保里延)など書り、攝津國西成郡にて、今の大坂の大川なり、書紀仁德天皇卷に、十一年夏四月、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水横逝以流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上而、巷里乘船、道路亦壅、故群臣共視之決横源而通海、塞逆流、以全田宅、冬十月掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰堀江、とあるごとく、河水横逝とは、古大和河、河内河、其他の小川ともより、落合ふ水の汎く濫に流るゝをいふ、海潮逆上とは、風雨につれて、潮汐の入江にさしこむをいふ、かく河水と海潮の相たゝふるによりて、津國河内、兩邊の田圃を多く害ひ、且道路のゆきかひも便あしきによりて高津の宮地より北の郊原を、東さまの入江より掘通し、南水を西海へ導し、これを難波堀江とは云るなり、〔頭註、續後拾遺、おしてるやなにはほり江〕卷七に、昨夜深而穿江水手鳴松浦船楫音高之水尾早見鴨、卷十に、押照難波穿江之葦邊者鴈宿有疑霜乃零爾、十二に、妹目乎見卷欲江之

小浪而戀乍有跡告乞、又、松浦舟亂穿江之水尾早見取間無所念鴨、十八に、保里江爾波多麻之可麻之乎大皇乎美敷爾許我牟登可年且之里勢婆、又、多萬之賀受伎美我久伊弓伊布保里江爾波多麻之伎美且々都藝且可欲波牟、又、保里江欲里水乎妣吉之都追美布爾左須之津乎能登母波加波能瀬麻宇勢、卷廿に、天皇乃云々、保里江欲里美乎妣之都々云々、又、保里江欲里美乎妣之津乎能登母波加波能瀬流許都美可比爾安里世婆都刀爾勢麻之乎、又、蘆荊爾保里江許具奈流可治能於登波於保美也比等能未奈伎久麻涅爾、又、保利江已具伊豆手乃船乃可治都久米於等之婆多知奴美乎波也美加母、又、保里江欲里美乎左可能保流梶乃音乃麻奈久命、奈長波古非之可利家留、又、保里延故要等保伎佐刀麻且於久利家流伎美我許已呂波和須良由麻之目、○〔河〕卷廿に、布奈藝保布保里江乃可波乃美奈伎波爾伎爲都々奈久波美夜故杼里香裳

萬葉集名處考卷之六

○ま部

まかみのほら (眞神之原) 大和國高市郡にあり、書紀崇峻天皇卷に、始作三法興寺此地一名飛鳥眞神、原亦名飛鳥苦田、と見えたり、卷二に、挂文云々明日香乃眞神之原爾云々、卷八に、大日能眞神之原爾零雪者甚莫零家母不有國、十三に、三諸之云々大日乃眞神之原從云々

まがりのいけ (勾乃池) 大和國高市郡島宮の池の名なり、和名抄に、山城國廣瀨郡下句、(句は、勾の正字なり、)書紀繼體天皇卷に、勾大兄皇子、安閑天皇卷に、勾金橋宮、などある、これみな勾といへる地名に相例すべし、卷二に、島宮勾乃池之放鳥人目爾戀而池爾不潛、又、島宮上池有放鳥荒備勿行君不座十方、(上池有は、勾池乃とありしを誤寫せるなるべし)

まきむく (卷向)(纏向)(卷目)(卷牟久)など書り、神名帳に、大和國城上郡卷向坐若御魂神社、とある、其地なり、古事記に、大帶日子淤斯呂和氣天皇、坐纏向之日代宮、治天下也、また麻岐牟久能比志呂能美夜波云々、と云歌も見えたり、卷目とも書るによりて、マキモクといふは非なり、卷七に、痛足河河浪立奴卷目之由槻我高仁雲居立良之、又、卷向之病足之川由往水之絶事無又反將見、十二に、纏向之痛足乃山爾雲居乍雨者雖零所沾乍鳥米、○(山)卷七に、三毛侶之其山奈美爾兒、手乎卷向山者繼之宜霜、又、兒等手乎卷向山者常在常過往人爾往卷目八方、又、卷向之山邊響而往水之三名沫如世人吾等者、卷十に、子等我手乎卷向山丹春去者木葉凌而霞霏微、又、妹

之袖卷牟久山之朝露爾仁寶布黃葉之暫卷惜裳、○(岸)卷十に、足曳之山鴨高卷向之木志乃子松三三雪落來、○(川)卷七に、黒玉之夜去來者卷向之川音高之母荒足鴨疾、○(檜原)(檜原山)卷七に、動神之音耳聞卷向之檜原山乎今日見鶴鴨、卷十に、卷向之檜原丹立流春霞鬱之思者名積米八方、又、卷向之檜原毛未雲居者子松之末由沫雪流

まぐはしまど (麻具波思麻度) 上野國の地名か、麻具波は、眞桑といふ地名なるべし、思麻度は、島門なるべし、但し上野は、海なき國なれば、いかゞなれど、此は彼川中島などの類にて、川島の門を云るにやあらむ、十四に、可美都氣努麻具波思麻度爾安佐日左指麻伎良波之母奈安利都追見禮婆

ましき (益城) 和名抄に、肥後國益城(萬志岐)郡、(國府)とあり、卷五に、肥後國益城郡まつら (松浦)(麻都良)(麻都良)(麻追良)(萬通良)など書り、和名抄に、肥前國松浦(萬豆良)郡

とあり、書紀神功皇后卷に、夏四月、北到火前國松浦縣、而進食於玉島里小河側云々、擧竿乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、(希見此云、梅豆邏志)故時人號其所曰、梅豆邏國、今謂之松浦訛焉、是以其國女人、每當四月上旬、以鉤投河中、捕二年魚、於今不絶云々、古事記に、亦到坐筑紫末羅縣之玉島里、而御食其河邊、之時、當四月之上旬、爾坐其河中之磯、拔取御裳之糸、以飯粒爲餌、釣其河之年魚、故四月上旬之時、女人拔裳糸、以粒爲餌、釣二年魚、至于今、不絶也、とあり、これに肥國といはずして、筑紫と云る、此筑紫は、西海九國の總名と見れば事もなけれど、なほ然にはあらじ、肥前の域は、もとは筑紫國の内にて、肥國に屬たるは、やゝ後かとおぼしきことあるなり、と古事記傳に云り、卷五に、麻都良奈流多麻之麻河波爾阿由都流等

多々世流古良何伊弊遲斯良受毛、又、比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎美受且夜和禮波胡飛都
々遠良武、又、得保都必等麻通良佐用比米都麻胡非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈、又、宇奈波
良能意吉由久布禰遠可弊禮等加比禮布良斯家武麻都良佐欲比賣、又、由久布禰遠布利、騰尾加爾伊
加婆加利故保斯苦阿利家武麻都良佐欲比賣、十二に、松浦舟亂穿江之水尾早織取間無所念鴨、○
〔山〕 卷五に、於登爾吉岐目爾波伊麻太見受佐容比賣我必禮布理伎等敷吉民萬通良楊滿、○〔川〕
卷五に、麻都良河波可波能世比可利阿由都流等多々勢流伊毛河毛能須蘇奴例奴、又、等富都比等末
都良能加波爾和可都流伊毛我多毛等乎和禮許會末加米、又、和可都流麻都良能可波能可波奈美
能奈美邇之母波婆和禮故飛米夜母、又、摩都良我波奈々勢能與騰波與等武等毛和禮波與騰麻受吉美
遠志麻多武、又、麻都良河波能世波夜美久禮奈爲能母能須蘇奴例阿由可都流良武、又、麻都
良河波多麻斯麻能有良爾和可都流伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐、○〔海〕 十五に、多良思比賣
御船波豆家牟松浦乃宇美伊母我麻都散伎月者倍伎都々、○〔浦〕 卷五に、伎彌乎麻都麻都義乃于良
能越等賣良波等己與能久爾能阿麻越等賣可忘、○〔縣〕 卷五に、麻都良我多佐欲比賣能故何比例布
利斯夜麻能名乃美夜伎々都々遠良武、○〔道〕 卷五に、毛々可斯母由加奴麻都良遲家布由伎氏阿須
波吉奈武遠奈爾可佐夜禮留

まつちやま又まつちのやまとも (眞土山) (亦打山) (又打山) (信土山) (信土之山) など書り、大和國
宇智郡にありて、今紀伊國伊都郡にかゝれり、新古今集に、能宣朝臣、大和國眞土山近く住ける女
の許に云々、と見えたるを思ふに、うけはりては大和國の眞土山とせるなり、卷一に、朝毛吉木人
之母亦打山行來跡見良武樹人友師母、卷三に、亦打山暮越行而廬前乃角太河原爾獨可毛將宿、卷

四に、天皇之云々眞土山越良武公者云々、卷六に、石上云々古衣又打山從還來奴香聞、卷七に、
白椀爾丹保布信土之山川爾吾馬難家戀良下、卷九に、朝裳吉木方往君我信土山越濫今日會雨莫零
根、十二に、椽之衣解泚又打山古古人爾者猶不如家利、又、乞吾駒早去欲亦打山將待妹乎去而速
見牟

まつほのうら (松帆乃浦) 淡路國津名郡にあり、新勅撰集に、來ぬ人を松帆の浦の夕なぎに焼や藻
鹽の身もこがれつ、とあるこれなり、卷六に、名寸隅乃云々淡路島松帆乃浦爾云々
まつがうら (麻都我字良) 未詳ならず、十四に、麻都我字良爾佐和惠字良太知麻比等其等於毛抱須
奈母呂和賀母抱乃須毛

まつだえ (麻都太要) 越中國射水郡にあり、松田江なり、十七に、物能乃敷能云々麻都太要能奈我
波麻須義底云々、又、大王乃云々麻都太要乃波麻由伎具良之云々

まつばら (松原) 紀伊國に、今も松原と云ところありときけり、それをいふか、但しいづれの郡な
らむ、詳にきゝさだむべし、卷九に、我背兒我使將來敷跡出立之此松原乎今日香過南

まとかた (圓方) 神名帳に、伊勢國多氣郡服部麻刀方神社あり、其地なり、伊勢國風土記に、的
形浦者、此浦地形似的故以爲名、今已跡絶成三江湖也、天皇行幸浦邊、歌曰、麻須良遠能佐都
夜多波佐美牟加比多知伊流夜麻度加多波麻乃佐夜氣佐、とあり、卷一に、大夫之得物矢手挿立向
射流圓方波見爾清潔之

まとかたのみなと (圓方之湊) 別府安信云、細見大繪圖に、播磨國印南郡に、的形湊あり、其地な
るべし、卷七に、圓方之湊之渚鳥浪立巴妻唱立而邊近著毛

まながうら (眞長乃浦) 近江國高島郡三尾郷にあるなるべし、卷九に、思乍雖來來不勝而水尾崎眞長乃浦乎又願津

まぬ (眞野) 攝津國八部郡にあり、(頭註、類字集に、大和) 浦 卷四に、眞野之浦乃與騰乃繼橋情由毛思哉妹之伊目爾之所見、十一に、吾妹子之袖乎憑而眞野浦之小菅乃笠乎不著而來二來有、○

〔池〕 十一に、眞野池之小菅乎笠爾不縫爲而人之遠名乎可立物可、○〔榛原〕 卷三に、去來兒等倭部早白菅乃眞野乃榛原手折而將歸、又、白菅乃眞野之榛原往左來左君社見良日眞野之榛原、卷七に、古爾有監人之覓乍衣丹摺眞野之榛原、又、白菅之眞野乃榛原心從毛不念君之衣爾摺

まぬ (眞野) 和名抄に、陸奥國行方郡眞野、とあり、新拾遺集に、冬枯のまの、かやはらほにいでし面かけ見せておける霜かな、卷三に、陸奥之眞野乃草原雖遠面影爲而見見云物乎

まゝ (眞間) (間々) (眞々) (麻萬) (麻末) など書り、下總國葛飾郡に、今も眞間といふところありと

ぞ、卷三に、古昔云々勝牡鹿乃眞間之手兒名之云々、又、吾毛見都人爾毛將告勝牡鹿之間、能手兒名之奥津城處、卷九に、鷄鳴云々勝牡鹿乃眞間乃手兒奈我云々、十四に、可都思加乃麻末能手兒奈乎麻許登可聞和禮爾余須奈布麻末乃氏胡奈乎、又、可豆思賀能麻萬能手兒奈家安里之可婆麻末乃於須比爾 美毛登杼呂爾、○〔浦〕 十四に、可豆思加乃麻萬能手兒未乎許具布爾能布奈妣等佐和久奈美多都良思母、○〔入江〕 卷三に、勝牡鹿乃眞々乃入江爾打磨玉藻刈兼手兒名志所念、○〔井〕 卷九に、勝牡鹿之眞間之井見者立平之水挹家牟手兒名之所念、○〔磯橋〕 十四に、安能於登世受由可牟古馬母我可都思加乃麻末乃都藝波思夜麻受可欲波牟、○〔磯〕 十四に、可豆思賀能麻萬能手兒奈家安里之可婆麻末乃於須比爾奈美毛登杼呂爾、(眞間の磯邊に浪も動響になり)

まゝ (麻萬) 相模國足柄郡の萬々下の郷と云は、足柄の竹下と云所の下にて、酒匂川の上にあると

略解に云り、十四に、阿之我利乃麻萬能古須氣乃須我麻久良安是加麻可左武許呂勢多麻久良

まゆみのをか (眞弓乃崗) (檀乃岡) など書り、諸陵式に、眞弓丘陵、(岡宮御宇天皇、在大和國高

市郡、兆城東西二町、南北二町、陵戸六烟) 續紀に、稱徳天皇、天平神護元年冬十月辛未、行幸

紀伊國、癸酉、過檀山陵、詔陪從百官、悉令下馬儀衛卷其旗幟、とあり、味樞、丘の西一里許に

越村あり、其南、眞弓村といふありとぞ、卷二に、天地之云々由緣母無眞弓乃崗爾云々、又、外爾

見之檀乃岡毛君座者常都御門跡侍宿爲鴨、又、鳥嶋立飼之鷹乃兒栖立去者、檀崗爾飛反來年

まりふのうち (麻里布能宇良) (麻理布能宇良) など書り、周防國鞆生、もと玖珂郡にありしを、今

は、波郡に隸といへり、十五に、周防國玖珂郡麻里布浦行之時作歌、眞可治奴伎布禰之由加受波

見禮杼安可奴麻里布能宇良爾也杼里世麻之乎、又、大船爾可之布里多弓天波麻藝欲伎麻里布能宇良

爾也杼里可世麻之、又、伊毛我伊敏治知可久安里世婆見禮杼安可奴麻理布能宇良乎見世麻思毛能乎

みうらさき (御宇良佐伎) 和名抄に、相模國御浦郡御浦、(美宇良) とあれば、その崎をいふにや、

又、陸奥國富山の麓の海に出たる岬を、三浦崎といふよし、彼國鹽竈の祠官藤塚知明云り、と中山

嚴水云り、もしは其處を云るにもあらむ、十四に、芝付乃御宇良佐伎奈流根都古具佐安比見受安良

婆安禮古非米夜母

みえりのさと (美衣利乃佐刀) 未詳ならず、本居氏云、和名抄に、駿河國志郡太に、夜梨郷あり、夜

は衣の誤か、又此集の衣は、夜の誤にてもあるべきかといへり、其説のごとくならば、美は、御吉

野の御なり、卷廿に、多知波奈能美衣利乃佐刀爾父乎於伎弓道乃長道波由伎加弓奴加毛

みかのほら (三香原) (三日原) など書り、山城國相樂郡にあり、聖武天皇天平十二年、始て恭仁京を造られ、十三年、平城宮の兵器を齎原宮に運しめられ、新京を大養德恭仁大宮と號け給ふよし、委しく續紀に見えたり、歷代編年集成に、天平十二年、遷都瓶原宮(山城國相樂郡) 十三年、改瓶原宮一號久仁宮、とあるこれなり、山城名勝志に、瓶原、在木津渡東一里半許、郷内廣、今有九村、と見ゆ、卷四に、三日之原客之屋取爾云々、卷六に、三日原布當乃野邊清見社大宮處定異等霜、又、三香原久邇乃京師者云々、三香原久邇乃京者荒去家里、大宮人乃遷去禮者、○(離宮) 此離宮は、和銅六年六月乙卯、行幸齎原離宮、といふことも見えて、久邇京より前にありしなり、卷四に、神龜二年乙丑春三月、幸三香原離宮之時云々

みかは (三河) (水河) など書り、國名、參河なり、卷三に、妹母我母一有加母三河有二見自道別不勝鶴、又、水河乃二見之自道別不吾勢毛吾毛獨可毛將去

みかさのもり (三笠杜) 和名抄に、筑前國御笠郡御笠、とあるこれなり、名義は、神功皇后紀云、皇后欲擊熊鷹而自櫃日宮遷于松峽宮時、飄風忽起御笠隨風、故時人號其所曰御笠也、と見えたり、現存六帖に、大野なる三笠の杜にしぐれふり染なす紅葉今さかりなり、續千載集に、大野なる御笠の杜にゆふたすきかけてもしらじ袖のしぐれは、などあり、さて和名抄によれば、大野と御笠とは、同郡ながら別郷なれど、隣里にて、御笠杜といふ地は、大野に屬たりし故に、大野在御笠杜と云りしにぞあらむ、さるは貝原氏が筑前名寄に、大野山は、御笠郡御笠、森の邊なり、東南の方、四王寺山の西のふもと、すべて大野といふよししるし、かくて御笠、森といふは、今の雜掌の

隈の町の東北にありて、大道より二町ほどありて、山田村に屬す、今は昔の森の楢二株あり、其しるしばかり残りとしるせり、これにて、その隣近なるよし思ふべし、さてこの杜に鎮座神は、未詳に考へず、神名帳に、筑前國御笠郡竈門神社、(名神大) とあるは、玉依姫を拜祭れるよし、即竈門山上にありとぞ、しかれば別神ならむ、又帳に同郡筑紫神社、(名神大) とあれど、それは原田村といふにあるよしなれば、別ならむか、なほ所のさま、くはしくしれらむ人にたづねて決むべし、卷四に、不念乎思常云者大野有三笠杜之神思知三

みかさ (御笠) (三笠) など書り、大和國添上郡春日にあり、○(山) 卷二に、御笠山野邊往道者已伎太雲繁荒有可久爾有勿國、卷三に、春日乎春日山乃高座之御笠乃山爾云々、又、高樓之三笠乃山爾鳴鳥之止者繼流戀哭爲鴨、卷六に、雨隱三笠乃山乎高御香裳月乃不出來夜者更降管、又、待難爾余爲月者妹之着三笠山爾隱而有來、卷七に、大王之御笠山之帶爾爲流細谷川之音乃清也、又、春日在三笠乃山二月船出遊士之飲酒杯爾陰爾所見管、卷八に、鐘禮能雨無間零者三笠山木末、歷色附爾家里、又、皇之御笠乃山能黃葉今日之鐘禮爾散香過奈牟、卷十に、能登河之水底并爾光及爾三笠之山者咲來鴨、又、春日在三笠乃山爾月母出奴可母佐紀山爾開有櫻之花乃可見、又、鷹鳴之喧之從日春日在三笠山者色付丹家里、十一に、君之服三笠之山爾居雲乃立者繼流戀爲鴨、十二に、妹侍跡三笠乃山之山菅之不止八將戀命不死者、又、春日在三笠乃山爾居雲乎出見每君乎之曾念、○(野) 卷六に、八隅知之云々、春日山御笠之野邊爾云々

みかたのうみ (三方之海) 和名抄に、若狹國三方(美加太)郡三方、とあり、そこの海なり、(頭註) ぐり、當國三方の郡に湖三あり、御形の湖、卷七に、若狹在三方之海之濱清美伊往變良比見跡不飽可聞小濱より千里東北にあり、長二里深し、

みかきのやま (三垣乃山) 大和國高市郡三諸山に立向へる山を呼なるべし、三諸はもとより神のま
します山なれば、その山をめぐれる山を、神社の齋垣になすらへて、御垣の山とは云るならむ〔頭註、
古里のみりきはらのほじ紅葉心とちら〕卷九に、三諸之神邊山爾立向三垣乃山爾云々〔新勅撰、
せ秋の木からし、これは吉野にあり、〕

みかねのたけ (御金嵩) 神名帳に、大和國吉野郡金峰神社、僧尼令義解に、假如山居在金嶺者、
判下吉野郡之類也、大日本靈異記に、聖武天皇代、廣達入於吉野金峰、經行樹下而求佛道云
云、文德天皇實錄、卷四、卷五、卷六、三代實錄卷二、等にも、大和國金峯神見え、からぶみ義楚六
帖に、日本國金峯山有松柏といひ、又元亨釋書、拾芥抄、宇治拾遺、今昔物語など、其他の物に
も、金峯あまた見えて、あけつくすべからず、夫木集には、神の座がねの峯ともよめり、後世ま
でも、金嶺とてかくれなし、御金と御の言をそへていふは、御吉野御熊野などいふ例の如し、し
かるを左の卷一なるを、耳我と書たるによりて、はやく八雲御抄に、みかかの嶺は、吉野に近き山
のよしかせ給へるをはじめて、近來大和國の名處を寫るものなどに、吉野山の一名といひ、また
窪垣内村の上方にある山ぞ、などいへるたぐひは、皆今の字に就て、おしあてに説るならむ、中
も岡部氏の萬葉考に、耳我は御岳てふ意にて、此山の形の大きな巖に似たるよりいふならむとい
ひ、且十三に御高嵩とあるをさへに引出て、金は岳字の誤にて、ミ、ガノタケぞと謾におして定
めしは、いかにぞや、そもく美加としもいふは、御鹿の意にて、御は例の美稱にそへたる言なれ
ば、加とのみもいへる例多くて、由加、比良加、多志良加などいへるをや、しかればいかで御々懸と
御の言を重ねてはいふべきぞ、しかのみにあらず、美加の加の言は、清て唱る例なるを、我の濁音
の字を用たるも、たちまちたがへり、しかるを世の古學者、皆件の僻説に方人して、今まで誤をた

たしたる人なきを、うれたみおもひて、事長けれど、いさかおどろかしおくものぞ、卷一に、三
吉野乃耳我嶺爾云々、(耳我は誤字なるべし、十三に)、三吉野之御金嵩爾云々

みかものやま (美可母乃夜麻) 和名抄に、下野國都賀郡三鴨、(本に鴨を島と作るは誤なり、)兵部省
式に、下野國驛馬、(三鴨)とある、その山なり、十四に、之母都家野美可母能夜麻乃許奈良能須
麻具波思兒呂波多賀家可母多牟

みくまりやま (水分山) 神名帳に、大和國吉野郡水分神社、(大、月次新嘗)とあり、其地の山なり、
古事記に、天之水分神、(訓分云久麻里)祈年祭祝詞に、水分坐皇神等能前爾白久、吉野、宇陀、都
祁、葛木、登御名者白氏云々、など見えたり、卷七に、神左振磐根已凝敷三芳野之水分山乎見者
悲毛

みくにやま (三國山) 神名帳に、越前國坂井郡三國神社、とあり、これによれば、坂井郡三國とい
ふ地の山なるべし、書紀繼體天皇卷に、男大迹天皇、譽田天皇、五世孫彦主人王子也、母曰振媛云
云、天皇父聞振媛顔容姝妙甚有嫩色、自近江國高島郡三尾之別業、遣使聘于三國坂中井、(中此
云那)納以爲妃、遂産天皇云々、とあるを見れば、當昔いまだ坂中井といふ地は狭くて、三國郷
の中に隸たる一の邑名なりけむを、後にやうく坂井の地ひろがり行て、一郡名のとされる故に、三
國郷は、その郡内の地となれるなるべし、卷七に、三國山木末爾住歴武佐左妣乃待鳥如吾俟將瘦
みくゝぬ (水久君野) 武藏國秩父郡に水久具利といふ里あり、其地にやと云り、さて野は借字にて、
沼なるべし、十四に、水久君野爾可母能波拘能須兒呂我宇倍爾許等於呂波徹而伊麻太宿奈布母
みこしのさき (美胡之能佐吉) 相模國風土記に、鎌倉郡見越崎、每有速浪崩石、國人名號伊曾

布利、謂振石也、と見えたり、十四に、可麻久良乃皇胡之能佐吉能伊波久叙乃伎美我久由倍伎己許呂波母多自

みさき (三崎) 筑前國御笠郡にあるなるべし、たゞ海の岬を云りともきこゆれども、なほ地名なるべし、廻はミと訓べし、ワと訓はわろし、島廻、磯廻の廻なり、地名につけて某廻といふは、千沼廻、鹿蒜廻などいふこれなり、卷四に、三崎廻之荒磯爾縁五百重浪立毛居毛我念流吉美

みしま (三島) 神名帳に、攝津國島下郡三島嶋神社とあり、其處の江なり、十一に、三島菅未苗在時待者不著也將成三島菅笠、〔頭註、新勅撰集、みしま江の玉江のまこもかりにだにとはでどふる五月雨〕
○〔江〕 卷七に、三島江之玉江之薦乎從標之己我跡會念雖未刈、十一に、三島江之入江之薦乎刈爾社吾乎婆公者念有來

みしまぬ (三島野) (美之眞野) など書り、和名抄に、越中國射水郡三島、とある、その野なり、十七に、大王乃云々三島野乎會我比爾見都追云々、又、矢形尾能多加乎手爾須惠美之麻野爾可良奴日麻爾久都奇會倍爾家流、十八に、美之麻野爾可須美多奈妣伎之可須我爾伎乃敷毛家布毛由伎波敷里都追

みちのく (陸奥) (美知能久) など書り、國名なり、和名抄には、陸奥、(三知乃於久)とあり、於は乃の餘韻に含みて、自省かる古例なれば、於をいはざるは古さまなり、卷三に、陸奥之眞野乃草原雖遠、面影爲而所見云物乎、卷七に、陸奥之吾田多良眞弓著弦而引者香人之吾乎事將成、十四に、紫筑奈留爾抱布兒由惠爾美知能久乃可刀利乎登女乃由比思比毛等久、又、美知乃久能安太多良末由美波自伎於伎氏西良思馬伎那婆都良波可馬可毛、十八に、葦原能云々美知能久乃小田在山爾云々、○〔山〕

十八に、須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久

みちのなか (美知乃奈加) 國名、越中をさせり、越中をば、越之道中と云が故なり、十七に、美知乃奈加久爾都美可未波多妣由伎母之思良奴伎美乎米具美多麻波奈

みちのしり (路後) 國名、備後をさせり、和名抄に、備後(吉備乃美知乃之利)とあるこれなり、十一に、路後深津島山暫君目不見苦有

みづき (水城) 和名抄に、筑前國下座郡三城、(美都木)城邊(木乃倍)など見えたり、三城は、水城を、後に清音に訛りて唱へたるものか、城邊は、水城に隣れる故負る地名か、書紀天智天皇卷に、三年是歲云々、又於筑紫築大堤貯水、名曰水城、と見えたり、續紀に、天平神護元年三月辛丑云々、太宰少貳從五位下采女朝臣淨庭、爲脩理水城專知官といふことも見ゆ、松下氏云、後宇

多天皇弘安四年、高麗賊船五百艘、與蒙古十萬軍船、共至三角島、見三元史、時關東大軍及九國二島兵、悉集于水城、更修水城、數十里間以三大石築之、高一丈餘、其上平坦、乘馬直下賊船、〔頭註、云、御笠郡水城、日本紀に云々、此堤今にあり、其高四間、根盤十五間、長東西四百間あり、堤の内い、の時よりか、なりて、今はため池にはあらず、太宰府にちかし、水城關、水城、大堤の東の山きはの道に、そのあり、夫木、岩垣の水城の關、むれ向ふ、うちの心もしらぬもろ人、高遠、右の歌の詞書に、此歌は〕卷六筑紫、まかりける、府に入日、水城の關に少貳府官などむかへにあつまり來りけるによめるとあり、
に、大夫跡念在吾哉水莖之水城之上爾泣將拭

みつぎ (水調) 和名抄に、備後國御調(三豆木)郡、とあり、十五に、備後國水調郡

みつがは (三河) 略解云、ある人近江國滋賀郡にありといへり、土人に問べし、卷九に、三河之淵瀬物不落左提刺爾衣手沾干兒者無爾
みづしま (水島) 和名抄に、肥後國菊池水島とあり、書紀景行天皇卷に、十八年夏四月壬戌朔壬申、

自_ニ海路_一泊_ニ於葦北小島_一、而進食時召_ニ山部阿弭古之祖小左_一、令_レ進_ニ冷水_一、適_ニ是時_一島中無_レ水、不知_レ所爲、則仰_ニ之祈_一于天神地祇、忽寒水從_ニ崖傍_一涌出、乃酌_ニ以獻焉_一、故號_ニ其島_一曰_ニ水島_一也、其泉猶今在_ニ水島崖_一也、かゝれば、當昔は葦北に隸るが、後に菊池郡を置れて、その郡に屬られけるなるべし、仙覺抄に、風土記云、球麻乾七里海中_ニ有_レ島_一、稍可_ニ七十里_一、名曰_ニ水島_一、島出_ニ寒水_一、逐_ニ潮高_一下云々、とも見えたり、枕雙紙に、島は云々水島、卷三に、如_ニ聞眞貴久奇母神左備居賀許禮能_一水島、又、葦北乃野坂乃浦從船出爲_ニ而水島爾將去浪立莫勤_一

みつ (御津) (三津) (見津) (美津) (美都) など書り、攝津國西成郡にあり、今高津の西の方、古の御津なりとぞ、古事記仁德天皇條に、於是大后大恨怨、載_ニ其御船_一之御綱柏者、悉投_ニ棄於海_一、故號_ニ其地_一謂_ニ御津前_一也、とあれば、御綱柏によりて、御津といふ號は起れるなり、しかれども難波御津は、實は官船の出入する津なるによりて、貴みて御津といふにやとも思はるれば、かの大后の御故事にかけていへる談は、いはゆる先代舊辭にてもあるべし、書紀仁賢天皇卷に、難波御津、齊明天皇卷に、難波三津之浦なども見ゆ、住吉御津は、同國同名にて郡異れり、卷三に、鹽干乃三津之海女乃久其都持王藻將_ニ刈率行見_一、卷四に、大伴乃見津跡者不_ニ云赤根指照有_一月夜爾直相有登聞、十一に、白細砂三津之黄土色出_ニ而不云_一耳衣我戀樂者、又、大伴之三津乃白浪間無_ニ我戀良苦_一乎人之不知久、十五に、大伴能美津爾布奈能里許藝出_ニ而者伊都禮乃思麻爾伊保里世武和禮_一、卷廿に、天皇乃云云安之我知流難波能美津爾云々、○〔濱〕卷一に、去來子_ニ早日本邊_一大伴乃御津乃濱松待戀奴良牟、又、大伴乃美津能濱奈有_ニ忘貝家奈有妹乎_一忘而念哉、卷四に、臣女乃云々鏡成見津乃濱邊爾云々、卷五に、神代欲理云々大伴御津濱備爾云々、卷七に、大伴之三津之濱邊乎打曝_ニ因來浪之逝方不知_一所見

九卷

毛、十五に、安佐散禮婆云々可_ニ我美奈須美津能波麻備爾_一云々、又、奴婆多麻能欲安可_ニ之母布禰波許_一藝由可奈美都能波末麻都麻知故非奴良武、十三に、王之云々大伴之御津之濱邊爾云々、○〔崎〕卷三に、三津崎浪矣恐_ニ隱江乃舟公宣_一奴島崎爾、卷八に、玉手次云々難波方三津崎從云々、○〔泊〕十五に、大伴乃美津能等麻里爾布禰波呂々多都多能山乎伊都可_ニ故延伊加武_一、○〔松原〕卷五に、大伴御津松原可_ニ吉掃旦利禮立_一待速歸坐勢、卷七に、朝榮寸_ニ眞梶擲出_一而見乍來之三津乃松原浪越似所見

みつ (三津) 攝津國住吉郡にあり、古事記に、墨江之津、書紀に、住吉津などあり、神功皇后卷、住吉大神の御誨詞に、大津渚中倉之長峽とある、大津も同じ、委しくは、既くす部すみのえ條に云り、十九に、慮見津云々住吉乃三津爾船能利云々
みづほのくに (水穂之國) 天下の總名なり、水穂といふことの由は、既くあ部あしはら條に委しく説り、卷二に、天地之云々葦原乃水穂之國乎云々、又、挂文云々定_ニ之水穂之國乎_一云々、卷九に、父母賀云々葦原乃水穂之國爾云々、十三に、葦原乃水穂之國丹云々、又、葦原水穂國者云々、十八に、葦原能美豆保國乎云々
みつがぬ (美都我野) 未詳ならず、駿河國にあるにや、十四に、都武賀野爾須受_ニ我於_一等伎許由可牟思太能等能乃奈可知_ニ師登我里須良思母_一、(或本歌曰、美都我野爾、)
みなふち (南淵) (見名淵) など書り、大和國十市郡にあり、書紀天武天皇卷に、五年夏四月、是月勅禁_ニ南淵山細川山_一、並莫_ニ芻薪_一、とあるを見れば、南淵と細川とは、地たがへるやうなれど、そのあたり、なべては南淵といふ總名負る地にて、其地の中に、わきて南淵山、細川山とてある故に、

いへるにやあらむ、かれ此集には、南淵之細川山とは云るなるべし、このこと契沖も既くいへり、
卷七に、南淵之細川山立檀弓束縛及人二不知所、○〔山〕卷九に、御食向南淵山之巖者落波
太列可削遺有、卷十に、眞十鏡見名淵山者今日鴨白露置而黃葉將散

みなべのうら (三名部乃浦) 和名抄に、紀伊國日高郡南部、とあり、今も岩代の南に、三名部村み
なべ浦あるよし、本居氏云り、卷九に、三名部乃浦鹽莫滿、鹿島在釣爲海人乎見變來六

みなせがは (美奈能瀬河泊) 相模國鎌倉郡にあり、今もかの郡に、常は水乾て、潮満時は、高浪
の立川有といへり、十四に、麻可奈思美佐禰爾和波由久可麻久良能美奈能瀬河泊余思保美都奈武賀
ぬね (三野) 國名、美濃なり、○〔國〕十三に、百岐年三野之國之云々、○〔山〕十三に、百岐年
云々奥十山三野之山

みぬめ (敏馬) (三犬女) (見宿女) (美奴面) など書り、攝津國菟原八部二郡の海濱に亘れり、卷三に、
珠藻刈納馬乎過夏草之野島之崎爾舟近著奴、下五に、安佐散禮婆云々多太牟可布美奴面乎左指天云

云、○〔浦〕卷六に、御食向云々直向三犬女乃浦云々、又、八千樺之云々定而師三犬女乃浦者云
云、又、眞十鏡見宿女乃浦百船過而可往濱有七國、○〔崎〕卷三に、島傳敏馬乃崎乎許藝廻者
日本戀久鶴左波爾鳴、又、與妹來之敏馬能崎乎還左爾獨之見者涕具末之毛

みのしま (養島) 筑前國那珂郡伊知郷にあり、
で、さしりか、卷五に、那珂郡伊知郷養島人

みふねのやま (三加乃山) (御舟乃山) など書り、大和國吉野郡菜摘里の東南にありて、外より見れ
ば、その形船の如しとぞ、卷三に、瀧上之三船乃山爾居雲乃常將有等和我念久爾、又、王者千

歳爾麻佐武白雲毛三船乃山爾絶日安良米也、卷六に、瀧上之御舟乃山爾云々、又、瀧上乃三船之
山者雖畏思忘時毛日毛無、卷九に、瀧上乃三船山從秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥、卷十に、朝霧
爾之終々爾所沾而喚子鳥三船山從喧渡所見

みへのかは (三重乃河) 和名抄に、伊勢國三重(美倍)郡、とあり、古事記に、伊勢國之三重采女見
えたり、其地の河なり、卷九に、吾疊三野乃河原之儀裏爾如其鴨跡鳴河蝦可聞

みほ (三穗) (三保) など書り、紀伊國日高郡にあり、○〔石室〕卷三に、皮爲酢寸久米能若子我伊
座家留三穗乃石室者雖見不飽鴨、○〔浦〕卷三に、加幡夜能美保乃浦廻之白管仕見十方不怜無人

念者、卷七に、風早之三穗乃浦廻乎榜舟之船人動浪立良下

みほのうら (三穗乃浦) 駿河國廬原郡にあり、神名帳に、駿河國廬原郡三穗神社、三代實錄に、貞
觀七年十二月廿一日戊辰、授駿河國從五位下御廬神從五位上、とあり、今三穗といふ所は、清見が

崎より、入海ごしに向にありといへり、卷三に、廬原乃清見之崎乃三穗乃浦乃寬見乍物念毛奈信
みよなし (耳梨) (耳爲) (無耳) など書り、大和志に、大和國在三十市郡木原村上方、四面田野、孤
峰森然、山中樞樹多矣、因又呼三梔子山、とあり、今天神山といふよし、谷重遠翁云り、古今集俳諧、

耳なしの山のくちなしえてしかな思の色のしたぞめにせむ、卷一に、高山波雲根火雄男志等耳梨與
相評競伎云々、又、八隅知之云々耳爲之青菅山者云々、○〔山〕卷一に、高山與耳梨山與相之時
立見爾來之伊奈美國波良、○〔池〕十六に、無耳之池羊蹄恨之吾妹兒之來乍潛者水波將瀾

みよらくのさき (美彌良久崎) 續後紀に、承和四年七月癸未、太宰府馳傳言、遣唐三箇船共指三松浦
郡曼樂崎發行、とあり、かけるふ日記に、いづれの國とかや、みよらくの島となむいふなるなど、く

ちぐちかたるをきくに、いとしらまほしう、かなしうおぼえて、かくぞいはるゝ、ありとだによそ
にても見む名にし負ば吾にきかせよみらくの島、といふを、せうとなる人聞て、それもなくく、
いづことか音にのみきくみらくの島隠にし人を尋む、契沖云、顯昭法師、袖中抄に云、みらくの
わが日の本の島ならばけふもみかげにあはましものを、此歌は俊頼朝臣歌なり、その詞にいはいく、
尼うへうせ給うて後、みらくの島のことをおもひてよめるとあり、今考、能因坤元儀、云肥前國ち
かの島、此島にひらくのさきといふ所あり、其ところには夜となれば、死たる人あらはれて、父
子相見ると云々、俊頼わが日の本の島ならばと詠るは、日本にあらずと存する歟、考、萬葉集第十
六、曰自肥前國松浦縣美彌良久崎發船と云々、此國といふことは一定なり、能因は、ひらくとい
ひたれど、俊頼みらくとよみたるはたがはず、如此の事、慥考、本文、可詠也、不然是は僻事出來
なり、と云り、十六に、自肥前、國松浦縣美彌良久崎發船

みむろやま (將見圓山) (三室山) など書り、大和國平群郡にありて、いはゆる三室の山とて後、世に
名だる其名を云か、たしかにはきはめがたし、卷二に、玉匣將見圓山乃狹名葛佐不寐者遂爾有
勝麻之目、十一に、見渡三室山石種菅、隱吾片念爲

みむろのやま (三室山) 左の歌の次上には、三毛侶之其山奈美爾云々、三室山は、とあり、即三輪
山なり、次下には、三諸就三輪山見者云々、とありて、其中にはさまれたれば、この三室山は、城
上郡三輪を云るなるべし、卷七に、我衣色服染味酒三室山黃葉爲在

みもろ (奠器圓隣) (三諸) (三毛侶) など書り、大和國城上郡三輪山をさせり、○〔神〕 卷二に、三
諸之神須疑已具耳矣自得見監乍共不寐夜叙多、卷九に、三諸乃神能於婆勢流泊瀬河水尾之不
斷

者吾忘禮米也、○〔山〕 卷一に、奠器圓隣之大相土見乍湯氣吾瀨子之射立爲兼五可新何本、卷七に、
三毛侶之其山奈美爾兒等手手卷向山者繼之宜霜、十一に、呼酒之三毛侶乃山爾立月之見我欲君我馬
之足音曾爲

みもろ (三諸) 大和國高市郡飛鳥の神岳をさせり、卷三に、三諸乃神名備山爾云々、卷九に、三諸
之神邊山爾云々、(邊は連字の誤ならむ) 十三に、三諸者人之守山云々、又、三諸之神名備山從云々、

○〔神〕 十三に、葦原笑云々、甘嘗備乃三諸乃神之帶爲明日香之河之云々、○〔山〕 十三に、葦原
笑云々、甘南備乃三諸山者云々、又、神名備能三諸之山丹隱藏杉思將過哉蘿生左右、又、月日
攝友久經流三諸之山礪津宮地、(礪津宮地は、離宮處なり、卷三に、天皇御遊雷岳之時、柿
本朝臣人麻呂作歌に、皇者神二四座者天雲之雷之上二廬爲流鴨、とありて、其天皇は、持統天
皇にましませば、かの御時より始れる離宮なるべし、)

みもろとやま (見諸戸山) 山城國宇治郡にありと、契沖云り、卷七に、珠匠見諸戸山矣行之鹿齒
面白四手古昔所念

みやけ (三宅) 和名抄に、大和國城下郡三宅(美也介)とあり、此外諸國に三宅といふ郷、これかれ
あれど、大和國をよめる歌どもに次たれば、なほ大和のなるべし、○〔原〕 十三に、打久津三宅乃
原從云々、○〔道〕 十三に、父母爾不令知子故三宅道乃夏野草乎菜積來鴨

みやけのうら (三宅之瀨) 和名抄に、下總國印幡郡にも、海上郡にも、三宅郷見えたる中に、鹿島
にさし向へるは、印幡郡なりとぞ、さらば印幡郡三宅之浦と定むべきにや、卷九に、牡牛乃三宅
之瀨爾指向鹿島之崎爾云々、(瀨字、舊業酒に誤れり、)

みやじろのをか (美夜自呂乃緒可) 未詳ならず、十四に、美夜自呂乃緒可、敏爾多氏流可保我波奈莫佐吉伊低曾禰許米氏思努波武

みやのせがは (美夜能瀬河泊) 未詳ならず、十四に、宇知比佐都美夜能瀬河泊能可保婆奈能孤悲天香眠良武伎曾母許余比毛

みわ (三輪) (彌和) (三和) など書り、大和國城上郡にあり、名の由縁は、古事記崇神天皇條に、活玉依毘賣云々、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、每夕到來供住之間、自然懷妊、是以其父母、欲知其人、誨其女曰、以赤土散床前、以閉蘇紡麻貫針刺其衣、欄、故如教、而且時見者、所著針麻者、自三戸之鉤穴、撻通而出、唯遺麻者三勾耳、爾即知自三鉤穴出之狀、而從親尋行者、至美和山、而留神社云々、故因其麻之三勾遺、而名其地謂三美和也、と見えたり、卷四に、味酒呼三輪之祝、我忌杉手觸之罪、敷君二遇難寸、卷八に、味酒三輪乃祝之山照

秋乃黃葉散莫惜毛、○〔山〕 卷一に、味酒三輪乃山云々、又、三山輪乎然毛、隱賀雲谷裳情有南吠可苦佐布倍思哉、卷七に、三諸就三輪山見者、隱口乃始瀬之檜原所念鴨、卷九に、春山者散過去、三和山者未含、君待勝爾、○〔川〕 卷十に、暮不去河蝦鳴成三和河之清瀬音乎、開師吉毛、○〔檜原〕 山の北の奥を檜原と云よし、貝原氏大和巡覽記に見えたり、卷七に、古爾有險人母如吾等架彌和乃檜原爾挿頭折兼、又、往川之過去人之手不折者裏觸立三和之檜原者

みを (三尾) (水尾) など書り、和名抄に、近江國高島郡三尾(美乎)とあり、書紀繼體天皇卷に、近江國高島郡三尾之別業、と見えたり、卷七に、大御舟竟而佐守布高島之三尾勝野之奈伎左思所念、○〔崎〕 卷九に、思乍雖來來不勝而水尾崎眞長乃浦乎又顧津

激 沾祢流鴨、○〔浦〕 卷三に、武庫浦乎榜轉小舟粟島背(向)爾見乍、乏小舟、十五に、武庫能浦乃伊里江能渚鳥羽具久毛流伎美乎波奈禮古非爾久奴倍之、又、安佐妣良伎許藝豆天久禮婆牟故能宇良能之保非能可多爾多豆我許惠須毛、○〔海〕 卷三(或本)に、武庫乃海船爾波有之伊射里爲流海部乃釣船浪上從所見、十五に、武庫能宇美能爾波余久安良之伊射里須流安麻能都里船奈美能宇倍由見由、○〔渡〕 十七に、多麻波夜須武庫能和多里爾天傳日能久禮由氣婆家乎之曾於毛布、○〔泊〕 卷三に、墨吉乃得名津爾立而見渡者六兒乃泊從出流船人

むざ (武軼) 和名抄に、上總國武射郡、卷廿に、武軼郡

むざし (武藏) (牟射志) など書り、國名なり、○〔野〕 十四に、武藏野爾字良徹可多也伎麻左氏爾毛乃良奴伎美我名宇良爾低爾家里、又、武藏野乃久佐波母呂武吉可毛可久母伎美我麻爾末爾吾者余利爾乎、又、古非思波素氏毛布良武乎牟射志野乃宇家良我波奈乃伊呂爾豆奈山米、又、伊可爾思氏古非波可伊毛爾武藏野乃宇家良我波奈乃伊呂爾低受安良牟、又、和我世故乎安杼可母伊波武牟射志野乃宇家良我波奈乃登吉奈伎母能乎、○〔嶺〕 十四に、武藏禰能乎美禰見可久思和須禮遊久伎

むこ (六兒) (武庫) (牟故) など書り、和名抄に、攝津國武庫郡武庫(無古)とあり、今いふ兵庫なり、兵庫は、武庫の字につきていひ出たる後の稱なり、しかるを元亨釋書に、昔神功皇后征新羅而還、埋如意珠及金甲冑弓箭寶翹衣服等、故曰三兵庫、とあるは、後に武庫の字に就て、牽強たる説にして、更にいふにも足ぬうけことなり、兵庫は、牟故と書るに同じく、たゞ假字のみにこそあれ、〔頭註、書紀神功皇后卷に、務古水門、通證云、風土記曰、埋其器處、號曰三兵庫、今所謂兵庫是也〕 ○〔河〕 卷七に、武庫河水尾急嘉赤駒足何久

○〔崎〕 卷九に、思乍雖來來不勝而水尾崎眞長乃浦乎又顧津

○む部

むざ (武軼) 和名抄に、上總國武射郡、卷廿に、武軼郡

むざし (武藏) (牟射志) など書り、國名なり、○〔野〕 十四に、武藏野爾字良徹可多也伎麻左氏爾毛乃良奴伎美我名宇良爾低爾家里、又、武藏野乃久佐波母呂武吉可毛可久母伎美我麻爾末爾吾者余利爾乎、又、古非思波素氏毛布良武乎牟射志野乃宇家良我波奈乃伊呂爾豆奈山米、又、伊可爾思氏古非波可伊毛爾武藏野乃宇家良我波奈乃伊呂爾低受安良牟、又、和我世故乎安杼可母伊波武牟射志野乃宇家良我波奈乃登吉奈伎母能乎、○〔嶺〕 十四に、武藏禰能乎美禰見可久思和須禮遊久伎

美我名可氣氏安乎禰思奈久流、〇〔岫〕 十四に、武藏野乃乎具奇我吉藝志多知和我禮伊爾之與比欲利世呂雄安波奈布與

むつだ (六田) 大和國吉野郡にあり、今吉野川の南にある町を、柳の宿とも、むつだとも、むだとも云、其少し川上に、六田の淀とてありと云り、〔頭註〕千載集、是を見よ六田の淀にさでさしてしをれしどりも深くか、〇〔河〕 卷九に、河蝦鳴六田乃河之川楊乃根毛居侶雖見不飽君鴨、〇〔淀〕 卷七に、音聞目者未見吉野河六田之與杼乎今日見鶴鴨

むなかた (宗形) (宗像) など書り、和名抄に、筑前國宗像、牟奈加多郡、とあり、風土記に、宗像大神自天降、居崎門山之時、以青甕玉、置奥宮之表、以八尺紫甕玉、置中宮之表、以八尺鏡、置邊宮之表、以三三表、成三神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像、とあり、宗像大神とは、須佐之男命の物實に因て所成る三柱女神にて、多紀理毗賣命者坐三胸形之奥津宮、次市寸島比賣命者坐三胸形之中津宮、次田寸津比賣命者坐三胸形之邊津宮、此三柱神者、胸形君等之以伊都久三前大神者也云々、と古事記に見えたり、書紀には、筑紫胸肩君等所祭神是也、とあり、卷六に、筑前國宗形郡、十六に、筑前國宗像郡

むらさき (紫) 本居氏玉勝間に云るやう、名高の浦は、紀伊國名草郡にて、今はそのわたり海士郡に入れり、今も名高とも、名方とも云里にて、藤白のすこし北の方なり、あるとき若山にて、人に物語しけるついでに、一人が云やう、名高の里中に、むらさき川と云ちひさき川のあるなりと云、そはいとおかしきことなるを、もし萬葉の歌によりて、事好むものにつけたる名にはあらじか、猶たしかにとひきかまほしきことなり、とおのれいひ、又一人、おのれかのあたりは、しばくゆき

かよふところなれば、いまよくあなひとひきよてむと云るが、後にまたきたりしをりかたりけるは、一日名高のわたり物せしに、かの川のこと、里のわらはべのあそび居たりしに、此里にむらさき川と云川やあると問しかば、よくしりて、ちひさき流に橋かけたる所を、これなむそれとをしへつとぞかたりける、しかわらはべまでよくしれるは、つくり言にはあらざめるを、もしこれふるき名ならば、かの萬葉にむらさきの名高とつづけたる、いにしへのわたりを村崎などいひて、そこなる名高の浦と云るにはあらじか、されどかの川のこと、なほ人づてなればたしかには云がたきを、かしこに物せむ人なほよくたづね給へ、としるせり、件の説のみにては、なほ地名とも定めがたけれど、姑あぐ、卷七に、紫之名高浦之愛、地袖耳觸而不寐香將成、又、紫之名高浦乃名告藻之於儀將摩時待吾乎、十一に、紫之名高乃浦之靡藻之情者妹爾因西鬼乎

むらじがいそ (牟良自加己蘇) 駿河國防人が歌によれば、かの國にある地名なるべし、なほ尋ねべし、〔頭註〕總國風上記に、鳥渡郡建宗寺蘇我稻美連之也、あり、も「稻美連」に、卷廿に、多々美氣米牟良自加己蘇乃波奈利蘇乃波々乎波奈利由久我加奈之佐

むろのえ (室之江) 和名抄に、紀伊國牟婁郡牟婁(無呂)とある處の江なるべし、十三に、紀伊國之室之江湯爾云々

むろのうら (室之浦) 播磨國揖保郡にあり、新拾遺集に、友さそふ室の泊の朝風に聲をほにあげていづる舟人、十二に、室之浦之湍門之崎有鳴鳥之儀越浪爾所、沽可聞

むろがや (武路我夜) 未詳ならず、もしは武路我夜乃は群草之にて、枕詞なるべきか、都留は、甲斐國の地名なるべくおぼゆれば、群草之列といひつづけたるものか、然するときは、武路我夜は、

地名にあらざることさらなり、しかれども、なほ地名ならむも知がたし、よく考へさだめていふべし、十四に、武路我夜乃都留乃都追美乃那利奴賀爾古呂波伊徹杼母伊未太年那久爾
むろふ（室原） 和名抄に、大和國城下郡室原、とありて、其下に、他本也と註したるは、古本には無りしを、他本に従て、那波氏などが加へたるものか、神名帳に、大和國宇陀 室生龍穴神社、と見え、後紀十三に、大和國室生山龍穴山などもありて、大和志にも、宇陀村、室生村、有安明寺嶽、愛宕嶽、毘沙門嶽等支別、又有嶽窟二、一曰仙人、一曰護摩、云々、とありて、嶽窟はいはゆる龍穴なるべし、さらば宇陀郡とすべきにこそ、城下郡とするは、おぼつかなし、十一に、日本之室原之毛桃本繁言大王物乎不成不止

○め部

めひ（賣比）（婦負）など書り、和名抄に、越中國婦負（禰比）郡、とあり、婦、字禰とは訓べからず、左の歌の如く、本は賣比なりけむを、後に訛れるものか、但し本は婦負といふと、妻負といふ地と、並びてありけむを、後に妻負といふが、郡の名にもなりて、字には婦負とかき、婦負といふ地は、婦負郡に隸られたりけむを、婦負といふ地の稱も、在してありけむによりて、又後に混ひて、婦負と書るをも、禰比と唱へしものならむか、されば青木敦書が郡名考に、婦負を、當時官家に用る文書に、婦負と書と有と略解にもいへり、かの郡内に坐ます神に、鵜坂姊比咩神、鵜坂妻比咩神、と申すあり、鵜坂も婦負郡の地名なり、婦負、婦負の名は、全かの姊比咩、妻比咩の神名によれる稱とおもはるればなり、この神のことは、三代實録に見えたり、○〔野〕 十七に、賣比能野能須々吉於之奈倍布流山伎爾夜度加流家敷之可奈之久於毛保遊、○〔河〕 同卷に、婦負郡渡鵜坂河時作歌

云々、賣比河波能波夜伎瀨其等爾可我里佐之夜蘇登毛乃乎波宇加波多知家里

○も部

もはきつ（裳羽服津） 常陸國新治郡にて、いはゆる鳥羽淡海に、かく名づけたる海津のあるにや、鳥羽淡海は、風土記に騰波江とありて、長二千九百步、廣一千九百步、と註しつれば、決くその江海の津なるべし、裳羽服津は、契沖、著裳津と云意にて、名付たる所の名か、心は、女の筑波山にまうづるに、こゝにして衣裳をあらためて、裳を著るといふ意にやといへり、卷九に、鷺住筑波乃山之裳羽服津之其津乃上爾云々

もりべのさと（守部乃五十戸） 未詳ならず、（頭註、通證に、大和國山邊郡守目堂村、即守部里舊趾）卷十に、橋乎守部乃五十戸之門田早稻刈時過去不來跡爲等霜

もるやま（守山） 大和國高市郡飛鳥の神岳なるべし、山守は諸國にもあれど、神岳は、天皇の旦暮御覽し給ふ御山にて、ことに厳しく山守を居て守しめ賜ふ故に、山名にもなれるなるべし、古今集に、白露もしくれもいたくもる山は下葉残らず色付にけり、十一に、人祖未通女兒居守山邊柄朝
朝通 公不來哀 十三に、三諸者人之守山云々 浦妙山曾泣兒守山
もろこし（唐） 蕃國なり、卷五に、神代欲理云々 唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢云々

○や部

やかみのやま（屋上乃山） 岡部氏の云るやう、石見國に住て、國形知る人のいへらく、まづ今の濱田城の北に、上府村下府村といふあり、是古の國府なり、そこより安藝國へ出ると、備後國へ出ると、北國へ向ふとの三の大道あり、此北國と備後へ向ふ方、上府より八里に屋上村あり、その近き

北方に渡村てふもありといへり、これにて渡の山も、屋上の山もしらるといへり、今國人に聞に、
渡の山、八上山、いづれも邑知郡にて、矢上村といふに、今原山と呼ぶがある、それ即八上山なり、
かくてその原山の中に、布于山といふがありて、きはめたる高山なりといへり、それをおしこめて、
古は屋上の山といへることさらなり、又水戸侯釋に、或者に尋るに、備前赤坂郡に、八上と云所あ
りといへり、此に依て和名抄を考るに、赤坂の郡に宅美あり、流布本には、註を失へる故に、えよ
ますありしを、或者の説に思ひ合すれば、宅美はヤカミなり、とさだめあげつらひ給へり、しかれ
ども、ヤカミに、宅美の訓音の字を用ひたりとせむことも、おぼつかなければ、なほ委しく國人に
とひて、正すべきことなり、いかにまれ、今の屋上山は、なほ渡山に隣りたる山とせざれば、歌詞
にわたりて、解がたき所あり、その詳悉なることは、古義に註しつれば、披見て考べし、うるさけ
ればこゝに略きつ、卷二に、角郵經石見之海乃云々、嬬隱有屋上乃山乃云々

やかみ (八上) 和名抄に、因幡國八上(夜加美)とあり、卷四に、因幡八上采女

やきづ (焼津) 神名帳に、駿河國益頭郡焼津神社、とあり、書紀景行天皇條に、日本武尊初至三駿

河云々、悉焚其賊衆而滅之、故號其處曰燒津、とあり、しかるを和名抄に、駿河國益頭
(末之豆)郡益頭(萬之都)とあるは、もと益は、ヤクの字音をヤキに轉し用ひたるにて、燒津の假字
なりしを、後に燒といふことを忌て、益字の訓に唱かへたるものなり、〔頭註 同土記 萬河國益頭燒
津神社 瑞齒別天皇元年己酉〕
所祭市作 備國の安那郡は、穴なるを、安字の訓にかへて、ヤスナと唱へ、大和國十市郡の郷名飲
富を、字形の近きによりて、飯富と書かへて、イヒトミと唱るなど此類なり、この事既く本居氏も
云り、卷三に、燒津邊吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之兒等羽裳

やさかのるで (夜左可能爲提) 夜左可は、上野國群馬郡伊香保にある地名ならむか、爲提は堰塞な
り、又按に、夜左可もし地名ならずば、八尺にて、その堰塞の、堰杖と堰杖の間の亘の廣きをいへ
るにて、いと大きな堰のよしなるべし、略解に、其國人の云るは、伊香保の沼は、此嶺の半上に
在て、沼の三方には山ども立、一方は開けて野なり、其開けし方の水の落る所を、ゐでと云とぞと
あり、さていかにまれ、和名抄に、群馬郡井出とあるは、件の堰塞によれる名にやあらむ、十四に、
伊香保呂能夜左可能爲提爾多都努自能安良波路萬代母佐禰乎佐禰氏婆

やすのかは (安河) 近江國野洲郡にある河なり、續古今集に、治れる時にあふみのやすの川いくた
び御世にすまむとすらむ、十二に、吾妹兒爾又毛相海之安河安寝毛不宿爾戀渡鴨

やす (安) (夜洲) (夜須) など書り、高原天にありて、いはゆる天の安河なり、安河は、彌瀬河の意
なるべし、河の廣くて瀬の多きよしにて、負る名なるべし、さて神代に、八百萬神等の、神集坐し
河原にて、古典に出たるは、みな事實なるを、此集には、かの漢國の牽牛織女の記事を、かの天の
安河にいひよせてよめるなり、なほあ部あまのがは、修考合すべし、○川 十八に、安麻涅良須云
云、夜須能河波奈加爾徹太豆々云々、又、夜須能河波許牟可比太知且等之能古非氣奈我伎古良河都
麻度比能欲會、○〔河原〕 卷十に、乾坤之云々、天漢安乃川原乃云々、○〔渡〕 卷十に、天漢安渡
丹船浮而秋立行等妹告與具

やすのぬ (安野) 和名抄に、筑前國夜須(東西)郡、とあり、その野なり、書紀神功皇后卷に、元
年三月壬申朔辛卯、至三層増岐野、即舉兵擊羽白熊鷲、而滅之、謂左右曰、取得熊鷲、我心則安、
故號其處曰安也、とあり、〔頭註、名寄云、夜須郡安野、長谷町と四三島の間であり、方一里ある平なる
野なり、里人は、七板原と云、山隈山の北にあり、山隈山の南側にも廣き原

あり、山隈原と云、卷四に、爲君釀之待酒安野爾獨哉將飲友無二思手
それにはあらず

やたのぬ (八田乃野) 和名抄に、大和國添下郡矢田、神名帳に、大和國添下郡矢田坐久志玉比古神社、などある處の野なり、有乳山は、越前國敦賀郡にありて、いはゆる愛關ある地なり、既云る如し、都近き矢田野の淺茅の色付けしきを見て、はるく越の國の山の雪の寒さを思ひやれるなり、度會弘訓が隨筆に、八田野を、大和國とする説をもどきて、和名抄に、加賀國江沼郡八田、(也多)と云る處あり、加賀國は、類聚三代格に、嵯峨天皇、弘仁十四年、割越前國江沼、加賀二郡、爲加賀國とあれば、江沼郡の八田、此歌の比は、越前國なれば、これをよみ合せたりとせむ方、おだやかなるべし、大和とせむは物遠しと云るは、打聞には、さること、思はるれども、よく思ふに、此説は中々に穿鑿に過たりと云べし、其山は、越路の山に寒く雪のふる頃は、はやく同國の野もかれはてぬべし、色付は、霰雨の頃ならばこそあらめ、はやく雪ふる頃に至りては、似つかはしからず、越路は、いつかは雪の消る時ある、とさへもよみたる如く、都あたりとはこよなくかはりて、はやく雪のふることなれば、都あたりの草木のやうく色付ころ、越の國の雪をおもひやれることまことにさもあるべきことにこそあれ、さればなほ大和のとせむぞ、よく叶ふべき、諸州めぐりに、越前荒血山といふ名處なり、有乳山とも書、又矢田野と云名所も此邊なるべし、後鳥羽院御歌に、あらし山矢田野の野邊も春めきぬ峰のあわゆき消やしらぬらむ、玉葉集に、衣笠前内大臣、吹風のあらしの高根雪寒くやたの枯野にあられふるなり、新院御製、あらし山夕こえ暮てやたの野のあさぢ刈敷こよひかもねむ、續後拾遺集に、藤原秀長 寒渡る音もあらしの山風にやたのあさぢ霜むすぶなり、新千載集に、藤原重綱、やたの野のあさぢを寒み雪散て有乳の峰にかゝる浮雲、等持院

贈左大臣、あらし山朝立雲のさゆるよりやた野をかけてふれるしら雪、新拾遺集に、正三位隆家、あらし山夕霧はる、秋風に、やた野のあさぢ露もとまらず、新後拾遺集に、藤原長秀、あらし山やたのひろ野の月影に宿り残さぬ淺茅生の露、爲家、やたの野に打出て見れば山風のあらしの峰も雪降にけり、新後拾遺集に、權中納言經嗣、あらし山こゆべき道も行暮ぬやた野の草に枕結ばむ、これらは皆有乳山の近きわたりにある趣によめれば、弘訓が説のごとく、加賀の八田の野を云りと定めてよまれたるなるべし、されど後世は、實地を正しくよむことはなく、皆古歌にすがりてよめることなれば、後世の歌によりてさだめいはむは、いふかひなきことなり、皆いつれも右の歌どもは、此集の八田野を、有乳山のほとりとすゑてよめるなれば、論のかぎりにあらず、さて八田野を、類字集に、越前敦賀郡とせるはおしあてなり、敦賀郡にはあることなし、有乳山こそ敦賀郡にあるなれ、同郡なりと推て定めしは、いとおろそかなり、卷十に、八田乃野之淺茅色付有乳山峰之沫雪寒零良之

やつり (矢釣)(八釣) 大和國高市郡に八釣村あり、そこなり、書紀顯宗天皇卷に、召三公卿百寮於近飛鳥八釣宮、即天皇位、とあり、○(山) 卷三に、矢釣山木立不見落亂雪、朝樂毛、○(河) 十二に、八釣河水底不絶行水、續戀是比歳
やなた (梁田) 和名抄に、下野國梁田(夜奈多)郡、とあり、卷廿に、梁田郡
やぬ (矢野) 和名抄に、伊豫國喜多郡矢野、とある、そこか、又同抄に、出雲國神門郡八野、備後國甲努郡矢野、播磨國赤穂郡八野、なども見えたり、この中にもあるべし、俊賴朝臣の歌に、つまかくす矢野の山なるかへの木のつれなき戀にわれもとしへぬ、とあるは、全今の歌によられたるな

り、新千載集に、常磐井入道前太政大臣、秋といへば鳴やを鹿の妻かくすやの、〔頭註、頓字集に、宗祇國分〕 卷十に、妻隱矢野神山露霜爾二寶比始散卷惜

やはせ (八橋) 近江國栗本郡にあり、卷七に、淡海之哉八橋乃小竹乎不浩矢而信有得哉戀敷鬼乎

やぶなみのさと (夜夫奈美能佐刀) 神名帳に、越中國礪波郡荆波神社あり、其地の里なるべし、荆

字ヤブの訓なり、和名抄に、新川郡大荆(於保也布)とあるを思ふべし、十八に、夜夫奈美能佐刀爾

夜度可里波流佐米爾許母理都追牟等伊母爾都宜都夜

やべさか (屋部坂) 本居氏云、三代實錄三十八に、大和國高市郡夜部村とある、その坂なるべし、

卷三に、屋部坂歌

やましる (山背)(山代)(開木代) など書り、國名、即山城なり、古多くは山背と書るを、延曆十

三年七月に、山城とあらためられてより後、なべて、其字を以行へり、卷三に、速來而母見手益物

乎山背高槻村散去奚留鴨、又、自妙之云々山代乃相樂山乃云々、卷六に、明津神云々山代乃鹿背

山際爾云々、卷七に、開木代來背社草勿手折己時立雖榮草勿手折、卷九に、山代久世乃鷺

坂自神代春者張年秋者散來、十一に、開木代來世若子欲云余相狹丸吾欲云開木代來背、又、山

代久世川原身祓爲齋命妹爲、又、山代泉小菅凡浪妹心吾不念、十二に、山代石田

杜心鈍手向爲在妹相難、十三に、空見津云々山代之管木之原云々、十七に、山背乃久爾能美

夜古波云々、〇〔道〕十七に、次嶺經山背道乎云々

やまと (日本)(倭)(山跡)(山常)(八間跡)(夜麻登)(夜麻登)(也麻等)(夜萬登)(夜末等)など書り、

夜麻登といふは、もと畿内なる、大和一國の名なるを、神武天皇、此國に大宮しきませりしより、

後の御代々々の都も、みな此國內なりける故に、おのづから天下の總名にもなれるなり、されば各其歌につきて、用捨あるべきこと、下の件々に云る如し、かくて日本と書は、ことに蕃國の使に示さむがために、孝德天皇の御代に、新に建賜ひし號なり、と國號考に云る如し。さてその日本といふは、かの推古天皇の御世に、日出處天子、と異國へのたまひ遣はし、同じころばえなれば、やがてその意を得て、後に寧樂人の、日本の字に、比能毛登といふ訓を設けたるより、それやがて天下の總名とはなれるなり、さればそれよりさきに、日乃本と云ることなし、比能毛登といふ稱の有しによりて、書る文字ならねばなり、なほひ部ひのもと條合考べし、かくて日本の字をやまとと訓るも、上に云如く、夜麻登といふが、おのづから天下の總名ともなれることのあるによりてなり、さてしからば、總名の方には日本と書、一國の方には自餘の字を書べき理なるに、此集には、總名の方になると、一國の方なるとの差別なく、いづれにも日本の字を書る所のありて、混淆しきはいかにといふに、すべて此集の頃までは、文字をたのみにすることなく、言語だにたがはねば、いかにまれ文字は假の物なれば、とがくのさだにもおよばず、あるがまゝに用ひしなれば、後世、字面をたのみにする慣をはなれて、考へざれば、たがふことありとしるべし、さてその次に倭字をかくは、もろこしの國より、わが御國の總名を倭と名づけたるより、此字をあまねく世に用ひならへるよし、これも國號考に論へり、さてしからば、此字も總名の方には用ふべけれど、一國の方なるには、書べからぬ理なれど、これも件の日本の字を用ふると、同じころばえなり、さて倭字を、和に改められつるは、天平勝寶より、天平寶字までの間の事なるべきよし、國號考に、詳悉に例證を引て論へるが如し、されば此集の歌詞に和と書るは見えず、まれく、卷一に、一とこ和と書、卷七に、和

琴とあるたぐひは、後人の、倭と和は通はし書こと、意得て、ふと寫したがへたるなるべし、この例、書紀にも續紀にも令にもあり、たゞ十九天平勝寶四年十一月二十五日、新嘗會肆宴應詔歌六首の中に、右一首大和國守藤原永手朝臣、とあるは、まことに和と改められたるによれるならむ、又、卷廿に、先太上天皇、詔陪從王臣、曰、夫諸王卿等宜賦和歌而奏云々、とある、これと和歌と書る始なり、と國號考にいへる、これは然ばかりの本居氏も、ふと思ひ誤りていへることなり、そのゆるは、たゞ歌を和歌といふことは、今京より以降こそあれ、名字のさだまでもなく、から歌にならべ載るときならでは、徒に歌を和歌といへるやうのことは、奈良朝以往の人に、ひとつもあることなし、件の和歌は、報歌といふに同じく、こたへ歌なり、されば件の詞の下に大御歌ありて、其次に舍人親王應詔奉和御歌云々、とあるをや、これはこゝに緊要ならねど、ことのちなみにおどろかしおくのみなり、さて山跡、山常など書類は借字、夜麻登、夜萬登など書類はみな假字にて、こといふべきすぢなし、かくて夜麻登といふ名の由縁など、むかしより古學者の、くさくさだすることなれど、皆信がたく、又たしかにそれ考得たりとて、さのみ緊要とあることにもあらねば、此書には略きつ、なほ委しき謂を檢へ知むとならば、古義、さては本居氏國號考など、併見て考べし、卷一に、山常庭村山有等云々、又、玉手此云々、天爾滿倭乎置而云々、又、此也是倭爾四手者我戀流木路爾有云名二負勢能山、又、去來子等早日本邊大伴乃御津乃濱松待戀奴良武、又、葦邊行鴨之羽我氏爾霜零而寒暮者倭之所念、又、倭爾者鳴而歎來良武呼兒鳥象乃中山呼會越奈流、又、倭戀寐之所宿爾情無此渚崎爾多津鳴倍思哉、又、吾妹子乎早見濱風倭有吾松椿不吹有勿勤、卷二に、妹之家毛繼而見麻思乎山跡有大島嶺爾家母有猿尾、又、吾勢枯乎倭邊登佐夜深而雞鳴露

爾吾立所露之、卷三に、去來兒等倭部早白菅乃眞野乃榛原手折而將歸、又、阿部乃島宇乃住石爾依浪間無比來日本師所念、又、越海乃手結之浦矣客然而見者之見日本思憶、卷四に、山跡邊君之立日乃所付者野立鹿毛勤而會鳴、卷六に、島隱五撈來者之羈倭邊一眞熊野之船、又、朝波海邊爾安左里爲暮去者倭部越鷹四乏母、又、八隅知之吾大王之御食國者日本毛此間毛同登會念、卷七に、足柄之管根飛超行鶴乃、乏見者日本之所念、又、若浦爾白浪立而與風寒暮者山跡之所念、又、吾舟乃梶者莫引自山跡戀來之心未飽九二、又、山跡之宇陀乃眞赤土左丹著者會許裳香人之吾乎言將成、卷九に、山跡庭聞往歎人我野之竹葉刈敷廬爲有跡者、卷十に、山跡庭啼而香將來霍公鳥汝鳴每無人所念、又、秋風爾山跡部越鷹鳴者射矢遠放雲隱筒、十一に、日本之室原乃毛桃本繁言大王物乎不成不止、十三に、打久津云々日本之黃楊乃小櫛乎云々、十四に、和我世古乎夜麻登徹夜利氏麻都之太須安思我良夜麻乃酒疑乃木能末可、十五に、須賣呂伎能、云々也麻等乎毛登保久左可里云々、○〔國〕卷一に、籠毛與云々虛見津山跡乃國者云々、又、山常庭云々、蜻島八間跡能國者、卷九に、虛蟬乃云々磯城島能日本國乃石上振里爾云々、十三に、空見津倭國青爾吉寧樂山越而云々、又、磯城島之日本國爾云々、十九に、虛見都山跡乃國青丹與之平城京師由云々、又、蜻島山跡國乎天雲爾磐船浮云々、卷廿に、比佐加多能云々安吉豆之萬夜萬登能久爾乃可之婆良能宇爾備乃宮爾云々、○〔島〕卷三に、天離夷之長道從戀來者自明門倭島見、又、名細寸稻見乃海之奧津浪千重爾隱奴山跡島根者、又、越海之云々珠手次懸而之奴櫃日本島根乎、十五に、宇奈波良能於伎徹爾等毛之伊射流火者安可之巨登母世夜麻登思麻見無、〔頭註、新勅撰集、夕なぎに明石出る月〕○〔道〕卷四に、山跡道之島乃浦廻爾緣浪間無牟吾戀卷者、卷六に、倭道者雲隱有雖

然余振袖乎無禮登母布奈、又、日本道乃吉備乃兒島乎過而行者筑紫乃小島所念香裳、十二に、吾妹
子夢見來倭路度瀬別手向吾爲、上件なるは、皆大和一國をさして云るなり、○〔國〕卷三に、
奈麻余美乃云々日本之山跡國乃鎮十方座神可開云々、十三に、式島之山跡之土丹人、多滿而雖有云
云、又、式島之山跡乃土丹人二有年念者難可將嗟、又、蜻島倭之國者神柄跡言擧不爲國云々、又
志貴島、倭國者事靈之所佐國叙眞福在與具、卷五に、神代欲理云傳介良久、虛見通倭國者、皇
神能伊都久志吉國、言靈能佐吉播布國等云々、十九に、虛見都山跡乃國波、水上波地往如久、船上
波床座如、大神乃鎮在國會云々、卷廿に、之奇志麻乃夜末等能久爾々安伎良氣伎名爾於布等毛能乎
己許呂都乃米與、○〔大日本〕これも天下の總名なることさらなり、既くお部おほやまとの條にい
へり、卷三に、掛卷母云々大日本久邇乃京者云々、○〔島〕卷廿に、伊射子等毛多波和射奈世會天
地能加多米之久爾會夜麻登之麻禰波、上件なるは、皆天下の總名に互りて稱るなり
やまだ (山田) 未詳ならず、和名抄に、山城國葛野郡山田、河内國交野郡山田、など見えたれば、
これらの中にもあるべし、又或人は、大和國高市郡に山田村ありと云り、と略解にあり、十三に百
不足山田道乎云々

やましな (山科) (山品) など書り、和名抄に、山城國宇治郡山科、(也末之奈) とあり、諸陵式に、山
科、(近江大津宮御宇天智天皇、在二山城國宇治郡、兆域東西十四町、南北十四町、陵戸六烟、)と見
えたり、卷二に、八隅知之和期大王之、恐、也御陵仕流山科乃鏡、山爾云々、卷九に、山品之石田
乃小野之母蘇原見乍哉公之山道越良武、又、山科乃石田社爾布摩越者蓋吾妹爾直相鴨、十三に、
空見津云々山科之石田之森之云々、十一に、山科強田山馬雖在歩吾來汝念不得

やまむら (山村) 和名抄に、大和國添上郡山村、(也末無良) 書紀欽明天皇卷に、元年二月、百濟人
己知部投化、置二倭國添上郡山村、今山村己知部之先也、とあり、卷廿に、幸行於山村之時
やまへ (山邊) 伊勢國鈴鹿郡山邊村といふ所、今もありとぞ、其地なり、そこに古き井もあるよし、
これ山邊御井なり、既くい部いし條に云り、なほ委くは、本居氏玉勝間卷三に、詳に論へるを見て
考ふべし、ヤマノベとの言は添べからず、卷一に、山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見
鶴鴨、十三に、八隅知之云々山邊乃五十師乃原爾云々、又、山邊乃五十師乃御井者自然成錦乎張
流山可母

やまのべ (山邊) 和名抄に、上總國山邊(也末乃倍)郡、とあり、卷廿に、山邊郡
やまな (山名) 和名抄に、遠江國山名(也末奈)郡、とあり、卷廿に、山名郡
やまぶきのせ (山吹瀬) 山城國宇治郡にあり、宇治川の橋より下の方にありしを、今は其所知ざる
よし、貝原篤信が京都めぐりの記にしるせり、新拾遺集に、散果る山吹の瀬に行春の花に穿さすう
ぢの川長、〔頭註 都名所會に、融大臣此地に別莊ありし時、川岸に〕卷九に、金風山吹瀬乃響苗天
雲翔鷹相鴨

やらのさき (也良乃崎) 筑紫の前後の國にあるるべし、たしかに其處をしらず、〔頭註、名寄云、早
島の北の出崎なり、今、
あやまりて、荒崎と云〕十六に、奥鳥鴨云船之還來者也良乃崎守早告許會、又、奥鳥鴨云舟者
也良乃崎多未互撈來跡所聞衣許奴可聞

○い部 前出
○ゆ部

ゆき (由吉) (壹岐) など書り、壹岐島なり、此集に由吉と見え、和名抄にも、壹岐を由岐と註したるによりて、由吉といふを、古訓なりと思ふ人あれど、古事記に、伊伎書紀繼體天皇卷の歌に、以祇とよみ、壹字も由の假字ならねば、もとは伊伎なること明けし、然れども懷風藻に、伊伎連といふ姓を、目錄には雪連とかき、此集に由吉とあるなど思ふに、必由吉と通はしいふべき名義と見えたるよし、古事記傳に論へり、さて此島にて、神祭ますとて、齋忌の事ありけむ故の名にや、又は漢國へ渡るに、先此島に舟とめて息む故に、息の島かと、齋藤彦麿諸國名義集に云り、十五に、和多都美能云々由吉能安末能保都手乃宇良敏乎、可多夜伎且由加武士須流爾云々、〇(島) 十五に、到二壹岐島、雪連宅滿忽遇二鬼病、死去之時作歌云々、新羅奇倣可伊倣爾可加反流由吉能之麻由加牟多登伎毛於毛比可禰都母

ゆきみのさと (往箕之里) 未詳ならず、十一に、徘徊往箕之里爾妹乎置而心空在土者蹈鞞

ゆけひのみる (靱負御井) 靱負府の内にある井にやあらむ、と本居氏云り、續紀に、光仁天皇寶龜三年三月甲申、置酒靱負御井、賜陪從五位己上及文士、賦二曲水者祿有差、と云ことも見えたり、卷廿に、冬日幸于靱負御井之時

ゆげのかは (弓削河) 和名抄に、河内國若江郡弓削(由介) 神名帳に、河内國若江郡弓削神社二社(並大、月次相嘗新嘗) などあり、稱徳天皇の御時、由義宮を作らせ賜ひて、行幸し賜へること續紀に見ゆ、弓削道鏡が本居なり、契沖云、今も弓削一椋原などいひつゞけて、人のよくしれる所なり、〔頭諸、諸州めぐり、弓削村は太子〕 卷七に、眞鉤持弓削河原之埋木之不可顯事等不有君〔室の巽に在 百濟の城趾あり〕 ゆづきがたけ (由槻我嵩) (弓月高) 大和國城上郡穴師山に、湯槻が嶽とて今も有よし、齋槻の峯な

るべし、卷七に、痛足河河浪立奴卷目之由槻我嵩仁雲居立良之、又、足引之山河之瀨之響苗爾弓月高雲立渡、卷十に、玉蜻夕去來者佐豆人之弓月我高荷霞霏微

ゆづるはのみる (弓絃葉乃三井) 大和國吉野郡秋津離宮の邊に、あるなるべし、卷二に、古爾戀流鳥鴨弓絃葉乃三井能上從鳴渡遊久

ゆのはら (湯原) 筑前國御笠郡次田温泉のあるあたりの原野を、湯の原とは云るなるべし、〔頭註、名寄云、御笠郡かまとやまのふもと、北谷の小野といふ所の北、ほとりに、湯の原と云所あり、まことに〕 卷六に、帥大伴卿、宿次田温泉、聞鶴喧作歌、湯原爾鳴蘆多頭者如吾妹爾戀哉時不定鳴

ゆふかは (游副川) 大和國吉野郡宮瀧の末に、今ゆ川といふ所ありとぞ、それか、卷一に、安見知之云々遊副川之神母云々

ゆふやがは (結八川) これも大和國吉野郡にて、件の遊副川と同じきか、夫木集に、月草の縹の帯をゆふは山絶ぬる妻を鹿や戀らむ、これはかの結八川を、ほのおぼえて、結八山と云るか、又ゆふやを、ゆふはといふも、後に誤訓せるによられたるなるべし、續後撰集に、ゆふは川岩本すけのねにたて、長夜あかずなく千鳥かな、續古今集に、夏くれば流る、麻のゆふは川たれ水上に御被しつらむ、新千載集に、から衣たが下ひもをゆふは川とけぬねぬよの氷しくらむ、元曆本に、ユフヤガハとよめる然るべし、卷七に、吾紐乎妹手以而結八川又還見萬代左右荷、又、妹之紐結八川内乎古之并人見等此乎誰知

ゆふのやま又ゆふのやま共 (木綿山) 和名抄に、豊後國速見郡由布(本に、由を田と作るは誤なり) とある、其地の山なり、兵部省式に、豊後國驛馬由布五疋(これも本には、由を田に誤れり) 豊後

國風土記に、速水郡袖富郷、此郷之中栲、樹多生、常取栲皮、以造木綿、因謂栲富郷、とあり、續古今集に、誰しかも雲井はるかに豊國のゆふ山出る月を見るらむ、卷七に、未通女等之放髮乎木綿山雲莫蒙家當將見、卷十に、思出時者爲便無豊國之木綿山雪之可消所念

ゆふまやま (木綿間山) (遊布麻夜萬) など書り、未詳ならず、十四はさらなり、十二なるも、東國の地名をよめる歌ども、次上に出たれば、東にある山なるべし、〔頭註、名寄云、木綿間山、藻鹽草に、上の高き山、佳景なり、里人はをゆわまる山と云、おそらく〕 十二に、不欲惠八師不戀登爲杼木綿間山越は此山ならむ、ゆふまをあまりて、ゆのまると云にや、去之公之所念良國、十四に、古非都追母乎良牟等須禮杼遊布麻夜萬可久禮之伎美乎於毛比可禰都母ゆふしやま (結石山) 對馬にありと見ゆるを、何の郡にや、未詳ならず、卷五に、梧桐日本琴一面 (對馬結石山桐孫枝也、)

ゆふき (結城) 和名抄に、下總國結城(由不岐)郡、あり、卷廿に、結城郡

ゆらのさき又ゆらのみさき共 (湯羅前) 又(湯郡乃三崎)共 紀伊國海部郡にあり、新古今集に、紀國や

ゆらの湊による舟の便もしらぬ沖つ汐風、續古今集に、紀國やゆらのみさきの月きよみ浪よせかくる沖つ白波、玉葉集に、きの國やゆらのみなどに風立て月の出しほの雲はらふなり、新續古今集に、紀の海やゆらの湊の朝明かすみの底にふねこぐらしも、由良能斗能斗那加能伊久理爾、とよめる歌の、古事記書紀に見えたる、その由良は、淡路國津名郡由良湊にて、今と別處なり、又會根好忠が、由良のとをわたる舟人、とよめるは、丹後國與謝郡なり、混べからず、と本居氏いへり、卷七に、爲妹玉乎拾葉木國之湯等乃三崎二此日鞍四通、卷九に、朝開榜出而我者湯羅前釣爲海人乎見變將來、又、湯羅乃前鹽乾爾祢良志白神之磯浦箕乎敢而榜動

○え部 前出

○よ部

よこぬ (横野) 神名帳に、河内國澁川郡横野神社、河内志に、澁川郡横野神社、在二大地村西、今稱三印色宮、とあり、書紀仁德天皇卷に、十三年冬十月、築横野堤、とも見ゆ、契沖云、今横野と云處はうけたまはり及ばず、横沼といふ所ぞきこゆる、そこにや、又横野堤、和泉なりとて、續古今、光俊、霜がれのよこ野のつゝみ風さえて入しほ遠く千鳥鳴なり、といふ歌を、或人かたり侍りし、未考へず、(已上) 類字集に、勅撰名所抄、藻鹽草等和泉とす、と云り、新續古今集に、俊成、紫の根はふ横野のつぼ葦ま袖につまむ色もむつまし、これを類字集に、八雲御抄、宗祇國分、勅撰名所抄、藻鹽草等に、上野とす、とあり、非なり、卷十に、紫之根延横野之春野庭君乎懸管、鷲名雲よこやま (余許夜麻) 武藏國多摩郡多摩川の上に、今横山村と云有て、其あたり、川にそひて、今道一里ばかりつゞける山を横山と云とぞ、卷廿に、阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志刀里加爾且多麻乃余許夜麻加志由加也良牟

よさみのはら (依網原) 和名抄に、參河國碧海郡依網、(與佐美) とある、其地なり、卷七に、青角髮依網 原人相鴨石走淡海縣物語爲

よしぬ (吉野) (芳野) (能野) (與之努) (余思努) など書り 和名抄に、大和國吉野 (與之乃) 野吉野、(與之乃) とあり、努を乃と云るは後なり、又書紀天智天皇卷の歌にも、曳之努ともあれど、此集の頃に至りては、余思努とのみいへり、卷一に、淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三、卷三に、吉野爾有夏實之河乃川余杼爾鴨會鳴成山影爾之氏、十三に、帛則云々吉野部登入座見者云

云、○〔宮〕 いはゆる秋津離宮なり、書紀應神天皇卷に、十九年冬十月戊戌朔、幸吉野宮、と見え
たれば、其ほど離宮ははじまれるか、齊明天皇卷に、二年作吉野宮、と有は、改め造らしめ賜ふな
り、卷三に、見吉野之芳野乃宮者云々、卷六に、八隅知之云々高知爲芳野離宮者云々、又、八隅知之
云々、見給芳野宮者云々、又、自神代芳野宮爾蟻通高所知者山乎吉三、十八に、伊爾之傲乎於母
保須良之母和期於保伎美余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須云々、○〔國〕 一郡一郷をも、國と云る
こと、難波國、泊瀬國などの類なり、既くいへり、卷一に、八隅知之云々、御心乎吉野乃國之云
云、○〔山〕 卷一に、八隅知之云々、名細吉野乃山者云々、卷三に、山際從出雲兒等者霧有哉吉
野山嶺霏霏、十六に、吾兄子之曠鼻爾爲流都夫禮石之吉野乃山爾氷魚會懸有、○〔嶺〕 十三に、
三雪落吉野之高二居雲之外丹見子爾戀度可聞、○〔川〕 卷一に、雖見飽奴吉野乃川之常滑乃絶事
無久、還見牟、又、安見知之云々芳野川多藝津河内爾云々、卷二に、芳野河逝瀬之早見須與毛不通
事無有、勢濃香毛、卷三に、八雲刺出雲子等黒髮者吉野川、奥名豆颯、卷六に、茜刺日不並二吾
戀、吉野乃河乃霧丹立乍、又、足引之云々落多藝都芳野河之云々、卷七に、音聞目者未見吉野河六
田之與杼乎今日見鶴鴨、又、能野川石迹柏等時齒成吾者通、萬世左右二、卷九に、馬屯而打集越
來今日見鶴芳野之川乎何時將顧、又、辛吉晚去日鴨野川川清川原乎雖見不飽君、又、吉野川河浪
高日多寸能浦乎不視敷成嘗戀布眞國、又、欲見來之久毛知久吉野川音、清左見二友敷、又、古之
賢人之遊、兼吉野川原雖見不飽鴨、卷十に、川津鳴吉野河之瀧上乃馬醉之花會置未勿勤十八に、
物能乃布能夜蘇氏人毛與之努河波多由流許莖奈久都可倍追通見牟、○〔瀧〕 卷六に、隼人乃湍門乃
磐母年魚走芳野之瀧爾尙不及家里、○〔みよしぬ〕 御吉野なり、御は美稱にて、御熊野の御に同

じ、卷一に、三吉野之耳我嶺爾云々、卷二に、三吉野乃玉松之枝者波思吉香聞君之御言乎持而加欲
波久、卷三(或本)に、三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡我思莫苦二、又、見吉野之芳野乃宮者
云々、又、見吉野之高城乃山爾白雲者行、憚而棚引所見、卷六に、瀧上之云々、三芳野之蜻蛉乃宮
者云々、又、毎年如是裳見而牡鹿三吉野乃清河内之多藝津白浪、又、三吉野之秋津乃川之萬世爾
斷事無又還將見、又、味凍云々三芳野乃眞木立山湯云々、又、三吉野乃象山際乃本末爾波幾許毛散
和口鳥之聲可聞〔頭註、詞花集、好忠、三吉野のきさやまき〕又、安見知之云々見芳野乃飽津之小笑云々、
卷七に、三芳野之青根我峯之蘿、誰將織經緯無二、又、神左振碧根已凝敷三芳野之水、分山乎見者
悲毛、又、人皆之戀、三吉野今日見者諸母戀來山川清見、卷十に、三吉野乃石本不避鳴川津諾文
鳴來河乎淨、十一に、三吉野之水具麻我菅乎不編爾刈耳刈而將亂跡也、十二に、三吉野之蜻乃小
野爾刈草之念、亂而宿夜四會多、十二に、三芳野之眞木立山爾云々、又、三吉野之御金高爾云々、
○〔大宮〕 十八に、多可美久良云々、美與之努能許乃於保美夜爾云々、○〔山〕 卷一に、見吉野乃
山下風之寒久爾爲當也今夜毛我獨宿牟、○〔川〕 卷六に、千鳥鳴三吉野川之川音成止時梨二所思
公、卷七に、馬並而三芳野河乎欲見打越來而會瀧爾遊鶴、○〔大川〕 卷七に、今敷者見目屋跡念之
三芳野之大川余杼乎今日見鶴鴨、○〔瀧〕 卷三に、見吉野之瀧乃白浪雖不知語之告者古、所念、卷
六に、神柄加日欲賀藍三吉野乃瀧河内者雖見不飽鴨、又、泊瀬女造木綿花三吉野瀧乃水沫開來受
屋、又、萬代見友將飽八三吉野乃多藝都河内之大宮所、又、人皆乃壽毛吾毛三吉野乃多吉能床磐
乃常有沼鴨、十三に、斧取而云々三吉野乃瀧動々落白浪、又、三芳野瀧動動落白浪留西妹見
卷欲白浪

よしきがは (宜寸河) 大和國添上郡にあり、大和志に、宜寸川、源自春日水屋峯、經二野田、曰二水屋川、遶二東大寺、至二法蓮、入二佐保川、とあり、十二に、吾妹兒爾、衣借香之宜寸河、因毛有額妹之目乎將見

よど (與騰) 攝津國八部郡にあり、繼橋は、攝津志に、刈藻橋、在二矢田部郡、東尻池村、或曰、眞野、繼橋即此、とあり、繼橋は、今の瀬田の橋の如く、中に島の如き所ありて、又懸渡せるを云なるべしと云り、金葉集に、しるらめやよどの繼橋よとともにつれなき人を戀渡るとは、卷四に、眞野之浦乃與騰乃繼橋情由毛思哉妹之伊目爾之所見

よなか (夜中) (三更) など書り、夜中乃方爾とあるは、古事記に、由良能斗能斗那加能伊久理爾、とあるを思ふに、夜は度字の誤にて、度中乃方爾、なるべし、とはやく本居氏いひ、又三更刺而とあるは、夜半の刻に向ひて、といふ意とはきこゆれども、凡て指而といふことは、某地より某地をさして、といふならひにて、古證みな然ることなれば、快からず思ひしに、近き頃、江戸人の説に、夜中は、近江國高島郡にある地名にて、共に夜中瀉、といふ處なりと云り、按、卷七なるは、羈旅作と標して、九十首の歌を載たる中、左の歌の上に、高島之三尾勝野高島之香取乃浦など見え、その下に、竹島之懐越浪、竹島乃阿戸河浪など、近江の地名をよみ、卷九なるは、高島作歌二首の中なれば、とかくのさだに及ばざれば、此説さることもあらむ、これによりて、卷七に、狹夜深而夜中乃方爾鬱之苦呼之舟人泊兼鴨、卷九に、客在者三更刺而照月高島山、隱惜毛よなばり (吉隱) (吉名張) (吉魚張) など書り、書紀に、持統天皇九年、幸二鬼田吉隱、とあるによれば、宇陀郡と思はるゝに、諸陵式に、吉隱陵、(皇太后紀氏、在二大和國城上郡)とあれば、城上郡と

見ゆ、もと宇陀と城上とは隣郡にて、吉隱は兩郡に涉れる地なるべし、今も泊瀬山こえて、宇陀の方に、よなばり村といふありとぞ、泊瀬は城上郡なり、さてもとは宇陀郡に屬たりしが、後に陵のある地は、城上郡に屬するにもあるべし、卷二に、零雪者安幡爾、勿落吉隱之猪養乃岡之塞爲卷爾、卷八に、吉名張乃猪養山爾伏鹿之嬌呼音乎聞之登聞思佐、卷十に、吾門之淺茅色就吉魚張能浪柴乃野之黃葉散良新、又、吾屋戸之淺茅色付吉魚張之夏身之上爾四具禮零疑、又、吉名張乃野木爾零覆白雪乃市白霜將戀吾鴨

よびさか 大部たこのよびさか條にいへり

よらのやま (欲良能夜麻) 未詳ならず、和名抄に、遠江國山香郡與利、とあれば、與利乃山を、欲良乃山と云るにもあらむか、足柄をも、東歌には阿思我利ともよみたれば、良利通し云る例をも思ふべし、十四に、安豆左由美欲良能夜麻邊能之牙可久爾伊毛乎多氏天左禰度波良布母

よるかのいけ (因可乃池) 大和國平群郡法隆寺村に在天滿の池にや、と或説に云り、法隆寺の古名、斑鳩寺なりときけば、さもあるべきにや、夫木集に、いかるがやよるかの池は氷れども富の小川ぞ流たえせぬ、十二に、斑鳩之因可乃池之宜毛君乎不言者念衣吾爲流

よろきのはま (余呂伎能波麻) 和名抄に、相模國餘綾郡餘綾、(與呂木) 兵部式に、相模國傳馬、(足柄上淘綾高座郡各五疋) などあり、今の大磯驛の東方なりと云り、本居氏云、古今集の歌のこよろきの磯も、餘綾にて、をよろきなるを、小と書るを、後にコとよみ誤れるものなり、小は小長谷、小筑波、小佐保などの小なり、十四に、相模治乃余呂伎能波麻乃麻奈胡奈須兒良久可奈之久於毛波流留可毛

○らりるるる部 無
○わ部

わかさ (若狭) 國名なり、卷七に、若狭在三方之海之濱清美伊往變良比見跡不飽可聞、○〔道〕卷四に、云々人者雖云若狭道乃後瀬山之後毛將合君

わかこのうら (若浦) 紀伊國海部郡にあり、續紀に、聖武天皇、神龜元年冬十月丁亥朔辛卯、天皇幸

紀伊國、癸巳、行至紀伊國那賀郡玉垣、勾頓宮、甲午、至海部郡玉津島頓宮、留十有餘日、戊

戌、造離宮於岡東、是日、從駕百寮、六位已下至使部、賜祿各有差、壬寅云々、又詔曰、登

山望海、此間最好、不勞遠行、足以遊覽、故改弱濱、名爲明光浦、宜置守戸、勿令荒穢、

春秋二時、差使官人、奠祭玉津島之神明光浦之靈、忍海、午人大海等兄弟六人、除年人名、從外

祖父外從五位上津守連通姓、姓、字、舊本姫と作るは誤なり、今は類聚國史に從つ、と見えたり、し

かるに弱を改めて明光としたまひしは、たゞ一時にて停にしにや、後までも若浦とのみ呼り、玉津

島の社は、若浦の民家の東方にましますと云り、かれ件の如く詔へるなり、〔頭註、高尙云、岡部大人

文字のみかへさせ給へるなり、といはれたるは、うけがたし、名曰明光浦、とあるを、〔此詔は、弱を明光と

といは云べき、こはわかのはまを、あかの浦と、地名をかへさせ給へるにぞありける、し、あれども、ひさし

く云れたるは、あらたまりがたきものなるに、わかとあかとは、したしくかよへる詞なれば、まぎれも、

してたゞ濱、浦にかへたるが、詔ありしるの残れるに、その後も、わかかの浦とはいへるなりけり、

六に、若浦爾鹽滿來者、滷乎無美葦邊乎、指天多頭鳴渡、卷七に、若浦爾白浪立而與風寒、暮者山跡

之所念、十二に、若乃浦爾袖左倍沾而忘貝拾跡、妹者不所忘爾、○〔眞若之浦〕〔眞は、眞熊野の眞

に同じく、美稱なり、十二に、衣袖之眞若之浦之愛子地間無時無吾戀、〔眞は、眞熊野の眞

わくまのうら (分間浦) 豊前國下毛郡にありて、今まゝとも、わまともいふ所、これなりとぞ、

十五に、豊前國下毛郡分間浦

わさみ (和射見) (和射美) など書り、美濃國不破郡にあり、書紀天武天皇卷に、六月辛酉朔丁亥、

即日、天皇留皇后而入不破云々、到于野上、高市皇子、自和暨參迎以便奏言云々、皇子則

還和暨、天皇於茲行宮與野上而居焉、云々、戊子、天皇往於和暨、檢校軍事而還、己丑、天

皇往和暨、命高市皇子、號令軍衆、天皇亦還于野上而居之、○〔野〕十一に、吾妹子之笠乃借

手乃和射見野爾吾者入跡、爾告乞、○〔原〕〔行宮〕原は、即和射美野の原なり、行宮は、書紀を考

るに野上にこそ興したまひつれ、和射美に行宮を造らしめ賜ひしことは見えざれども、件に書紀を

引たる如く、和暨にたびくいでまし賜ふよしあれば、そのいでましのありし地を、やがて行宮と

は云るなるべし、卷二に、挂文云々、眞木立不破山越而、〔コワルキワツミガハラノ

云々、○〔嶺〕卷十に、和射美能嶺往過而零雪乃厭毛無跡、白其兒、〔カサミヤノノ

わたらひ (渡會) (度會) 和名抄に、伊勢國度會(和多良比)郡、とあり、〔頭註、新古今集、君が代は久

絶せで、○〔齋宮〕卷二に、挂文云々、渡會乃齋宮從云々、○〔大川〕十二に、度會大河邊若

歴木吾久在者、妹戀鴨、〔ヒキキガヒナラバ、イモコヒムカモ

わたづ (和多豆) 本居氏云、石見國那賀郡の海邊に、渡津村とて今有、こゝなるべし、されば和多

豆乃、四言の句なり、或本の歌に、柔田津と書る、和多豆を、ニキタツとよみ誤れるにつきて、出

來たる本なるべし、にきたづといふ地は、今もなしと國人も云り、卷二に、石見乃海云々、和多豆乃

荒磯乃上爾云々

わたりのやま (渡乃山) 岡部氏云、石見國に住て、國形知る人の云らく、まづ今の濱田城の北に、

上府村、下府村といふあり、是古の國府なり、こゝより安藝國へ出ると、備後國へ出ると、北國へ向ふと、三の大道あり、此北國と、備後へ向ふ方、上府より八里に、屋上村あり、その近き北方に、渡村といふもあり、といへり、國人に聞に、邑知郡今の渡村甘南寺の山、これなり、と云り、卷二に、角障經云々大舟之渡乃山之云々

わづかやま (和豆香山)

山城國相樂郡にありと云り、卷三に、掛卷母云々和豆香山御興立之而云々、

○〔杣山〕 和名抄に、功程式云、甲賀杣、田上杣、杣讀曾萬、所出未詳、但功程式者、修理等師

山田福吉等、弘仁十四年所撰上二也、とあり、卷三に、吾王天所知牟登不思者於保爾曾見谿流和

豆香蘇麻山

○ゐ部

るかひ (猪養) 大和志に在二城上郡吉隱村上方、山多楓樹、とあり、○〔山〕 卷八に、吉名張乃猪

養山爾伏鹿之孺呼音乎聞之登聞思佐、○〔岡〕 卷二に、零雪者安幡爾勿落吉隱之猪養乃岡之塞爲

卷爾

るな (猪名)(居名)など書り、契沖云、神名帳に、攝津國豐島郡爲那都比古神社二座、これによれ

ば、居名は豐島郡の内と見えたり、和名抄に、河邊郡爲奈、とあるは、郡たがへり、兩郡相並びて

巨れるか、と云り、左馬寮式にも、攝津國爲奈野牧、(右寮)とあり、○〔山〕 十一に、四長鳥居名山

響爾行水乃名耳所縁之内妻波母、○〔川〕 十六に、如是耳爾有家流物乎猪名川之奥乎深目而吾念有

來、○〔野〕 卷三に、吾妹兒二猪名野者令見都名次山角松原何時可將示、卷七に、志長鳥居名野乎

來者有間山夕霧立宿者無爲、○〔湊〕 卷七に、大海爾荒莫吹四長鳥居名之湖爾舟泊左右手、(註頭

新後撰集、風寒み夜更のらんし、
ながとり井なな湊にちどり鳴けり、

ゐのへ (井上) 契沖、大和國にありといへれど、たしかに其地をしらず、井上内親王は、まことに

此地に由縁ありて負賜へる御名なるべし、和名抄に、河内國志紀郡井於、(井乃倍)とある地をよめ
るにもあらむ、今さだかに決がたしと云り、卷七に、春霞井上從直爾道者雖有君爾將相登他回
來毛

○う部 前出

○ゑ部 無

○を部

をかみがは (雄神河)(乎可未河泊)など書り、神名帳に、越中國礪波郡雄神社、とあり、十七に、
礪波郡雄神河邊作歌、乎可未河泊久禰奈爲爾保布乎登賣良之葦附其流登湍爾多々須良之

をかのみなと (崗水門) 和名抄に、筑前國遠賀郡、とあり、筑前國風土記に、塙舸縣之東側近有

大江口、名曰塙舸水門、とあり、書紀神武天皇卷に、十有一月丙戌朔甲午、天皇至筑紫國崗水門、
仲哀天皇卷に、八年春正月己卯朔壬午、幸筑紫云々、入二崗浦二到二水門、云々、即泊于崗津、な
ども見えたり、名寄に云、遠賀郡岡の湊、蘆屋のみなとなり、蘆屋の里は、遠賀の庄の東にあり、
蘆屋の里民も、昔より此處を、岡の湊と云つたふる由かたり侍る、遠賀と名づけたるは、内浦村よ
り蘆屋まで三里の間、海邊にたかき岡つゞける故なるべし、遠賀川より西を、今も取わきて、遠賀
の庄と云、卷七に、天霧相日方吹羅之水莖之崗水門爾波立渡
をくら (小倉)(小椋)(小鞍)など書り、大和國平群郡龍田山にあり、新古今集に、白雲の春は重ねて

龍田山小鞍の嶺に花にほふらし、とある 同し、〇〔山〕 卷八に、暮去者小倉乃山爾鳴鹿之今夜者不鳴寐宿家良思母、卷九に、暮去者小椋山爾臥鹿之今夜者不鳴寐家良霜、〔頭註、古今集に、夕月夜内には秋、くろく、とあるは、山城葛野郡にありと云り、別なり、暮〕 〇〔嶺〕 卷九に、白雲之龍田山之去者小倉乃山爾鳴鹿之の歌を、類字集に、右と同地とせるは、非なり、暮〕

瀧上之小鞍嶺爾開乎鳥流、櫻花者云々
をくさ (乎久佐) 未詳ならず、乎久佐乎は、小草といふ地を、本居にせる壯子なるべし、血沼壯子、菟原壯子などいふ類なるべし、十四に、乎久佐乎等乎具佐受家乎等斯抱布禰乃那良敵氏美禮婆乎具佐可知馬利

をぐさ (乎具佐) 未詳ならず、上の乎久佐とは、清濁異りたれば、異地なるべし、乎具佐受家乎は、こ

れも乎具佐といふ地を本居にせる、好色男と云なるべし、これらのこと委しくは、既に古義にいへり、十四に、乎久佐乎等乎具佐受家乎等斯抱布禰乃那良敵氏美禮婆乎具佐可知馬利

をさきのぬま (小埜乃沼) 武藏國埼玉郡にあり、卷九に、見武藏小埜沼鴨作歌、前玉之小埜乃沼爾鴨會翼霧已尾爾零置流霜乎掃等爾有斯

をさと (乎佐乃) 未詳ならず、もしは小里にて、小國、小嶺などの類に添たる言にて、唯里といふ

にもあらむ、十九に、天地爾照足之而吾大皇之伎座婆可母樂伎小里、とあるも同じ、十四に、乎佐乃奈流波奈多知波奈乎比伎余知氏乎良無登須禮杼宇良和可美許會

をすてのやま (小爲手乃山) 本居氏云、紀伊國在田郡山保田庄に推手村と云あり、そこか、其村は、伊都郡の堺にて、山のおくなり現存六帖に、見ず久になりぞしにける小爲手山眞木の古木の苔深きまで、續後拾遺集に、夕さればをすてのやまの苔の上に横の葉しのぎつもるしらゆき、卷七に、安太

部去小爲手乃山之眞木葉毛 久不者蘿生爾家里

をだ (小田) 和名抄に、陸奥國小田(乎太)郡、とあり、續紀、天平勝寶元年四月詔に、陸奥國守

從五位上百濟王敬福伊、部内小田郡仁黃金在奏氏獻云々、十八に、葦原能云々、雞鳴、東國能、美知能久乃小田在山爾、金有等麻宇之多麻徹禮云々、〔頭註、此歌、續古今集、初句を、年〕 〔頭註、小山雜記、大坂小山屋平左衛門云、聖武天皇の時金の出しは、南部の内早池峰山なり、此山に、其時堀し金のまふ、十所にあり、はやちれ大明神と云宮あり、一山悉く金なり、人取ことならず、神甚をしみ給ふゆゑなりと云〕

をち (越) 諸陵式に、越智岡上陵(皇極天皇、在二大和國高市郡)とあり、書紀天智天皇卷に、小市岡上陵、天武天皇卷に、幸越智、など見えたり、城上郡に大市と云郷あれば、彼に對へて、小市と云るなり、と水戸侯のたまへり、〇〔野〕 卷二に、敷妙乃袖易之君玉垂之越野過去亦毛將相八方〇〔大野〕 卷二に、飛鳥云々玉垂乃越乃大野之云々

をち (越智) (越) など書り、近江國坂田郡息長、莊にありて、菅の名だゝる所なるべし、十三に、師名立云々、息長之遠智能小菅云々、息長之遠智能子菅、卷七に、眞珠付越能菅原吾不劫人之劫卷惜菅原をど (乎度) 契沖も云し如く、乎度を、或本歌に、乎野とあるに依に、小野なるべし、奴と度は、通し云る例あればなり、志奴々に濕てを、志座等に濕てといふなど、それなり、その小野は、上野

國甘樂郡、綠野郡、群馬郡などに、各小野(乎乃)といふ郷、和名抄に見えれば、其中なるべし、十四に、可美都氣乃乎度能多杼里我可波治爾毛兒良波安波奈毛比等理能未思氏

をなのを (乎那能乎) 和名抄に、遠江國磐田郡小各、とある、各は名、字の誤にて、小名にはあらざるか、されば小名之嶺なるべし、又同抄に、信濃國更科郡小谷(乎宇奈)とある處の嶺を云るにもあらむ、又同國高井郡小内(乎宇奈)とあれど、そは奈、字は、誤にやあらむとおぼゆ、十四に、波

奈知良布己能牟可都乎乃乎那能乎能比白爾都久麻提伎美我與母賀母

をぬ (乎野) これは、上のをど條下に云る如く、上野國甘樂郡、綠野郡、群馬郡に、各小野といふ郷見えれば、其中なるべきにや、十四(或本)に、可美都氣乃乎野乃多杼里我安波治爾母世奈波安波奈母美流比登奈思爾

をはりた (小墾田) 神名帳に、大和國高市郡治田神社、とあり、治田は、小治田なるべし、書紀に、推古天皇十一年冬十月己巳朔壬申、遷于小墾田宮、とあり、卷初に、皇后即天皇位於豐浦宮、とあれば、それより遷座るなり、八卷に、小治田、十一に、小墾田之坂田乃橋之壞者從桁將去莫戀吾妹

をはりた (小治田) 小治田を、舊本に小沼田と作るは、治を沼に誤れるものなるべし、現存六帖にさきだて、沼田のわけを列はてて年魚道の水はあらはれにけり、とあるは、もと舊本に、字の誤あることをしらすしてよめるなれば、證とするにたらず、さて年魚道は、尾張國愛智郡なるべし、但しひろく一郡を云るにはあらじ、一郷一邑の名のひろがりゆきて、一國一郡の名となれること多ければ、これももとは、一邑の名なりしならむ、さて世にことなる名水のありけむ地ゆる、そこを後までも、愛智の水とぞいへりけむ、かくて小治田は、もとそれよりもなほひろき名にてありけむからに、小治田の愛智の水とは、よめるなるべし、小治田の地名なりしことは、續紀に、尾張國山田郡小治田連藥師等、賜姓尾張宿禰、とある小治田は、地名によれる姓なることしられたればなり、かくて小治田連は、愛智郡本居の人なりけむを、隣郡の山田郡に住けむゆゑに、山田郡云々、と續紀にはあるにや、十三に、小治田之年魚道之水乎間無會人者抱云云々

をふ (乎布)(乎敷)(乎不)など書り、越中國射水郡にあり、○〔崎〕十七に、布治奈美波云々乎布能佐伎波奈知利麻我比云々、十八に、乎敷乃佐伎許藝多母保里比禰毛須爾美母安久倍伎宇良爾安良奈久爾、○〔浦〕十八に、於呂可爾會和禮波於母比之乎不乃宇良能安利蘇能米具利見禮度安可須介利、十九に、念度知云々乎布能浦爾霞多奈妣伎云々

をりのをぬ (遠里小野) 本居氏云、遠里小野之は、ヨリノヲヌノと六言に訓べきなり、トホサトヲヌノと訓は誤なり、攝津國住吉郡に、遠里小野村と云ありて、今現に、乎理乎能と呼はなり、卷七に、住吉之遠里小野之眞榛以須禮流衣乃盛過去、十六に、綠子之云々墨江之遠里小野之眞榛持丹穗之爲衣爾云々

萬葉集名處考を書をへて後よめる

奈良能葉之、名負御代之、自古、今乃乎都追爾、言靈之、徳用隋意、書名荷、負令持管、遠長、傳來有、萬葉之、其歌集者、歌集乃、長上西在者、不盡嶺乃、高貴、名兒海乃、奧乎深目而、巨勢山之、郡良都良椿、列列似、讀見人母、甘嘗備乃、三諸乃神之、帶爾爲、明日香之川之、水尾速、生多米難、石根爾、苔生左右、新玉之、年之經去者、紫之、名高浦之、名告藻之、名耳殘而、眞鉤持、弓削之河原之、埋木之、顯不得之、山河之、澤荷多者、所虛乎霜、慨念而、鷄鳴、東方乃波多旦、馬爪、筑紫乃伎波美、不知魚取、海川不落、足檜木之、山野乎副似、白玉之、間明管、貫有緒乎、縛寄如、寄集、書連並而、古之、書之、盡、眞十鏡、相照之管、椽之、衣解洗、又打山、本津地乎、漁爲登、海人之燒火之、明方、明爲究而、隈毛不落、如得六物葦、月累、年來重成而、陸奥之、阿田多良眞弓、弦著而、地時無、勞爲、意母灼久、憤留、千重之一重母、今之紀奈、殆水葱沼、雖然、乎遲那紀吾身、姪子奈須、足副蹇而、手束杖、策毛不衝母、往而將見、爲便之無有者、向峰之、椎之左枝之、相差、事毛多兼、久延彦乃、神爾幣爲者、縱咲哉師、足者不行而、天下四方之境乎、夢谷、令覺而申尾、海松之如、和和氣懸有、可布太爾、一無禮婆、何物乎鴨、手祭之爲爾、吾者裁猿

反歌

索見與奈良能京師者舊去友本霍公鳥聲乎鄉導似

天保十二年辛丑六月八日

藤原雅澄稿

奉命上萬葉集名處考六卷

明治十二年

飛鳥井雅慶

萬葉集名處考終

萬葉集坐知佳境附錄

凡例

おのれさきに萬葉集名處考を著せり、故其書によりて、こたみ山海川里など、各部を分て、其名處名處をあつめ附録して、うひまなびのともがらの、歌よまむたづきとす

○國郡の在處の所據、并證歌等は、本編に就て見べし、たとへば、あさか山は、卷一あ部に、出、かすが野は、卷一か部に出たるがごとし

○山の題を得たらむには、その嶺、或はなれの尾、上など云をよまむに妨なし、海の題を得たらむには、その浦、なみの濱など云をよまむにも妨なし、よむ人の心にまかすべし、但し古くは、まれまれ川にも浦をよみたることあれば、いさゝか心すべし、さて嶺の題ならむには、たゞその山、なみの山などあるをばよままじく、浦の題ならむには、たゞその海、なみの海などあるをば、よままじきことさらなり、いづれもこれに准ふべし

○おきつ島山、あべ島山などの類は、山の題にも、島の題にもよまむに妨なければ、兩部に載たり

○つしま、壹岐の島などは、島部に出すといへども、今島と云題によまむには、斟酌あるべし、又磯城島、やまと島なども、もとより島の題によまむこと、よろしからず

○春日山は、かすが山ともかすがの山ともいへど、かぐ山をば、かぐの山といふまじく、ふじの山をば、ふじ山とはいふまじければ、みな古歌の例によりて讀べきことなり、私にの言を、加へもはぶきもすべからず、故の言をばぶきても加へてもいへるをば、二ながら舉て、其例をしらしめたるなり

○飛鳥、春日などの類は、たゞあすか、かすがとのみもいへば、雑部にも出し、あすか川ともいへば、川部にも出し、あすかの里ともいへば、里部にも出し、かすが野ともいへば、野部にも出し、かすが山ともいへば、山部にも出して、同地を各部に隨て、かしこにもこゝにも載たる類多きことさらなり

○いかるが、うしまだなどの類、山にも、川にもつけがたき地名をば、雑部に出す、すべて雑と云名目、うるはしくは當らぬことなれど、ことごとしき名目を設け出むは、中々に、うひまなびのまどふべければ、おしこめて、いづれも雑部とす

○雑部に出す中に、くま野、よし野などは、もと野によれる地名ともおぼゆれば、野部に出すべく、すみの江、ふか江などは、もと江によめる地名ともおぼゆれば、江部に出すべく、あくら、まつらなどは、もと浦によれる地名ともおぼゆれば、浦の部に出すべく、しはつ、しほつなどは、もと津によれる地名ともおぼゆれば、津部に出すべく思はるゝ類、これかれあれど、はやくすわりたる地名をば、なほ各部には出さずして、おしなべて雑部に入つ、さてよし野の山、すみの江の濱なども云たぐひをば、各部に出せることさらなり

○地名の首に、黒點をしるしたるは、集中に、地名のみ出て、歌詞の見えざるしるしなり

目錄

山	五三八	嶺(根)(高根)(嶽)(尾)(尾上)	五四二	岡(丘)	五四三
谷	五四三	岫	五四三	坂	五四三
杣	五四四	林	五四四	浦	五四五
濱	五四六	湊	五四七	磯	五四七
島	五四八	崎	五四九	泊	五五〇
灘	五五〇	沖	五五一	川	五五一
瀧	五五三	淀	五五三	渡	五五三
淵	五五四	瀨	五五四	岸	五五四
野	五五四	原	五五六	湖	五五七
江	五五七	沼	五五八	澤	五五八
堤	五五九	回	五五九	井	五五九
田	五五九	堰	五六〇	澁	五六〇
國	五六〇	都(舊都)(宮)(離宮)(行宮)(齋宮)(御門)(御階)	五六一	縣	五六一
城	五六二	關	五六二	郡	五六二
里(鄉)	五六三	村	五六三	市	五六三
驛	五六四	庄	五六四	亭	五六四
				社(森)(神)	五四六

目

目錄

寺……………五六五
以上六十三部

雜……………五六五

坐知佳境附録

○山

あかみ山 (未勘) あきな山の山 (相樂)
あさかの山 (攝津) あさか山 (陸奥)
あさづま山 (大和) あさづまのかた山とも
あしがら山 (相模) あしがらのやへ山とも
あしほ山 (常陸) あそ山 (上野)
あはの山 (阿波) あふさか山 (近江)
あほ山 (大和、或云さほ山の誤、)
あらし山 (越前) ありま山 (攝津)
いかつち山 (大和) いかこ山 (近江)
いこま山 (大和) いざみの山 (伊勢、或云、いはそへたる詞にて、さみの山なり、)
いそへの山 (近江、或云地名に非ず、) いとかの山 (紀伊)
いはき山 (陸奥) いはくに山 (周防) いはれの山 (大和)
いも山 (紀伊) いもの山とも、又いもせの山とも連ねよめり
うすひの山 (上野) うちま山 (大和)
うねびの山 (大和) うねびのこのみづ山とも
うへかた山 (對馬)

うら野の山 (信濃) おきそ山 (美濃)
おさかの山 (大和) おほ野山 (筑前) おきつしま山 (近江)
おほは山 (紀伊、或云未勘) おほ山 (越中、或云越前) おほきの山 (筑前)
かゞみの山 (山城) かゞみ山 (豊前) かゞみの山とも
かぐ山 (大和) かけ山 (相模) かさの山 (大和)三笠山なり
かすが山 (大和) かすがの山とも (山城)かせの山とも
かづらき山 (大和) かまくら山 (相模) かみのかぐ山 (大和)
かみ山 (大和) かみ山 (出雲) かみをかの山 (大和)
かむなび山 (大和) かむなびの山とも かも山 (石見)
かやの山 (筑前) きさ山 (大和) きさの中山とも
きの山 (筑前) きりめ山 (紀伊) くさかの山 (河内)
くたみ山 (豊後) くひ山 (山城)
くらはし山 (大和) ぐらはしの山とも くらかみ山 (下野)
こしの大山 (越前、或云越中、) こせ山 (大和) こせの山とも
こはたの山 (山城) こま山 (山城) こもち山 (未勘)
さがら山 (山城) さき山 (大和) さぎさか山 (山城)
さゝなみの大山 (近江) さぬ山 (上野、或云常陸、)
さへき山 (安藝、或云さつき山の誤か、もししかするときは、地名に非ず、)

ゆふ山 (豊後) ゆふの山とも
 ゆふし山 (對馬) よこ山 (武藏)
 よし野の山 (大和) みよし野の山とも
 わたりの山 (石見) わづか山 (山城) よらの山 (未勘、按に、遠江か、)
 るかひの山 (大和) るな山 (攝津) をくらの山 (大和)
 をすての山 (紀伊)

あしがらの嶺 (根)(高根)(嶽)(尾)(尾上)
 あをねが嶽 (相模) あだたらの根 (陸奥) あひづね (陸奥)
 いかほ根 (大和) あを根ろ (未勘、按に、地名に非るか、)
 いづの高根 (上野) いかほの根ろとも
 いよの高根 (伊豆) いまきの嶺 (大和) いこま高根 (大和)
 かしま根 (能登) うまぐたの根ろ (上總) いむた根 (未勘)
 こなのしら根 (未勘、按に、もとこしのしら根を、誤れるにはあらかじか、) おほしまの根 (大和)
 さがむ根 (相模) くらほの根ろ (上野)
 するがの根ら (駿河) いら根 (未勘、こなのしら根なり、)
 たごの根 (上野) たかちほの嶽 (日向) たかまとの嶺 (大和)
 つしまの根 (對馬) つくは根 (常陸) をつくはねろとも、つくはの根ろとも
 とぶひが嶽 (大和) はこねの根ろ (相模)

ひれふる嶺 (肥前)
 ふたがみの尾上 (越中)
 ゆつぎが嶽 (大和)
 をくらの嶺 (大和)
 ○岡 (丘)
 あは丘 (常陸)
 いはしろの岡 (紀伊)
 かみ岡 (大和)
 さなづらの岡 (未勘)
 とみの岡 (大和)
 まゆみの岡 (大和)

ふじの根 (駿河) ふじの高根とも
 みかねの嶽 (大和) むざし根 (武藏)
 よし野の嶽 (大和) わざみの根 (美濃)
 をなの尾 (遠江か、又は信濃か、)
 いくちの岡 (山城) いざにはの岡 (伊豫)
 いまきの岡 (大和) かた岡 (大和)
 きはつくの岡 (常陸) さだの岡 (大和)
 さぬの岡 (紀伊) しげ岡 (大和)
 とりの岡 (常陸) ならしの岡 (大和)
 みやじろの岡 (未勘) るかひの岡 (大和)

しづ谷 (越中)
 ○岫 (武藏)
 むざし野の小岫
 ○坂 (上野)
 いかほろの坂
 ○坂 (未勘、或云いかほろの坂の誤、)

あしがらの御坂	(相模)	あふ坂	(近江)	いつはたの坂	(越前)
うすひの坂	(上野)	おほ坂	(大和)	かしの坂	(大和)
さぎ坂	(山城)	すみ坂	(大和)	たこのよび坂	(駿河)
ふぢしろの御坂	(紀伊)	やへ坂	(大和)		
いづみの柚	(和泉)	わづか柚山	(山城)		
○林					
きへの林	(遠江)	へそがたの林	(大和)		
○海					
あごの海	(攝津)	あらつの海	(筑前)	いせの海	(伊勢)
いづの海	(伊豆)	いなみの海	(播磨)	いはみの海	(石見)
おうのみ	(出雲)	きの海	(紀伊)	くろうしの海	(紀伊)
けひの海	(淡路)	こがたの海	(伊勢)	こしの海	(越前中後)
さばの海	(周防)	すゝの海	(能登)	するがの海	(駿河)
ちぬの海	(和泉)	なごの海	(攝津)	なごの海	(越中)
なさかの海	(常陸)	なにはの海	(攝津)	のとの海	(能登)
はくひの海	(能登)	まつらの海	(肥前)	みかたの海	(若狭)
むこの海	(攝津)				

あかしの浦	(播磨)	あごの浦	(志摩)	あこねの浦	(紀伊)
あさかの浦	(攝津)	あさぢが浦	(對馬)	あみの浦	(未勘、按に、誤字か、)
あをの浦	(越中)	いそまの浦	(備中、按に、いそみの浦を誤れるか、さらば地名に非ず、)	おほの浦	(遠江)
おうの浦	(出雲)	おほ浦	(筑前)	おほの浦	(遠江)
かざはやの浦	(備後)	かたみの那	(紀伊)	かとの浦	(近江)
からの浦	(筑前)	くまけの浦	(周防)		
くま野の浦	(紀伊)	みくま野の浦、とよめり、		けひの浦	(越前か又は淡路か、)
こすけろの浦	(武藏か)	さだの浦	(土佐か)	さひかの浦	(紀伊)
しがつの浦	(近江)	しかの浦	(筑前)	しきつの浦	(攝津)
しだの浦	(駿河)	しまの浦	(筑前)	すが浦	(近江)
たかしきの浦	(對馬)	たこの浦	(越中)	たこの浦	(駿河)
たましまの浦	(肥前)	たまの浦	(紀伊)	たまの浦	(備中)
たゆひが浦	(越前中)	たるひめの浦	(越中)	ちえの浦	(未勘)
ちたの浦	(尾張)	つぬの浦	(石見)	つぬの浦	(讃岐)
とはたの浦	(筑前)	とほつ大浦	(土佐か)	ともの浦	(備後)
ながとの浦	(安藝)	ながはまの浦	(能登)	ながるの浦	(備後)
なごの浦	(越中)	なたかの浦	(紀伊)	なつみの浦	(近江)

なはの浦	(土佐か)	なはの浦	(未勘)	にへの浦	(遠江)
ぬさかの浦	(肥後)	のこの浦	(筑前)	ひかさの浦	(播磨)
ひらの浦	(近江)	ふせの浦	(越中)	ふぢえの浦	(播磨)
まつらの浦	(肥前)	まつほの浦	(淡路)	まつが浦	(未勘)
まながの浦	(近江)	まぬの浦	(攝津)	まゝの浦	(下總)
まりふの浦	(周防)	みなべの浦	(紀伊)	みぬめの浦	(攝津)
みほの浦	(紀伊)	みやけの浦	(下總)	むこの浦	(攝津)
むつの浦	(播磨)	わかの浦	(紀伊)	わくまの浦	(豊前)
をふの浦	(越中)				

○濱

あくらの濱	(紀伊)	あらつの濱	(筑前)	いでみの濱	(攝津)
いせの濱	(伊勢)	いせの濱荻、とよめり		おほわだの濱	(攝津)
いはしろの濱	(紀伊)	いはしろの濱松とよめり			
かざはやの濱	(紀伊)	かみの小濱	(紀伊)		
さくの濱	(豊前)	さくの長濱とも、さくの高濱とも		こ濱	(攝津)
くらなしの濱	(未勘、或云豊前)	こぬみの濱	(常陸)	すみの江の濱	(攝津)
しかの濱	(筑前)	しなぬの濱	(越中)	つねがの濱	(越前)
たかしの濱	(和泉)	たか濱	(豊前)		

とほつの濱	(土佐か)	なが濱	(豊前)	なが濱	(越中)
なが濱	(遠江)	なごの濱	(攝津)	なごえの濱とも、	
ふけひの濱	(紀伊)	ふなせの濱	(播磨)	みつの濱	(攝津)
まつだえの濱	(越中)	まつだえの長濱とも、			
よろきの濱	(相模)				

○湊

あどの湊	(近江)	かけの湊	(未勘)	なかの湊	(讃岐)
ひらの湊	(近江)	まとかたの湊	(播磨)	ゐなの湊	(攝津)
をかの湊	(筑前)				

○潟

あかし潟	(播磨)	あさか潟	(攝津)	あせか潟	(未勘)
あぢかまの潟	(未勘)	あゆち潟	(尾張)	ありち潟	(未勘、或云、越前)
うなかみ潟	(上總)	かしひ潟	(筑前)	かしひの潟とも、	
くすは潟	(上野)	くろうし潟	(紀伊)	たゆひ潟	(未勘)
なには潟	(攝津)	ひた潟	(未勘)		

○磯

おほさきの荒磯	(紀伊)	かぢしまの磯	(未勘)	しらかみの磯	(紀伊)
しぶたにの磯	(越中)	しぶたにの荒磯とも、		しるはの磯	(遠江)

たかしまの磯
むらじが磯
○島

(近江)
(駿河)

まゝのおすひ

(下總)

おすひは磯邊の東語

あきづ島

(大和)

あはぢ島

(淡路)

あは島

(讃岐)

あはの小島とも、

あべの島 (未勘、或云攝津、)

あべ島山

(未勘、按に、筑前又は尾張、)

いはひ島

(周防)

いへ島

(播磨)

いへの島とも、

いもが島

(紀伊)

いらごの島

(伊勢)

いらごが島

(因幡か)

おきつ島山

(近江)

おほ島

(周防)

おほ島

(大和)

かこの島

(播磨)

かさぬひの島

(攝津)

かさ島

(未勘)

か島

(能登)

か島

(常陸)

か島

(紀伊)

かぢ島

(未勘)

かみ島

(備前)

からにの島

(播磨)

かり島

(長門)

さびの兒島

(備前)

こ島

(備前)

こ島

(紀伊)

こ島

(未勘)

こ島

(未勘)

こま島

(肥前)

さ島

(下總)

さみねの島

(讃岐)

しき島

(大和一國或は、天下總名、)

すが島

(近江か、或は云、阿波紀伊の間にあり、)

たか島

(近江)

たく島

(出雲)

たこの島

(越中)

たちばなの島

(大和)

たま島

(肥前)

たまづ島

(紀伊)

つ島

(對馬一國)

つくゑの島

(能登)

つくしの島

(西海九國)

つぬ島

(長門)

て島

(攝津)

と島

(武藏)

ながとの島

(安藝)

なる島

(播磨)

ぬ島

(淡路)

のとの島山

(能登)

ひめ島

(攝津)

ふかつ島

(備後)

まぐは島門

(上野か)

み島

(攝津)

みづ島

(肥後)

みの島

(筑前)

やまと島

(大和一國)

ゆきの島

(壹岐一國)

○崎

(未勘)

あらつの崎

(筑前)

あれの崎 (未勘、或云美濃、)

いそ崎

(常陸)

いほ崎

(紀伊)

おほ崎

(紀伊)

かしまの崎

(常陸)

かねの御崎

(筑前)

かみの崎

(紀伊)

から崎

(近江)

からの崎

(石見)

きよみの崎

(駿河)

さての崎

(未勘、或云しでの崎の誤、しでは伊勢、)

しでの崎

(伊勢)

しぶたにの崎

(越中)

しら崎

(紀伊)

せとの崎

(播磨)

たこの崎

(越中)

たふしの崎

(志摩)

たるひめの崎

(越中)

ちかの崎

(肥前)

つくしの崎

(西海九國)

つをの崎

(近江)

とみの崎

(大和)

なにはの崎

(攝津)

ぬしまの崎

(淡路)

みうら崎

(相模、或云陸奥、)

みこしの崎

(相模)

み崎

(筑前)

みつの崎	(攝津)	みぬめの崎	(攝津)	みくらくの崎	(肥後)
みをの崎	(近江)	やらの崎	(筑前後にあるべし)		
ゆらの崎	(紀伊)	ゆらの御崎とも		をふの崎	(越中)
○津					
あきた津	(伊豫)	あら津	(筑前)	いちひ津	(大和)
うなかみの津	(大總)	うなかみの其津とよめり、		えな津	(攝津)
おほ津	(近江)	さきたまの津	(武藏)	しは津	(攝津)
しが津	(近江)	しがの大津とも		たか津	(攝津)
しほ津	(近江)	すみの江の御津	(攝津)	なにはの御津とも	
つぬがの津	(越前)	なには津	(攝津)		
にきた津	(伊豫)	ひき津	(筑前)		
み津	(攝津)	なにはのみ津なり			
み津	(攝津)	すみの江のみ津なり			
やき津	(駿河)	わた泊	(石見)	もはき津	(常陸)
○泊					
から泊	(筑前)	この泊	(筑前)	みつの泊	(攝津)
むこの泊	(攝津)				
○灘					

ひぢきの灘	(播磨、或云、備後より西にあり)				
○沖					
すみの江の沖	(攝津)				
○渚					
かち野の渚	(近江)				
○川					
あきづの川	(大和)	あしきの川	(筑前)	あその川原	(下野)
あすか川	(大和)	あすかの川とも		あなしの川とも	
あど川	(近江)	あなし川	(大和)	いさや川	(近江)
あまの川	(天河)	あまの川原とも			
いざ川	(大和)	いし川	(石見)		
いづみ川	(山城)	いづみの川とも		いなみの川	(播磨)
いみづ川	(越中)	うさか川	(越中)	うち川	(山城)
うなひ川	(越中)	うるわ川	(未勘)	又は、うるや川ともあり、共に誤あらむ	
おきなが川	(近江)	おほ野川原	(大和)		
かたかひ川	(越中)	かたかひの川とも		かたすは川	(河内)
かむなび川	(大和)	かも川	(山城)	きの川	(紀伊)
きさの小川	(大和)	きよみの川	(大和)	くじ川	(常陸)

くせの川原	(山城)	くらはし川	(大和)	くらはしの川とも
さきた川	(越中)	さきたの川とも	さほ川 (大和)	さほの川とも、さほの川原とも
しかま川	(播磨)	しくら川	(未勘、或云越前)	すゞか川 (伊勢)
そがの川原	(大和)	たど川	(美濃)	
たましま川	(肥前)	たましまのこの川上とも	たま川	(武藏)
ちぐまの川	(信濃)	とね川	(上野)	とひの川内
とりかひ川	(大和)	なきの川	(山城)	なつみの川
にぎし川	(能登)	にひ川	(越中)	にふの川
ぬな川	(天河)	のと川	(大和)	
のとせ川	(大和)	のとせの川とも	はつせ川 (大和)	はつせの川とも
はひつきの川	(越中)	はらろ川	(未勘、按に、下總か、)	ひのくま川 (大和)
ひらせ川	(大和)	ふじ川	(駿河)	ふる川 (大和)
ほそ川	(大和)	ほり江の川	(攝津)	まきむくの川 (大和)
まつら川	(肥前)	まつらの川とも	みつ川	(近江)
みなのせ川	(相模)	みへの川	(伊勢)	みやのせ川 (未勘)
みわ川	(大和)	むこ川	(攝津)	むつだの川 (大和)
めひ川	(越中)	やすの川	(近江)	
やすの川	(天河)	やすの川原とも	やつり川	(大和)

ゆけの川原	(河内)	ゆふ川	(大和)	ゆふや川	(大和)
よし野川	(大和)	よし野の川とも、みよし野川とも、みよし野の大川よどとも			
よしき川	(大和)	わたらひの大川	(伊勢)	ゐな川	(攝津)
をかみ川	(越中)				
○瀧					
おほ瀧	(大和)	たぎ	(美濃)	瀧のへ	(淡路)
瀧のへ	(大和)	瀧のみやこ	(大和)	瀧のみかど	(大和)
よし野の瀧	(大和)	みよし野の瀧とも			
○淀					
あすか川なゝせの淀	(大和)	まつら川なゝせの淀	(肥前)		
みよし野の大川淀	(大和)	むつだの淀	(大和)		
○門					
あかしの門	(播磨)	あかし大門とも	さほの川門	(大和)	
せ門	(薩摩)	なつみの川門	(大和)	なには門	(攝津)
なる門	(周防)	はらろ川門	(未勘、按に下總か、)		
まぐは島門	(上野)				
○渡					
うちの渡	(山城)	かみの渡	(備中)	こがの渡	(下總)

さぬの渡	(紀伊)	つしまの渡	(對馬)	むこの渡	(攝津)
やすの渡	(天河)				
かむなびの淵	(大和)	たましまの淵	(肥前)		
○淵					
たぎの瀬	(美濃)	ほそ川の瀬	(大和)	やまぶきの瀬	(山城)
○橋					
かたすは川のさぬりの大橋 (河内)				かるぬの橋	(常陸)
さかたの橋	(大和)	さぬの舟橋	(上野)	ふるの高橋	(大和)
たか橋	(大和)	ふるの高橋なり			
まゝのつぎ橋	(下總)	よどのつぎ橋	(攝津)		
○岸					
あさづまのかた山岸 (大和)		いはしらの岸	(紀伊)	さほ川の岸	(大和)
すみの江の岸	(攝津)	すみの江の岸	(丹後)	まきむくの岸	(大和)
○野					
あきの野	(大和)	あきの大野とも			
あきづ野	(大和)	あきづの野邊とも、あきづの小野とも			
あけさゝは野	(未勸、或云攝津、今按に、誤字か、)	あさゝは小野	(攝津)		

あさ野	(淡路)	あさは野	(武藏か、又は遠江か、) あさはの野らとも
あしきの野	(筑前)	あだの大野	(大和)
あぬな	(未勸)	按に、なは野、なるべし	
いなみ野	(播磨)	いはしらの野	(紀伊)
いはせ野	(越中)	いはたの小野	(山城)
いり野	(山城、或云丹後、)	いり野	(上野)
うだの野	(大和)	うだの大野とも	
おしたる小野	(未勸)	おほ野	(筑前)
おほあらし野	(大和)	かすが野	(大和)
かち野	(近江)	かはくちの野邊	(伊勢)
かみたかは野	(未勸、または山城か、又は豊前か、本には上小竹葉野とあり、)	かまふ野	(近江)
かりたかの野	(大和)	かりぢの小野	(大和)
かりはの小野	(未勸、按に、かりぢの小野を誤れるか、)	くたら野	(大和)
くるすの小野	(大和)	こせの野	(大和)
さき野	(大和)	さぬかたの野	(近江)
しきの野	(大和)	ましの野	(大和)
すぎの野	(越中)	すゑのはら野	(山城、又は和泉、或云大和、)
たかまのかや野	(大和)	たかまとの野	(大和)

たかは野	(未勸、按に、山城か、又は豊前か)	たぎの野	(美濃)
たなくらの野	(山城)	つが野	(攝津)
つく野	(大和)	とやの野	(下總)
なばり野	(伊賀)	はた野	(大和)
ひくま野	(遠江)	ま野	(陸奥)
みかさの野邊	(大和)	みつが野	(駿河か)
むざし野	(武藏)	やすの野	(筑前)
やたの野	(大和)	わざみ野	(美濃)
ゐな野	(攝津)	をちの大野とも	
をりの小野	(攝津)		

○原

あごねの原	(未勸、或云、山城)	いしの原	(伊勢)
おほやが原	(武藏か)	くたらの原	(大和)
こふの原	(筑前)	たかぬ原	(大和)
たけたの原	(大和)	ながやの原	(大和)
はにやすのみかどの原(大和)		ふぢゐが原	(大和)
まかみの原	(大和)	みかの原	(山城)
みつの松原	(攝津)	ゆの原	(筑前)

よさみの原	(參河)	わざみが原	(美濃)
あふみ路	(近江)	いくぢの道	(山城)
いりま路	(武藏)	おほ野路	(越中)
き路	(紀伊)	きのへの道	(大和)
みこし路	(越前中後)	こせ路	(大和)
さほ路	(大和)	しなぬ路	(信濃)
たつた路	(大和)	たには路	(丹波)
つくし路	(西海九國)	とさ路	(土佐)
なら路	(大和)	なには路	(攝津)
ふたみの道	(參河)	まつら路	(肥前)
やましろ路	(山城)	やまと路	(大和)
わかさ路	(若狹)		
あふみの海	(近江)	かたりの海	(近江)
とほの淡海	(常陸)	ふせの海	(越中)
いなさほそ江	(遠江)	おほくらの入江	(山城)
		かしふ江	(筑前)
		せの海	(駿河)
		ふせの水海とも	
		やまだの道(未勸、按に、山城、又は河内)	
		はつせ路(大和)とよはつせ路、とよめり	
		たごこえの道	(河内)
		さがむ路	(相模)
		しほ路	(能登)
		なには路	(河内)
		みやけ路	(大和)

くさか江 (河内) しま江 (播磨) すすの入江 (紀伊、又は出雲)
 たま江 (攝津) つたのほそ江 (播磨) なご江 (攝津)
 (越中)なごの江とも なのはほり江 (攝津)
 ひだの細江 (大和) ひみの江 (越中) なる江 (越中)
 ほり江 (攝津) まつだ江 (紀伊) まゝの入江 (下總)
 みしま江 (攝津) むろの江 (紀伊)
 ○沼 いならの沼 (上野) かほやが沼 (上野)
 いかほの沼 (上野) みくゝ沼 (未勸、或云、武藏、本に野とあり、沼なるべし)
 さき沼 (大和) なる澤 (駿河) なる澤 (伊豆)
 をさきの沼 武藏
 ○池 いはれの池 (大和) うきぬの池 (未勸) かつまたの池 (大和)
 かりぢの池 (大和) かるの池 (大和) きくの池 (豊前)
 きよすみの池 (大和) つるぎの池 (大和) とろしの池 (和泉)
 はにやすの池 (大和) まがりの池 (大和) まぬの池 (攝津)
 みゝなしの池 (大和) よるかの池 (大和)
 ○澤 さき澤 (大和) なる澤 (駿河) なる澤 (伊豆)

つるの堤 (甲斐) はにやすの堤 (大和) はにやすの池の堤とも
 ○堤
 いめの回 (大和) おほ回のはま (攝津)
 しがの一回 (近江) 一云、ひらの一回 (攝津)
 ○湯 (温泉) すきたの温泉 (筑前) とひのかふちにいづる湯(相模)
 きの温泉 (紀伊) 湯のはら (筑前)
 み湯のへ (伊豫)
 ○井 いしの御井 (伊勢) さらし井 (常陸) たかはらの井 (河内)
 てら井 (越中) 御井 (大和) 藤原宮御井なり
 まゝの井 (下總) ゆけひの御井 (大和) ゆづるはの御井 (大和)
 ○田 (田居は、たゞ田なり、) さらし井 (常陸) 御井 (大和) 藤原宮御井なり
 あべの田面 (駿河) さくら田 (尾張) さぬ田 (上野)
 あらき田 (大和、按に、地名ならずともあるべし) あらきの小田とも
 かにの田居 (山城) すみの江の小田 (攝津) ふしみが田居 (山城)
 しづくの田居 (常陸) をはり田 (大和) をはり田 (尾張)
 ふるのわさ田 (大和)

やさかの堰 (上野) ○堰

あゆちの水 (尾張) ○水

くまきの泥 (能登) ○泥

あぎの國 (國名) あしはらのみづほの國(總名) みづほの國、とのみも

あふみの國 (國名) いせの國 (國名) いなみ國原 (播磨)

いなはの國 (國名) かひの國 (國名) かみつふさの國 (國名)

からの國 (菟國) きの國 (國名) きびのみちのしりの國(國名)

こしの國 (國名、越前中後) さぬきの國 (國名) さゝなみの國 (近江)

さしなみの國 (四國) つくしの國 (西海九國) しらきの國 (菟國)

するがの國 (國名) つくしの國 (國名) つの國 (國名)

とこよの國 (仙境) ・とさの國 (國名) とよ國 (豊前後)

・とよ國のみちのしり (豊後) はつせの國 (大和) はつせ小國とも

・ひのみちのくちの國 (國名) ・ひのみちのしりの國 (國名) やまとの國 (總名、又大和一國)

ひたちの國 (國名) みぬの國 (國名)

よし野の國 (大和) ○都 (舊都)(宮)(離宮)(行宮)(齋宮)(御門)(御階)

あきづの宮 (大和) ・あさくらの宮 (大和) あすかの舊都 (大和)

あぢふの宮 (攝津) ・いはゆる行宮 (伊豫) うちの都 (山城)

うねびの宮 (大和) おしてる宮 (攝津) おほつの宮 (近江)

おほやまとくにの都 (山城) ・かぐやまの宮 (大和) かはくちの行宮 (伊勢)

・かはらの宮 (大和) きのへの宮 (大和) きよみはらの宮 (大和)

きよみの宮 (大和) くりの宮 (美濃) くちの都 (山城)

・さきの宮 (大和) さゝなみの舊都 (近江) しまの宮 (大和)

しまの御門 (大和) しまの御階 (大和)

たかまとの宮 (大和) たかまとの野のうへの宮とも、たかまとの尾の上の宮とも、

・たかつの宮 (攝津) たぎの都 (大和) たぎの御門 (大和)

ながらの宮 (攝津) なにはの宮 (攝津) ならの都 (大和)

ふたぎの宮 (山城) ふぢはらの宮 (大和) ふぢはらの大宮とよめり

ふぢはらの都 (大和) ・みかのはらの離宮 (山城) わざみのはらの行宮 (美濃)

わたらひの齋宮 (伊勢)

○城

・きの城

(筑前)

みづ城

(筑前)

○關

・きの關

(紀伊)

となみの關

(越中)

ふはの關

(美濃)

○郡

・あさひなの郡

(安房)

・あしかぶの郡

(下野)

・あまはの郡

(上總)

・あやの郡

(讃岐)

・いちはらの郡

(上總)

・いと郡

(筑前)

・いにはの郡

(下總)

・うどの郡

(駿河)

・うばらきの郡

(常陸)

・えはらの郡

(武藏)

・かぶの郡

(加賀)

・かすやの郡

(筑前)

・かふちの郡

(下野)

・かまの郡

(筑前)

・くがの郡

(周防)

・さうまの郡

(下總)

・さへきの郡

(安藝)

・さむかはの郡

(下野)

・さやの郡

(遠江)

・しだの郡

(常陸)

・しほのやの郡

(下野)

・そのきの郡

(肥前)

・ちぶの郡

(武藏)

・ちひさがたの郡

(信濃)

・つがの郡

(下野)

・つきの郡

(武藏)

・としまの郡

(武藏)

・なかの郡

(筑前)

・ながのしもの郡

(遠江)

・ながさの郡

(安房)

・ながらの郡

(上總)

・なすの郡

(下野)

・はにふの郡

(總下)

・ふししの郡

(能登)

・ましきの郡

(肥後)

・みづきの郡

(備後)

・むぎの郡

(上總)

・むなかたの郡

(筑前)

・やなたの郡

(下野)

・やまのべの郡

(上總)

・やまの郡

(遠江)

・ゆふきの郡

(下總)

○縣

・あふみ縣

(遠江)

まつら縣

(肥前)

○里

・あすかの里

(大和)

・いつみの里

(山城)

・いちの郷

(筑前)

・おほはらのふりにし里

(大和)

・かすがの里

(大和)

・かむなびの里

(大和)

・くれの郷

(河内)

・こそりの里

(未勘)

・こそりの里人、とよめり、

(大和)

・さほのうちの里

(大和)

・すがはらの里

(大和)

・すみの江の里

(攝津)

・たむらの里

(大和)

・つぬの里

(石見)

・ならの里

(大和)

・ふぢはらのふりにし里

(大和)

・ふる里

(大和)

・みえりの里

(未勘)

・もりべの里

(未勘)

・やぶなみの里

(越中)

・ゆきみの里

(未勘)

を里

(未勘、按に地名に非るか、)

○村

・くまきの村

(能登)

・たかつきの村

(山城)

・ふかみの村

(加賀)

・ふか江の村

(筑前)

・ふる江の村

(越中)

○市

・あべの市

(駿河)

・かるの市

(大和)

・つば市

(大和)

にし市の市 (大和) ひむかしの市 (大和)
 ○窟 (石見にありと云、)
 しつの窟
 ○驛 (筑前) ・たかにはの驛 (安藝)
 ・あしきの驛 (筑前) ・ひなもりの驛 (筑前)
 ○庄 (大和) ・とみの庄 (大和)
 ・たけたの庄 (大和)
 ○亭 (筑前) ・こましまの亭 (肥前)
 ・からの亭 (筑前) ・ひきつの亭 (筑前)
 ○社 (森)(神) いくりの森 (越後) いはせの森 (大和)
 いやひこの神 (越後) うきたの森 (大和)
 かるの社 (大和) くせの社 (山城)
 けひの大神宮 (能登) けひは、けたの誤か、
 すみの江のあら人神 (攝津) すみの江のあがほみ神とも、すみの江のあがすめ神とも、
 となみ山たむけの神 (越中) つまの森 (紀伊) なきさはの森 (大和)
 ふる山のみづ垣 (大和) とよめり、又ふるの神杉とも、 みかさの森 (筑前)
 みもろの神 (大和)

○寺
 かはら寺 (大和) たちばなの寺 (大和) とよらの寺 (大和)
 ○雑
 あくら (紀伊) あご (攝津) あしきた (肥後)
 あしがら (相模) あしがりととも (大和) あしのや (攝津)
 あすか (大和) あそ (未勸) あだ (大和)
 あだ (紀伊) あだゝら (陸奥) あぢかま (未勸)
 あて (紀伊) あぬ (未勸) あは (國名、安房)
 あはぢ (國名) あふみ (國名、近江) あゆち (尾張)
 あられ (攝津) あらたま (遠江) あまり (攝津)
 あをみづら (或云參河、按に地名に非るか、) いかつち (大和)
 いかるが (大和) いかほ (上野)
 いけかみ (或云大和、或云地名に非ず、) いしゐ (信濃)
 いも (國名) いそのかみ (大和) いづみ (山城)
 いづも (國名) いなびつま (播磨) いなみつま、とも、
 いなは (國名) いぬかみ (近江) いはみ (國名)
 いはしろ (紀伊) いはれ (大和) いほはら (駿河)
 いやひこ (越後) いよ (國名) うしまど (備前)

うなひ	(大和)	うなひ	(山城)	うなかみ	(上總)
うなひ	(攝津)	うなひ	(武藏)	うねび	(大和)
うゑつき	(大和)	おきな	(大和)	おきな	(近江)
おほやまと	(總名)	おほはらき	(大和)	おほほら	(大和)
おほすみ	(國名)	かえ	(未勸)	かざはや	(紀伊)
かしはら	(大和)	かすが	(大和)	かだ	(備前)
かつしか	(下總)	かつらき	(大和)	かとり	(陸奥)
かぬま	(上野か、又は下野か)	かはる	(豊前)	かふち	(國名)
かへる	(越前)	かまくら	(相模)		
かみつね	(國名)	かみつねのとも		かむしだ	(駿河か)
かむなび	(大和)	かりたか	(大和)	き	(國名)
きび	(國名)	きびのみちのしり	(國名、備後きへ)		(遠江)
くせ	(山城)	くまき	(能登)		
くま野	(紀伊)	くま野とも、みくま野とも	くらが	(下總)	まくらがとよめり
こが	(下總)	こし	(國名、越前中後)	みこしとも	
こしのなか	(國名)	こせ	(大和)	こば	(武藏)
こま	(蕃國)	さかて	(大和)	さきたま	(武藏)
さなみ	(近江)	さらの小野	(未勸、按に、天上にあるか)		

さつま	(國名)	さど	(國名)	さぬ	(上野)
さぬかた	(近江)	さほ	(大和)	さほのうちとも、さわたり	(未勸、或云駿河)
しが	(近江)	しか	(筑前)	しなぬ	(國名)
しぬた	(和泉)	しばつ	(攝津)	しばつき	(未勸、或云相模、或云陸奥)
しほつ	(未勸)	しま	(國名)	しま	(筑前)
しま	(大和平群郡)	しま	(大和高市郡)	しもつけぬ	(國名)
しもつふさ	(國名)	しらくき	(蕃國)	す	(能登)
すはう	(國名)	すま	(攝津)	すみの江	(攝津)
すみの江	(丹後)	するが	(國名)	する	(上總)
たかきた	(美濃)	たかしき	(對馬)	たかま	(大和)
たかまと	(大和)	たかや	(大和、又は河内)	たけち	(大和)
たご	(上野)	たちばな	(武藏)		
たちばな	(駿河、又按に、地名に非るか)			たつた	(大和)
たどり	(上野)	たには	(國名)	たむけ	(大和)
たむけ	(越中)	たるみ	(攝津)	たるひめ	(越中)
ちぬ	(和泉)	つくま	(近江)		
つくは	(常陸)	をつくは、とよめり、		つくし	(西海九國)
つくしのみちのしり	(筑後)	つしま	(國名)	つぬ	(攝津)